時効「救済」ではなく時効「撤廃」を! 被害多発企業の疫学調査を!

中皮腫・じん肺・アスベストセンター運営委員 片岡明彦 2

欧州労使のハラスメント・暴力協定 IARC: 交替勤務・塗装・消防の発がん性評価 76

全国安全センター事務局長 古谷杉郎 79

ドキュメント

アスベスト禁止をめぐる世界の動き

EUの石綿禁止:塩素電解隔膜の例外は維持

各地の便り/世界から	
東京●過労労災は「自己責任」ではない!	91
神奈川●新医証もとに労基署が不支給を撤回 ──	91
北海道●クロス職人の中皮腫、再審査で逆転認定	92
大阪●空調機器労働者の中皮腫、逆転認定──	94
兵庫●新たな医証検討せずに審査請求棄却──	95
韓国●非正規労働者の死亡災害が2倍高い ──	96
韓国●韓国タイヤで相次ぐ「突然死」に関心──	96
振動病●産衛学会研究会ワーキンググループ	97

石綿疾患の処理経過簿の開示請求とその結果について

時効「救済」ではなく、時効「撤廃」を! 被害多発企業の疫学調査を!

片岡明彦

中皮腫・じん肺・アスベストセンター運営委員

「情報開示」ありき

2005年6月29日からはじまったいわゆる「クボタショック」。クボタは、かつて尼崎市・旧神崎工場で石綿水道管などを製造していた。近隣に居住した女性2名、男性1名が中皮腫で療養中(この時点でほかに2名死亡)、クボタがこの3名に見舞金を支払うこと、旧神崎工場労働者に石綿被害が多数発生していることを毎日新聞夕刊が特報した。

当時の詳細は、「アスベストショック クボタショックから2年」(アットワークス社)などにゆずるが、「ショック」とまで形容された出来事の発端は、クボタが、「自社の被害状況の詳細を開示したこと」にあった。

石綿被害の重大さにようやく気づいたマスコミは、政府と企業に情報を求め殺到した。もはや隠しきれないとみた企業側の被害情報公表が相次ぐ一方、政府側一経済産業省、国土交通省は、所管する業界に被害を報告するように指示し、内容的

には不十分ながら、またたくまに被害情報が集まってきた。

この騒ぎの中、石綿被害情報を最も把握しているのは労災・安全衛生行政を所管する厚生労働省であって、厚労省こそ情報公開するべきであるとの圧力が高まった。かくして、クボタショック後わずか1か月後の2005年7月末には、2004年度までの中皮腫・肺がんの労災認定事業場に関する情報を、事業場の実名を含めて厚生労働省が公表するまでになった。

しかし、その後マスコミ圧力の低下につれ企業の情報公開度は低下、それに歩調を合わせるように厚生労働省は、労災認定事業場名の公表を拒むようになった。その間、2005年度、2006年度の労災保険による肺がんと中皮腫の認定件数及び時効になった事案を救済するための石綿新法の認定件数の合計は3,000件を優に超えた。2004年度以前の認定件数の約4倍に当たる件数である。本誌でも何度も指摘したように、それでもなお補償・救済から漏れた事案が補償・救済された事案よりは

るかに多い。とりかえしのつかない過ちが行われた こと、「もし、クボタショックがなかったら」、ここのとこ ろを私たちは決して忘れてはならない。

「どこでどういう被害が生じているか」を社会に 明らかにすることの重要性は、クボタショック後2年 たったいまも変わらない。クボタショックの大切な教 訓である。この貴重な教訓の実体としての膨大な 数であろう労災認定事業場の公表継続を、私たち は政府・厚労省に交渉機会のあるごとに、本当に、 真剣に申し入れたが、体よくあしらわれ、無視され、 むなしく時間が過ぎた。なぜそんなことができるの か、そのたびに怒りにふるえた。

厚労省は、年度ごとに、都道府県別の労災補償 状況をまとめホームページ上に掲載しているが、情 報価値は非常に低い。そこで筆者は、いたずらに 手をこまねいているよりも何かできないかと考えて、 情報公開法にもとづく開示請求をしてみた。

その結果、石綿による肺がん、中皮腫などの石 綿関連疾患のすべての請求事案の部分開示リス トを入手、労基署別に業種別・疾病別・性別で決 定件数が把握できることになった。

データを整理・分析すると、次のようなことがわ かった。

- 1) 労災保険法と石綿新法(労災時効救済)にお いて、2年間で約3.500件が業務上と認定され、 その4割が建設関連だった。
- 2) 非建設関連の業種においては、少なくとも約 720の事業場で労災認定事案が発生し、このう ち厚労省がクボタショック直後の2005年7月と8月 に公表した「2004年度以前に労災認定のあっ た415事業場 | 以外に、新たに労災認定のあっ た事業場が、少なくとも約520あった。
- 3) 2005年開示事業場の中には、2年間で労災 認定件数を大幅に積み増したケースが、造船 業などで目立つとともに、これまで認定事案がな かった、あるいはほとんどなかった事業場や業種 で相当数の認定事案がみられた。

毎日新聞が2007年12月3日の朝刊1面トップで今 回の開示結果を取り上げるとともに、全労基署の 業種別認定内訳を掲載するなどして、労災認定事 業場名の公表を強く主張した。

翌4日の参議院厚生労働委員会では足立信也 議員(民主党)がこの記事をとりあげて質問、舛添 要一厚生労働大臣は、「来年春までに労災認定 事業場名を公表する | と明言し、懸案であった労 災認定事業場名未公表問題が、ようやく前進する ことになった。(ただ一方で、被害を出した企業が 石綿被害と補償に関する情報公開を率先して行 うべきところ、現状はごく一部を除き、どうしようもな い状況が続いており、根本的な反省と改善が求め られていることを指摘しておきたい。)

今後、石綿問題における一層の情報公開、石綿 被害救済制度の改善、石綿新法の見直しに取り 組んでいかなければならない。

とりわけ、石綿新法では3年間の期限付きで労 災時効事案の救済が認められたが、これを恒久的 な措置とするために、石綿被害への時効適用を撤 廃する労災保険法等の改正を、石綿新法見直し までに行わせることが緊急に課題である。石綿新 法制定前に「時効撤廃法案」が民主党から提出 されたが、いわゆる「郵政解散」のあおりで廃案と なった。これを復活させなければならない。石綿新 法施行後に時効を迎えた事案が発生しているが、 今は救済の道が閉ざされている。

大量の請求・認定情報、中皮腫登録制度開始 の見通しなど、石綿被害の補償・救済対策はやっ と情報に基づいた将来を見据えたものを策定でき る条件が整ってきた。石綿公害についてもより正 確に把握し評価できる状況ができつつある今、あら ためて、石綿新法の抜本的見直しとともに、アスベ スト対策基本法に基づく内閣府を中心とする総合 対策を確立するべきだろう。

「各々の所管官庁に問題を任せておけばよい」 では絶対にいけない、このことを端的に示したの が、今回の労災認定事業場未公表問題の顛末で ある。

クボタショック後の石綿健康管理手帳交付数の 激増、交付要件緩和に伴うさらなる増加によって、 厚労省には労災部局だけではなく、安全衛生部局 にも石綿ばく露のあった企業・事業場情報が集まっ

てきており、労災認定事業場の公表と合わせて、これらの事業場情報も公表されるべきものである点にも注目しておかなければならない。また、厚労省だけではなく、環境省も同じ問題を抱えている。中皮腫死亡数の市町村別データのみならず、石綿新法による市町村別認定情報は、未だに自治体に連絡されず、公表もされてはいない。

いまこそ情報公開を徹底し、英知を集めて総合的な石綿対策、対策推進体制を確立しなければ、またしても将来に禍根を残すことになる。

注意しておきたいことは、認定件数や手帳交付数の多い事業場は、それだけばく露や被害も大きいことを示しているといえる反面、退職者対策などを通じて掘り起こしが進んでいる面もあるということである。前向きな対策はこれを評価し、大企業に止まらずその関連・下請企業、建設業など中小零細企業に働く人たちを含めた石綿対策を社会全体に広めていくためにも、「情報公開」は必要不可欠である。

まちがいなく石綿被害は今後何十年と続き、すでに韓国・釜山へのニチアスの公害輸出が問題化しているように、アジアをはじめとする地域的拡散が確実視されている。日本のアスベスト対策がどうなるのかということが、アジアの石綿被害を今後どれだけ小さくできるのかということと関連していることを私たちは忘れてはいけない。

なお、本稿の末尾に、今回の処理経過簿をめぐる経過を踏まえて、情報公開の徹底と被害企業の疫学調査実施、自治体への被害情報通知義務化について述べた。日本の石綿被害の実態と全容解明は、国際的にも重要な課題であることをあらためて強調しておきたい。

処理経過簿による管理

まず、今回の開示情報の源である「処理経過 簿」について述べる。

労災請求事案を「処理経過簿」によって管理している例はめずらしいことではなく、脳・心臓疾患等についても同様なやり方をとっているようである。

全国安全センターが入手した厚労省の通達類

には、石綿関連疾患に関して該当のものがなかっ たため、

「平成17年度以降の、石綿による業務上疾病 (肺がん、中皮腫、石綿肺、瀰漫性胸膜肥厚、良性石綿胸水)の請求・業務上外認定事案、補償状況等について、調査、報告の作成、上局への提出等を厚生労働省から各労働局や各労基署の担当職宛に指示した文書、書式等の一式(通達、事務連絡、メモのすべて)。(労災保険法と石綿救済法によるもの)」として、厚生労働省に対して、7月10日付で開示請求したところ、「処理経過簿」に関する次の3つの事務連絡が開示された(ちなみに、重要な行政連絡が「通達」ではなく、より下位の「事務連絡」以下のレベルで行われ、行政文書として容易に公になってこないという問題は以前からあり、全国安全センターの厚労省交渉でも問題にしてきた。)

- ① 「石綿による肺がん及び中皮腫の処理経過 簿の作成について」2005年9月7日
- ② 「特別遺族給付金に係る請求・認定状況の 把握について | 2006年5月19日
- ③ 「石綿による肺がん及び中皮腫の処理経過 簿(労災保険法分)について」2006年8月7日

①によって、石綿による肺がん、中皮腫について、2005年度以降の労災保険における決定事案すべてが登録されることになり、②で時効救済の石綿新法でのすべての請求事案が登録されるようになり、③で②に合わせるかたちで①の処理経過簿の様式が一部改変されて現在に至っている。

①から③の変更は、1件1行で登録されること、疾 患コードに「3:その他」が加わるなど、記載コードが 若干変更になっていることである。1件1行としたの は、データの整理分析上は当然の改訂だろう。エ クセルや他のデータベースソフトを使ってデータを 操作するためには不可欠だったと思われる。

こうして、「処理経過簿」が存在することがわかった。

つまり、労災認定事業場名の公表という観点では、処理経過簿関連事務連絡、それに基づいて

作成された処理経過簿がひとつの焦点ということである。また、処理経過簿の作成更新とともに、決定事案については、「調査復命書写」を局に保管せよ、との指示がなされており、石綿関連疾患の補償状況を系統的に把握し、分析できるようにしてある。ということは重要なポイントである。

処理経過簿は、現在、「労働基準行政情報システム」内の電子掲示板に登載されており、本省ー局の縦方向の参照、更新が可能だが、局間の参照はできないものとみられる。つまり、処理経過簿の横の共有は図られていないようである。さらに、各事案の調査復命書に記載されているような、ばく露、認定に関する情報についてシステム上どのように共有が図られているのかもわからない。おそらく有機的な活用はされていない。

なお、処理経過簿をもとにして労災認定事業場に関する集計リストが作成されているかどうかについては、確認できていない(ある局に、そうしたリストについての開示請求をしたが、「文書不存在」という回答だった)。

以下、3つの事務連絡の全文を示す。

事務連絡 平成17年9月7日

都道府県労働局労働基準部 労災補償課長殿

厚生労働省労働基準局労災補償部 補償課職業病認定対策室長

石綿による肺がん及び中皮腫の 処理経過簿の作成について

現在、石綿による健康障害について国民の不安が高まっている状況から、労災補償行政においては、今後、石綿による肺がん及び中皮腫に係る労災請求事案(以下「石綿労災事案」という。)の請求及び認定の状況について、国会等からの照会に迅速・的確に対応する必要があります。

このため、当分の間、各局及び本省において、常時、最新の石綿労災事案の請求及び認定の状況を把握できるよう、下記により平成17年4月1日以降

に請求のあったすべての事案について、石綿労災事案の処理経過簿(以下「処理経過簿」という。)を 作成することとしましたので対応をお願いします。

なお、処理経過簿の項目については、「職業がん個人調査票」と内容が重複する部分が多いことから、「職業がん個人調査票」の平成18年度以降の作成・報告方法については、別途検討の上、通知します。

記

1 処理経過簿の作成方法

別添様式を電子ファイルとして労働基準行政情報システムにより各労災補償課長あて送付するので、局においてこれに各項目の内容を記入して作成し、さらにこれを労働基準行政情報システムの本省掲示板に掲示するものとする。

2 処理経過簿の初期作成

処理経過簿の初期作成は平成17年9月16日までに行うこと。その際、平成17年4月1日以降に請求がなされたものに加え、平成17年3月31日時点において、請求がなされているが決定がなされていない事案及び平成17年度において決定がなされた事案についても登記すること。

3 処理経過簿の更新

処理経過簿は、石綿労災事案について当該事 案に係る最初の受付がなされた時点で登記し、記 載事由が発生する都度更新すること。

4 調査復命書写の局での保管

石綿労災事案については、本省において個々の事案の内容の詳細を把握する必要が生じることも予想されることから、当分の間、決定がなされた場合には、調査復命書の写を所轄署から提出させ、局において整理・保管しておくこと。

なお、決定を行った事案について処理経過簿を 更新するに当たっては、調査復命書の内容を十分 確認すること。

5 記載に当たっての留意事項

(1) 「疾病名」欄については、次のコードに従い記載すること

肺がん:1 中皮腫:2

(2) 「業種」については、労災保険率表の事業の種類を記載すること。

石綿による脈がん及び中皮腫の処理経過簿

			労働者氏名			*	築	場	名			処理経過	簿(年月	B)			作	â	į.
No.	爲名	署名	生 年 月 日	疾病名	発症年月日		助保	戻 猫	号	死亡年 月日						医学的所見等	從?	多期日	and
			性 別		発症時年前	楽	_		種種	ЯЫ.	請求年月日	給付の種類	決定年月日		その他の場合 の理由	32.97	年	ヶ月	
												療養(補償)給付							
							-		-			休業(補償)給付							
							,					遺族(補償)給付							

- (3) 「請求年月日」欄及び「決定年月日」欄は、それぞれの給付の種類毎に最初に請求がなされたものについて記載すること。
- (4) 「(業務)上・外」欄については、次のコードに 従い記載すること。

業務上:1

業務外:2

(5) 「業務外の理由」欄については、次のコードに 従い記載すること。

労働者非該当:1 認定基準非該当:2 時効・その他:3

(6) 「医学的所見等」欄については、次のコードに 従い記載すること。

石綿肺所見有り:1 胸膜プラーク所見有り:2 石綿小体・石綿繊維有り:3 医学的所見等無し:0

- (7) 「作業従事期間」欄については、原処分庁で 認定した被災労働者が従事した全ての石綿ば く露作業の合計期間を記載すること。
- (8) 調査の結果、所轄が異なるため回送した場合には、「備考」欄に自署が回送元である旨と、回送年月日、回送先の局署名を記載すること。また、回送を受けた側は当該石綿労災事案の処理経過簿を登記の上、各項目の内容を記入するとともに、「備考」欄に自署が回送先である旨と、回送を受けた年月日、回送元の局署名を記載すること。
- (9) 「備考」欄には、上記(8)以外に以下の例を参考に特記すべき事項を記載すること。
 - 例 1.他の事業におけるばく露歴を○○年か ら有する。
 - 2. 当初じん肺で療養していたが、○○年 から中皮腫で療養。
- (10) 記載に際しては、各監督署ごとに請求年月日

順に掲示すること。

(別添書式は図を参照)

事務連絡 平成18年5月19日

都道府県労働局労働基準部 労災補償課長殿

厚生労働省労働基準局労災補償部 補償課職業病認定対策室長

特別遺族給付金に係る請求・ 認定状況の把握について

「石綿による健康被害の救済に関する法律」が制定され、同法に基づく特別遺族給付金に係る請求書の受付が本年3月20日から開始されたところである。ついては、当該給付金に係る請求及び認定状況を把握する必要があるため、当分の問、下記により、「特別遺族給付金に係る処理経過簿」(以下「処理経過簿」という。)を作成することとしたので、遺漏なきよう取り扱われたい。

記

1 処理経過簿の入力について

労働基準行政情報システムにおいて処理経過 簿様式(別添)を各局労災補償課長あて送信する ので、下記(1)及び(2)により、各項目を入力した上 で、労働基準行政情報システムの本省掲示版に 掲示されたい。

(1) 当月中に特別遺族給付金に係る請求書の受付、他の労働基準監督署(以下「署」という。)への請求書の回送、他の署から回送された請求書の受付、支給・不支給決定を行ったものについて、各局労災補償課において、管内の各署の

6 安全センター情報2008年1.2月号

状況を取りまとめた上で、翌月15日までに入力し、 掲示するものとする。

なお、自局管内の署間における回送処理についても上記と同様に入力する。

また、平成18年3月から4月において、請求書の受付、回送処理、支給・不支給決定を行ったものについては、平成18年5月31日までに入力し、掲示するものとする。

(2) 報告の対象となる期間内(毎月1日~毎月末)において、支給・不支給決定が行われていないものについては、「局名」、「署名」、「労働者等氏名」、「生年月日」、「性別」、「請求種別」、「請求年月日」欄までを入力すること。その後、当該事案について支給・不支給決定を行った時点で、決定日の属する.月分の報告において残りの欄を入力すること。

2 入力に当たっての留意事項

- (1) 「局名」欄については、局コード(2桁の番号) を入力すること。
- (2) 「署名」欄については、各署の名称を入力すること。
- (3) 「労働者等氏名」欄については、姓と名の問に一文字分スペースを空けること。
- (4) 「生年月日」、「請求年月日」、「死亡年月日」、「決定等年月日」、「ばく露開始年月」、「ばく露終了年月」欄については、和暦を使用すること。また、元号は大正は「T」、昭和は「S」、平成は「H」とすること(例昭和13年4月20日→S13.4.20)。

なお、取下げ又は回送済み事案についても、 当該年月日を「決定等年月日」欄に入力すること。

(5) 「性別」、「請求種別」、「疾病名」、「医学的所見等」、「決定等の区分」、「ばく露作業の種類」及び業務外の場合の「理由」欄については、処理経過簿の各項目欄に記載されている所定のコードを参照し、番号のみを入力すること。

なお、業務外の場合の「理由」欄へのコード入力に当たっては、以下も参考にされたい。

- ・「労働者非該当」:労働者としての雇用の事 実関係が確認されなかったものをいう。
- ・「ばく露作業歴なし」: 認定基準に定める石綿ばく露作業への従事が確認されなかったも

のをいう。

- ・「ばく露作業歴の不足」: 石綿ばく露作業に 従事していたことが確認されたものの、認定基 準において疾病ごとに定める石綿ばく露作業 従事期間の要件を満たさなかったものをいう。
- ・「医学的所見なし」:診療録、エックス線写真、 病理組織検査記録などの医学的資料により、 石綿肺、胸膜プラーク、石綿小体、石綿繊維 が確認されなかったものをいう。
- ・「医学的資料なし」:診療録、エックス線写真、 病理組織検査記録などの医学的資料が残さ れていないものをいう。
- ・「対象疾病以外」:特別遺族給付金の対象と なる疾病ではないものをいう。
- ・「その他」: 戸籍謄本・抄本や死亡届書記載 事項証明書等、省令で定める書類がないもの などが該当する。
- (6) 「請求年月日」欄については、他の署から回送されてきた請求書である場合、回送された請求書を自署において受け付けた年月日ではなく、請求人から請求書の受付手続きを行った年月日を入力すること。
- (7) 「業種番号」、「ばく露作業の種類」、「ばく露開始年月」及び「ばく露終了年月」欄については、業務上として決定した事案についてのみ入力すること。

また、「業種番号」欄については、業務上として の支給決定事務において使用した労災保険適 用事業細目表の「事業の種類の番号」(2桁の番 号)を入力すること。

「ばく露開始年月」は当該労働者の職歴上、 初めて石綿ばく露作業に従事した年月をいうの であって、必ずしも最終ばく露事業場において 初めて石綿ばく露作業に従事した年月と同じで はないことに注意すること。

- (8) 「備考」欄については、以下の要領にて入力すること。
 - ・業務外の場合の「理由」が「7その他」に該当する場合、その理由を入力すること。
 - ・調査の結果、所轄が異なるために請求書を回 送した場合、回送年月日、回送先の局署名を

特別遺族給付金に係る処理経過簿

					l					医学的	決定等	沙党等				業務上の場合		業務外の場合	
項目	局名	署名	労働者等氏名	生年月日	性別	請求種別	請求年月日	疾病名	死亡年月日	所見等	の区分	決定等 年月日	最終事業場名	業様 番号	ばく露作 業の種類	ばく雰開始年月	ばく路終了年月	理由	滑考
18.人族	島コードを 記入する	(記入例) 机煤中央	(22入頃) 原生 太郎	(22.3 K) \$13.4.20	1 男 2 文		(22.入例) H18.3.27	: 師がん 2 中収種 3 石経研 4 良性石経資水 5 びまん性胸膜 肥厚 6 対象疾病以外	(\$2人明) HIQ4.20	1 石線時所見有り 2 加級ブラーク所見 有り 3 石線小体有り 4 石線中体有り 5 医学的資料なし (複数回答可)	1 条務上 2 実務外 3 航下げ 4 回返済み	(記入例) HIR5.20	〇〇正章AA工場 〇〇正章AA工場	(起入例) 35	=メント内の コードを参照 し、記入する (記入到) 3(ア)	(\$2人(() S38.4	(JEA-80) S45-4	1 労働を見込き 8 にく気に手立ない 3 域く変化集立の不 足 8 原学的研究なし 5 原学的商品なし 6 対象反訴以外 7 その他	業産性の関係がそのは、の 場合や証決事業の場合など に記入する
. 1																			
2																			
3								-											

入力すること (例「H18.4.20○○局○○署に回送済み」)。また、回送された請求書を受け付けた署は、処理経過簿の各項目に当該請求の内容を入力するとともに、回送された請求書を受け付けた年月日、回送元の局署名を入力すること (例「H18.4.25○○局○○署から回送受付」)。

・上記以外に特記すべき事項があれば入力すること。

(別添書式は図を参照)

事務連絡 平成18年8月7日

都道府県労働局労働基準部 労災補償課長殿

> 厚生労働省労働基準局労災補償部 補償課職業病認定対策室長補佐

石綿による肺がん及び中皮腫の 処理経過簿(労災保険法分)について

標記処理経過簿については、平成17年9月7日付け補償課職業病認定対策室長名での事務連絡により、各局において作成され、更新が行われているところですが、今後の円滑な集計作業を目的として、別添様式に変更することといたします。

つきましては、本年7月末までの各局管内における、労災保険法に係る石綿による肺がん及び中皮腫の請求書の受付、他の労働基準監督署(以下「署」という。)への請求書の回送、他の署から回送された請求書の受付及び支給・不支給決定・取下げの状況ついて取りまとめた上で、従来から使用し

ている様式に入力し、8月15日(火)までに労働基準 行政情報システムの都道府県掲示板に掲載する ようお願いいたします。

右期日までに各局により掲載された処理経過簿について、本省において別添様式にデータを移替える作業を行い、順次、移替えた後の様式(電子ファイル)を労働基準行政情報システム上の電子メールにより各局労災補償課長あて送付しますので、以後は送付を受けた様式を更新するようお願いいたします。

7月末までの分を入力後、本省より移替えた後の様式の送付を受けるまでは、各局における更新作業は一時停止してください。

なお、変更点は、従来から使用している様式の 入力項目を一行に並べたことにあり、入力項目及び 入力に当たっての留意事項については追加・変更 が無いことを申し添えます。

記載に当たっての留意事項

(1) 「疾病名」欄については、次のコードに従い記載すること

肺がん:1 中皮腫:2 その他:3

- (2) 「業種」については、労災保険率表の事業の種類を記載すること。
- (3) 「請求年月日」欄及び「決定年月日」欄は、それ ぞれの給付の種類毎に最初に請求がなされた ものについて記載すること。

数字と数字の間にスペースを入れたり、「・」を使用したりせず、エクセルにおける日付として入力すること。

(4) 「(業務)上・外」欄については、次のコードに 従い記載すること。

業務上:1業務外:2取下:3回送済み:4

労災保険法: 石線による肺がん及び中皮腫の処理経過簿

	66	#6	SHTELS	2.478	12,34	事務名	教徒年月日	免疫特华酸	半束場名	労化保険委当	24	24	死亡年月日	经复 往宋年月日	体基础未存用目	建斯基本在月日	使要决定 的	体集決定日	追取決定日	果独上的	英務外の 理由	その他の 場合の理 中	医学的新見	作英达泰斯科	はく真には世紀月日	ばく高いT キタE	ga a
1	北海道	扎膜中央	草宝 太祖	1935/4/1	я	1	2005/3/:	49	(株)〇〇世間	01101-000 000-000	uns	×Ι	2009/4/1	2005/5/1	2005/8/1	2016/5/1	2005/10/1	2006/10/1		1	2 1		2	20 E 94 FI	S42 P	н7 а	2005年1 東京政府 治療からに変更的
2																											
3																											
4																											i — —

(5) 「業務外の理由」欄については、次のコード に従い記載すること。

労働者非該当:1 認定基準非該当:2 時効・その他:3

(6) 「医学的所見等」欄については、次のコードに 従い記載すること。

石綿肺所見有り:1

胸膜プラーク所見有り:2

石綿小体・石綿繊維有り:3

医学的所見等無し:4

- (7) 「作業従事期間」欄については、原処分庁で 認定した被災労働者が従事した全ての石綿ば く露作業の合計期間を記載すること。
- (8) 調査の結果、所轄が異なるため回送した場合 には、「備考」欄に、回送年月日、回送先の局署名 を記載すること。

また、回送を受けた側は当該石綿労災事案の処理経過簿を登記の上、各項目の内容を記入するとともに、「備考」欄に、回送を受けた年月日、回送元の局署名を記載すること。

- (9) 「備考」欄には、上記(8)以外に以下の例を参考に特記すべき事項を記載すること。
 - 例 1. 他の事業におけるばく露歴を○○年から有する。
 - 2. 当初じん肺で療養していたが、○○年 から中皮腫で療養。

(別添書式は図を参照)

労基署別決定状況

- 一連の開示請求によって、
- 1) 2005年度、2006年度の労基署別、疾病別の 補償・認定状況
- 2) 2005年度、2006年度の決定事案(業務上外等)について「処理経過簿」(一部開示)
- 3) 処理経過簿の作成、運用に関する事務連絡

を入手した。経過の概略は次のとおりである。

厚生労働省は2005年度以降の補償状況について、ホームページ上に発表している。

2005年度:

http://www.mhlw.go.jp/houdou/2006/05/h0530-1.html

2006年度:

http://www.mhlw.go.jp/houdou/2007/05/h0525-2.html

ただ、年度間で内容が統一されていなかったり、 不支給件数についての情報が示されていない部 分が多いなど情報価値は低い。

そこでもっと詳しい認定状況を知るために、全国47都道府県労働局に対して、労基署別の労災補償状況について開示請求を行った。47通の開示請求を出すことにしたのは、厚労省の担当部署である職業病認定対策室に対して労基署別の数字を問い合わせても、「まとめていない」と言われることが、これまでのいろいろなやりとりの結果、あらかじめわかっていたからである。

手始めに労災認定件数が突出して多い兵庫局と大阪局に対し、2007年4月27日付で開示請求を行った。開示請求書の「請求する行政文書の名称等」には、

「○○労働局管内の過去の石綿による業務上疾病(肺がん、中皮腫、石綿肺、瀰漫性胸膜肥厚、良性石綿胸水)の労基署別、年度別、疾病別の請求件数、支給件数、不支給件数がわかる資料(労災保険法と石綿救済法によるもの)」と記載した。

両局から同一日付(5月24日付)で開示決定通知書が届き、ほとんど同じ内容だが表の形式が違う開示文書を入手した。開示文書は

- 1) 労災保険法について、2005年度、2006年度 の、労基署別、疾患別請求件数、支給件数、不 支給件数一覧表。
- 2) 石綿新法について、平成18年度末締めの労

基署別、疾患別請求件数、支給件数、不支給件数一覧表(ただし、兵庫局の請求件数は署合計件数、大阪局はすべて疾患別でない件数。)の2種類だった。

2局の開示内容から、全国各局で同様のまとめ 資料を作成していることが予測されたので、6月上 旬に残り45局に同内容で開示請求を行い、順次 開示された。ただし、2006年度だけで、2005年度 分はなし、という局が少なからずあった

ちなみに、当センターでは情報公開法施行を契機に労災認定情報の情報公開に取り組む中で、石綿による肺がんと中皮腫の労基署別の請求、支給、不支給件数について、1999年度から2003年度まで(2003年度は請求件数はなし)厚生労働省から情報提供されていたが、2004年度以降は提供されなくなっていた。

認定事案の一覧表

労基署別、年度別(2005年度、2006年度)、疾病別の労災補償状況の開示結果でわかったことは、「2005年度から年度ごと、各局ごとに補償状況の統一的な内容でのまとめが行われるようになっていた」ことである。クボタショック後の請求件数の増大などに対応して、一定の一貫した事案管理が行われるようになったことを推測させた。

そこで、6月7日付で、兵庫、大阪局に対して、「過去の石綿による業務上疾病 (肺がん、中皮腫、石綿肺、びまん性胸膜肥厚、良性石綿胸水)の認定事案について、当該事案についての労災保険適用事業場名、所轄労基署、認定疾病名等の一覧表ないしこれらがわかるような調査個票等の資料のすべて (労災保険法と石綿救済法によるもの)。局、管内労基署の保有するもの」との内容で、開示請求を行った。

6月下旬には、残り45局に対しても同じ請求を 行った。

先行して請求していた兵庫、大阪局から「開示

	F-804-144	石綿による糖がん		-																-													
No Mot	6 41	6 % 20 886 ±4	88 0	M 55.59	9. 無症作月日 等	保証特 年数	苹果填名	99881	保険報号	i	更好	神経	光	亡年月日	PER	HE MARIE	# F # 18	表來 年月	疫苗决定日	休果日	1E 0 38	BARD	東 烈上州	東棋かの 理由	その他の場合	医学的 所見	作業校 期勤	# (E (E	開始しまくま	787 78		4.5	
1 27	大阪中	失		B 2						3501												ĺ	,		V/4EB								
	大班年			-						3591												İ	- 1										
	大阪年	_		_						3501													1										
	大阪中		4							3501													- 1							99	建型硬作用日 通光高量名:)	平成17年5月 漢分数基準月	120 200
	大阪中		-	_						3801													1									-	
	大阪中	_	- 2	_	-					3501													1							8	延失地作力。 近大局著名: 2	子供17年7月 欧角岩製品を	1198
1	大阪中		3	-						9416													1										
-	大阪中		,	_						3501													1										
10 27	-		,	_						3501													'										
	大阪中		,							7101													,										
12 27	-		,	-						3500													-	_									
13, 27			-	_						4200													-										_
14 27	-		Ι,	_						3901	-												1										
15 27	-		,	-						3801													1										
16 27	大阪中	*	,							_	数工事												-		_								
17 27	大阪中:	*	9	2						投資2	**												1	-1						Н			
18 27	大阪中:	久	7	. 2						按增先	等要进業												1										
19 27	大阪中:	э.	9	1						4208													1										
20 27	大阪中	*	9	2						3501													7										-
21 27	大阪中!	e.	2	- 1						难取													1							88.0	送受理 建元 大海芳香	*****	\neg
22 27	_		57	_						2504													1							ľ			
28 27			Я							5411													1										
24 27			9							3591													1										
25 27	_			_						建設票													,										
26 27	_		71	-						遊祭業													,										
27 27	_			-						小是素													1										
29 27				2					ŀ	3501													1										
30 27			5							9405												-	1		_								
31 27		_	2	2						9400													1		-								
32 27		_	77	1					ł	3505	-												1	-	-1					₽			
29 27			35	1						3900													-	-	-					₽			
34 27 3	大阪中央	t.	9	1 .						3500													1		-					H			-
35 27	大阪中央	1	я	2						3991													1		_					£38	を受明年月日: 表示 可変数数	P#£1699251	78
35 27 2	大阪中央		55	2						2801													; 	-	\dashv					81.8	表示。叫食野野	*DACA	\dashv
37 27 3	大阪中央			1						2101													,		\dashv							_	
38 27 2			,5	2						202													1		\dashv					90	数元を引せ 表元 2010分数	学成16年8月	18
39 27 2	大阪中央		55	2						9601	$\neg \neg$													-	-1					100	375 m 1 (17) m	*****	\dashv
40 27 2			91	1						ボイラー	胡逸、昭曾												1										-
41 27 3			55	2						政政業													1							83	要職年月日 (大 東大麻県)	F政18年5月	833
42 23 3	大阪中央		*	2					- 1	1107													,							_			-

決定期限の延期通知 | が7月6日付で届いた後、7 月下旬から8月上旬にかけて全47局の開示決定 通知書が順次到着した。

開示されたのはいずれも、「処理経過簿 | から 労災保険法と石綿新法の「認定事案」(業務上 事案)を抜粋して、一部をマスキング(黒塗り=不開 示)したもので、労災保険法については、2005年度 分と2006年度分、石綿新法については、法施行の 2006年3月27日から2006年度末までの分。局によっ ては年度によって分けて開示したところもあった。

2004年度分までの肺がん、中皮腫については 労災認定事業場名が公表されているので(公表さ れていない部分が少なからず存在している。安全 センター情報2007年12月号参照)、このとき開示さ れた認定事案の処理経過簿は、2005年度以降の 「開示されていない分について労災認定事業場 名を記載したすべての認定事案のリストしというこ とになる。これを整理し、ばく露状況などを付け加 えれば、2005年夏の労災認定事業場公表と同じこ

とが容易に可能ということがこの時点で判明した。 (別掲は開示資料の例(認定事案のみ)。前頁 は労災保険法、本頁は石綿新法。)

処理経過簿の存在と追加請求

過去の認定事案についての開示決定通知書 の「1 開示する行政文書の名称 | の記載は、47局 が同一ではなかったが、複数の局が「労災保険法: 石綿による肺がん及び中皮腫の処理経過簿 | 「特 別遺族給付金に係る処理経過簿 | と記載してい た。ここで「処理経過簿」という名称を知ることになっ た。前述した事案管理が、「処理経過簿」によって 行われていることがほぼ明確になったわけである。

ところで、開示文書(開示資料例参照)をみると、 「業務上外」についてコードが記載されるように なっており、実は処理経過簿は「すべての請求事 案 | についてのリストであって、筆者の開示請求が 「認定事案」の開示を求めたものになっていたた

特別遺族給付金に係る処理経過簿

		Γ.								医学的	決定等	決定等				表務上の場合		業務外の場合	
項目	局名	署名	労働者等氏名	生年月日	性別	請求種別	請求年月日	疾病名	死亡年月日	所見等	の区分	年月日	最終事業場名	業種 番号	ばく露作 業の種類	ばく露開始年月	ばく露終了年月	理由	備考
18.入例	助コードを 記入する	(犯入例) 札幔中央	(記入例) 厚生 太郎	(\$2.3.(9)) \$13.4.20	1 男女	1 年金 2 一時金	(記入例) HI 8.3.27	1 除かん 2 中皮體 3 石柱的 4 及性石性 地石性 地厚 6 対象疾病以外	(記入例) HID#20	1 石納納死見有り 2 鉄陽ブラーク所見 有り 名 石線線体有り 4 石線学的発見なし 6 医学副管可)	1 業務上 2 裏除外 3 取下げ 4 国義済み	(和人例) HI8.5-20	〇〇工集△△工場 〇〇路股(株)等	(北入例) 15	コメント内の コードを参照 し、記入する (記入例) 3(ア)	(122.594) \$35.4	(起入你) S45.4	1 労働者非該当 2 はく實作東世の 3 はく属作東世の 不足 場合等的資料なも 5 医学的疾病以外 7 その他	業務外の理由が「その核」 の場合や回送等系の場合 などに記入する
1	27	大阪中央			1			2			1			94					
2	27	大阪中央			1			1			1			35 .					
3	27	大阪中身	•		1			2			1			35					
4	27	大阪中央			1			2			1			35					
5	27	大阪中央	e e		1			2			1			35					
6	27	大阪中央			1			2			1			35					
7	27	大阪中央	e.		1			2			1			35					
8	27	大阪中央			1			2			1			38					
9	27	大阪中	*		1			3			1			49					H19.1.30大阪局天 漢譽から圓送受付
10	27	大阪市	ī		1			2			1			49					H18.4.13大阪局大 阪中央署から回送 受付
11	27	大阪南	5		1			2			1			49					
12	27	大阪常	3		1			2			1			58					
13	27	大阪南			2			2			1			49					
14	27	大阪海	1		1			2			1			59					

め、「すべての請求事案」からわざわざ認定事案だけを抜粋した資料が開示されたことがわかった。

そのため、業務外決定等を含め処理経過簿の 全コピー(2005年度、2006年度決定分)を追加開示 請求し、その開示文書が8月下旬から9月にかけて 到着した。

この間に、前述した処理経過簿関連事務連絡3 本が8月下旬に到着しており、この時点で、ようやく 全体像が把握できるようになった。

多い不開示部分

開示された処理経過簿のフォーマットは、労災保 険法分は前述した事務連絡③、石綿新法は事務 連絡②の様式によっている。

開示された項目は次のとおりで、他の項目は不 開示とされた。

不開示理由は、「情報公開法第5条第1号の特定の個人を識別できる情報又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」にあたるというものである。

【労災保険法:石綿による肺がん及び中皮腫の 処理経過簿】

局名(ただし、コード番号)

労基署名

性別(コード番号)

疾病名(コード番号)

業種(4桁または2桁コード、事業の種類等)

業務上外(コード番号)

備考(ただし、所轄署の変更、疾患名などの 一部開示)

【石綿新法:特別遺族給付金に係る処理経過 簿】

局名(コード番号)

労基署名

性別(コード番号)

疾病名(コード番号)

決定等の区分(コード番号)

業種番号(2桁コード)

備考(ただし、所轄署の変更などの一部開示)

「労働者氏名」が個人識別情報にあたるというのはそのとおりだが、「職種」(労災保険法)が開示されないのは理解できない。「事業場名」、「ばく露作業の種類」(石綿新法)を明らかにすることが、「公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある」とも言えないだろう。

いずれにせよ、個人を識別できないやり方で整理 して、労災認定事業場に関する有意義な情報の 公表をすることは十分可能と思われる。

なお、「ばく露作業の種類」(非開示項目: 石綿新法の処理経過簿)に記入されるコードは、ある局への問い合わせによって、認定基準上の「石綿ばく露作業」の番号と記号のことであることがわかり、それは次のとおりである。

- (1) 石綿鉱山又はその附属施設において行う石 綿を含有する鉱石又は岩石の採掘、搬出又は 粉砕その他石綿の精製に関連する作業
- (2) 倉庫内等における石綿原料等の袋詰め又は 運搬作業
- (3) 次のアからオまでに掲げる石綿製品の製造工程における作業
 - ア 石綿糸、石綿布等の石綿紡織製品
 - イ 石綿セメント又はこれを原料として製造され る石綿スレート、石綿高圧管、石綿円筒等の セメント製品
 - ウ ボイラーの被覆、船舶用隔壁のライニング、内燃機関のジョイントシーリング、ガスケット (パッキング)等に用いられる耐熱性石綿製品
 - エ 自動車、捲揚機等のブレーキライニング等 の耐摩耗性石綿製品
 - オ 電気絶縁性、保温性、耐酸性等の性質 を有する石綿紙、石綿フェルト等の石綿製品 (電線絶縁紙、保温材、耐酸建材等に用いら れている。) 又は電解隔膜、タイル、プラスター 等の充填剤、塗料等の石綿を含有する製品
- (4) 石綿の吹付け作業
- (5) 耐熱性の石綿製品を用いて行う断熱若しくは 保温のための被覆又はその補修作業

- (6) 石綿製品の切断等の加工作業
- (7) 石綿製品が被覆材又は建材として用いられ ている建物、その附属施設等の補修又は解体 作業
- (8) 石綿製品が用いられている船舶又は車両の 補修又は解体作業
- (9) 石綿を不純物として含有する鉱物 (タルク(滑 石)等)等の取扱い作業
- (10)上記(1)から(9)までに掲げるもののほか、これら の作業と同程度以上に石綿粉じんのばく露を受 ける作業
- (11)上記(1)から(10)の作業の周辺等において、間 接的なばく露を受ける作業

業務上外等決定事案の全リスト

ここであらためて述べると、いわゆる「処理経過 簿」は二つある。

ひとつは、労災保険にかかる「石綿による肺がん 及び中皮腫の処理経過簿」(以下、労災経過簿)。 肺がん、中皮腫及び石綿肺(管理4)などその他の 疾患の通常の労災請求事案を登載するもの。

もうひとつは、いわゆる石綿新法による労災時効 救済の部分である「特別遺族給付金に係る処理経 過簿」(以下、新法経過簿)。

両経過簿とも、請求時に登載された新規1件1行 のリストで、業務上、業務外、取り下げ、他署への回 送という転帰が記録される。したがって、回送事案 を除けば、全請求事案のリストということになる。

今回入手したのは、2005年度、2006年度中に処 分決定された全事案のリストで、業務上事案だけ でなく、全ての業務外事案を含む。

労災認定事業場名など多くの項目は非開示とさ れたが、開示項目による一定の分析が可能となっ た。

4.511件の業務上外処分の概括

業務上外の処分事案を概括したものを表1、表2 に示す。

厚生労働省ホームページの2005, 2006年度労 災補償・新法認定状況と今回の開示結果の集計 数を比較すると、新法については変わりないが、労 災保険法分については、わずかに食い違う局が あった。

この数字の食い違いについて各局に問い合わ せたところ、開示結果に間違いがあったものと厚労 省ホームページの方に間違いのあったものの両方 のケースがあった。ただ、全体からいえば無視でき るものだったので、ここでは触れないことにする。本 稿の記述は、「処理経過簿」の数字に基づく。

表1から、中皮腫に比較して肺がんの認定率の 低さが目立つ。とくに、新法の肺がんは業務外が業 務上を上回っている。中皮腫についても、思いのほ

表1	処理経過簿 制	制度別、疾患別の概括

制度	疾病	業務上	疾病	業務外	業務上+業務外	認定率(上/(上+外))
	肺がん	1,015	肺がん	330	1,345	75.5%
兴((/ I / A) 汁	中皮腫	1,509	中皮腫	186	1,695	89.0%
労災保険法	その他	72	その他	54	126	57.1%
	小計	2,596	小計	570	3,166	82.0%
	肺がん	272	肺がん	293	565	48.1%
	中皮腫	569	中皮腫	63	633	90.0%
石綿新法	石綿肺	41	石綿肺、その他、 対象疾病外	107	148	27.7%
	小計	882	小計	463	1,345	65.6%
合計		3,478	合計	1,033	4,511	77.1%

事業の種類	認定件数	男性	女性	肺がん	中皮腫	その他※
人要話 (建乳炒/)	2,047	1,934	113	764	1,201	82
全業種(建設除く)	100%	94.5%	5.5%	37.3%	58.7%	4.0%
建設業のみ	1,418	1,397	21	515	872	31
建設未りみ	100%	98.5%	1.5%	36.3%	61.5%	2.2%
業種不明	13	13	0	8	5	0
松斗	3,478	3,344	134	1,287	2,078	113
総計	100%	96.1%	3.9%	37.0%	59.7%	3.2%

表2 「処理経過簿」認定事案の性別、疾患別の概括

※「その他」は石綿肺など

か業務外が多い。

肺がんでは、石綿関連所見の有無が重視され 過ぎるなど認定基準が救済の壁となっていたり、石 綿ばく露歴把握調査が尽くされず、安易に「ばく露 歴なし」などとして、業務外決定している実態をう かがわせている。

これまで男女別の数字は示されたことがなかったが、今回、初めてわかった。表2のように、圧倒的に男性が多いが、女性が、2年間で100名以上認定されていた。

処理経過簿の業務上外事案を都道府県別、疾 患別に整理して、件数、認定率、肺がん:中皮腫比 を算出したものが表3(労災経過簿),表4(新法経過 簿)、表5(労災経過簿+新法経過簿)である。

業務上件数/(業務上件数+業務外件数)でみた2年間分の認定率が、都道府県でかなりばらつきがある。石綿による肺がんは中皮腫の約2倍といわれるが、肺がん:中皮腫比もばらつきが大きい。

認定実績のばらつきについては、認定基準の合理性の検討と合わせて検証することが必要と考えられる。

建設関連で爆発的被害へ

業種別集計は、表6(肺がん),表7(中皮腫),表8(肺がん+中皮腫)のようになる。

業種に応じてつけられている2桁と4桁のコードは、最終石綿曝露事業場の労災保険料を算定する際に適用されているその事業場についての「業

種の種類の番号」(2桁)、「業種の種類の細目」(4桁)である。これらは、「労災保険率表」(労働保険料徴収法施行規則別表第一http://osaka-rodo.go.jp/hoken/seido/rituhyo.php)、「労災保険率適用事業細目表」(表9)に掲載されている。

「事業細目表は、労災保険率表に掲げられた事業の種類の内容及び範囲を規定したものであり、いわば、労災保険における産業分類ともいうべきものである」(労災保険適用事業細目の解説 平成19年版)。

業種については、労災経過簿では「業種」欄、 新法経過簿では「業種番号」欄に記載することに なっていて、基本的に、事業の種類やそれに対応 する事業の種類の番号が記入される。

局によって、事業の種類の細目やそれに対応する4桁コードを記入しているところがあった。本来は、そのように4桁コードを記入する方が意味のある、適切な記入方法である。

肺がんと中皮腫について、労災と新法の全体の認定件数で見ると(表8)、建設関連で1,387件(41.2%)を占め、以下、「59 船舶製造又は修理業」444件(13.2%)、「49 その他の窯業又は土石製品製造業」258件(7.7%)、「58 輸送用機械器具製造業」193件(5.7%)、「94 その他の各種事業」175件(5.2%)、「56 機械器具製造業」144件(4.3%)、「47 化学工業」115件(3.4%)と続く。建設関連で被害が爆発的に拡大している様相を呈している。

今回の処理経過簿の認定件数と2005年の事

表3 【労災保険法 処理経過簿】都道府県別 疾患別 業務上外件数、認定率(上/(上+外))、肺がん:中皮腫比 (2005、2006年度新規決定)

	a)	肺がん	i	認定率	b))中皮腫	重	認定率	肺が	ん+中月	皮腫	認定率	肺がん	レ:中皮	腫比	c) ~	の他	合 a)+b	
	上	外	計	%	上	外	計	%	上	外	計	%	上	外	計	上	外	上	外
北海道	43	14	57	75.4	65	7	72	90.3	108	21	129	83.7	0.66	2.00	0.79	1	0	109	21
青森	2	1	3	66.7	5	1	6	83.3	7	2	9	77.8	0.40	1.00	0.50	0	0	7	2
岩手	1	0	1	100.0	1	0	1	100.0	2	0	2	100.0	1.00		1.00	0	0	2	0
宮城	9	6	15	60.0	14	0	14	100.0	23	6	29	79.3	0.64		1.07	1	4	24	10
秋 田 山 形	2	2	6	33.3 66.7	3	2	3 5	100.0	5 7	4	9	55.6 63.6	0.67 1.33	1.00	2.00	0	0	5 7	4
福島	2	3	5	40.0	17	1	18	94.4	19	4	23	82.6	0.12	3.00	0.28	1	2	20	6
茨城	8	7	15	53.3	11	4	15	73.3	19	11	30	63.3	0.12	1.75	1.00	0	0	19	11
栃木	4	0	4	100.0	6	0	6	100.0	10	0	10	100.0	0.67	1.70	0.67	1	0	11	0
群馬	1	2	3	33.3	8	3	11	72.7	9	5	14	64.3	0.13	0.67	0.27	0	2	9	7
埼玉	18	7	25	72.0	36	0	36	100.0	54	7	61	88.5	0.50	0.01	0.69	2	2	56	9
千 葉	20	4	24	83.3	27	3	30	90.0	47	7	54	87.0	0.74	1.33	0.80	1	6	48	13
東京	160	18	178	89.9	153	15	168	91.1	313	33	346	90.5	1.05	1.20	1.06	2	5	315	38
神奈川	109	18	127	85.8	115	10	125	92.0	224	28	252	88.9	0.95	1.80	1.02	0	0	224	28
新 潟	26	9	35	74.3	34	1	35	97.1	60	10	70	85.7	0.76	9.00	1.00	15	3	75	13
富山	3	1	4	75.0	16	1	17	94.1	19	2	21	90.5	0.19	1.00	0.24	0	0	19	2
石川	2	1	3	66.7	7	0	7	100.0	9	1	10	90.0	0.29		0.43	3	0	12	1
福井	4	5	9	44.4	6	1	7	85.7	10	6	16	62.5	0.67	5.00	1.29	0	0	10	6
山梨	0	0	0		1	0	1	100.0	1	0	1	100.0			0.00	0	0	1	0
長 野	11	0	11	100.0	16	5	21	76.2	27	5	32	84.4	0.69		0.52	0	0	27	5
岐 阜	15	7	22	68.2	17	1	18	94.4	32	8	40	80.0	0.88	7.00	1.22	1	0	33	8
静岡	22	6	28	78.6	39	6	45	86.7	61	12	73	83.6	0.56	1.00	0.62	1	6	62	18
愛知	23	18	41	56.1	75	3	78	96.2	98	21	119	82.4	0.31	6.00	0.53	7	3	105	24
三 重 滋 賀	6 8	3	9	66.7 88.9	9 15	3	12 15	75.0 100.0	15 23	6	21	71.4 95.8	0.67	1.00	0.75	0	0	15 23	7
京都	7	14	21	33.3	15	7	22	68.2	23	21	43	95.8 51.2	0.53	2.00	0.60	1	1	23	22
大阪	123	33	156	78.8	218	38	256	85.2	341	71	412	82.8	0.47	0.87	0.93	0	0	341	71
兵 庫	98	43	141	69.5	183	22	205	89.3	281	65	346	81.2	0.54	1.95	0.69	14	9	295	74
奈 良	19	5	24	79.2	15	2	17	88.2	34	7	41	82.9	1.27	2.50	1.41	0	0	34	7
和歌山	13	0	13	100.0	7	0	7	100.0	20	0	20	100.0	1.86		1.86	0	0	20	0
鳥取	1	1	2	50.0	4	0	4	100.0	5	1	6	83.3	0.25		0.50	0	1	5	2
島根	3	2	5	60.0	3	3	6	50.0	6	5	11	54.5	1.00	0.67	0.83	0	1	6	6
岡山	59	15	74	79.7	30	5	35	85.7	89	20	109	81.7	1.97	3.00	2.11	0	0	89	20
広 島	47	25	72	65.3	81	12	93	87.1	128	37	165	77.6	0.58	2.08	0.77	0	0	128	37
山口	25	4	29	86.2	35	1	36	97.2	60	5	65	92.3	0.71	4.00	0.81	4	1	64	6
徳島	1	3	4	25.0	9	0	9	100.0	10	3	13	76.9	0.11		0.44	0	0	10	3
香川	10	0	10	100.0	28	1	29	96.6	38	1	39	97.4	0.36	1.05	0.34	6	1	44	2
爱媛	15	5	20	75.0	21	3	24	87.5	36	8	44	81.8	0.71	1.67	0.83	0	0	36	8
高知	1	3	4	25.0	6	2	8	75.0	7	5	127	58.3	0.17	1.50	0.50	0	0	7	5
福 尚	23	19	42	54.8	67	18	85		90	37	127		0.34	1.06		0	0	90 18	37
佐 賀 長 崎	6 36	3 7	9 43	66.7 83.7	8 49	3	52	100.0 94.2	14	3 10	95	82.4 89.5	0.75 0.73	2.33	1.13 0.83	4	0	18 85	5 10
熊 本	5	2	43 7	71.4	49	0		100.0	85 9	2	95	81.8	1.25	۷.۵۵	1.75	4	3	13	5
大分	5	2	7	71.4	7	0	7		12	2	14	85.7	0.71		1.75	0	0	12	2
宮崎	2	3	5	40.0	6	0		100.0	8	3	11	72.7	0.71		0.83	0	0	8	3
鹿児島	4	1	5	80.0	11	0		100.0	15	1	16	93.8	0.36		0.45	0	0	-	1
沖縄	9	3	12	75.0	3	2	5	60.0	12	5	17	70.6	3.00	1.50	2.40	3	1	15	6
	1,015	-	1,345		1,509	-	1,695		2,524		3,040	83.0	0.67	1.77	0.79	72		2,596	570

表4 【石綿新法 処理経過簿】都道府県別 疾患別 業務上外件数、認定率(上/(上+外))、肺がん:中皮腫比 (2006年3月27日法施行~2007年度末)

	a)	肺がん	r	認定率	b)中皮脂	£	認定率	肺が	ん+中/	皮腫	認定率	肺がん	ん:中皮	腫比	c) そ	の他	合計a +(
	上	外	計	%	上	外	計	%	上	外	計	%	上	外	計	上	外	上	外
北海道	5	19	24	20.8	32	1	33	97.0	37	20	57	64.9	0.16	19.00	0.73	0	2	37	22
青 森	1	0	1	100.0	3	0	3	100.0	4	0	4	100.0	0.33		0.33	0	0	4	0
岩 手	1	1	2	50.0	0	0	0		1	1	2	50.0				0	0	1	1
宮城	5	2	7	71.4	4	1	5	80.0	9	3	12	75.0	1.25	2.00	1.40	0	0	9	3
秋 田	0	0	0		1	0	1	100.0	1	0	1	100.0				0	0	1	0
山形	2	1	3	66.7	3	0	3	100.0	5	1	6	83.3	0.67		1.00	0	0	5	1
福島	0	5	5	0.0	8	2	10	80.0	8	7	15	53.3		2.50	0.50	0	1	8	8
茨 城	3	3	6	50.0	4	0	4	100.0	7	3	10	70.0	0.75		1.50	0	0	7	3
栃木	2	1	3	66.7	1	2	3	33.3	3	3	6	50.0	2.00	0.50	1.00	0	0	3	3
群馬	1	0	1	100.0	1	1	2	50.0	2	1	3	66.7	1.00	4.00	0.50	1	1	3	2
埼玉	6	4	10	60.0	14	1	15	93.3	20	5	25	80.0	0.43	4.00	0.67	3	0	23	5
千 葉	5	7	12	41.7	9	3	12	75.0	14	10	24	58.3	0.56	2.33	1.00	0	1	14	11
東京	18	13	31	58.1	47	6	53	88.7	65	19	84	77.4	0.38	2.17	0.58	7	4	72	23
神奈川	28	17	45	62.2	48	8	56	85.7	76	25	101	75.2	0.58	2.13	0.80	6	6	82	31
新潟	8	2	10	80.0	10	0	10	100.0	18	2	20	90.0	0.80	0.22	1.00	2	3	20	5
富山	3	1	4	75.0	10	3	13	76.9	13	4	17	76.5	0.30	0.33	0.31	2	0	15	4
石川	0	0	0	0.0	2	0	2	100.0	2	0	2	100.0			0.50	0	0	2	0
福 井 山 梨	0	1	1	0.0	2	0	0	100.0	2	1	3	66.7			0.50	0	0	0	1
山 梨 長 野	0	1 c	1	0.0	0 5	0		100.0	-	1		0.0	1.00		2.20	-	0	_	11
	5	6 5	11	45.5	_	0	5	100.0	10	6	16 13	62.5	1.00	E 00	2.20	1	5	11 7	11 10
H	3	7	8	37.5	4		5 19	80.0	7	6		53.8	0.75	5.00	1.60	0	4	_	10
静 岡 愛 知	1 12	10	8 22	12.5 54.5	19 32	3	35	100.0 91.4	20 44	7 13	27 57	74.1 77.2	0.05	3.33	0.42	0	4	21 44	17
三 重	12	2	3	33.3	32	0	33	100.0	44	2	6	66.7	0.33	3.33	1.00	0	0	44	2
滋賀	1	4	5	20.0	4	0	4	100.0	5	4	9	55.6	0.33		1.25	0	0	5	4
京都	0	5	5	0.0	11	2	13	84.6	11	7	18	61.1	0.23	2.50	0.38	0	0	11	7
大阪	29	35	64	45.3	70	18	88	79.5	99	53	152	65.1	0.41	1.94	0.73	7	17	106	70
兵 庫	36	28	64	56.3	82	10	83	98.8	118	29	147	80.3	0.44	28.00	0.73	2	18	120	47
奈 良	4	1	5	80.0	11	0	11	100.0	15	1	16	93.8	0.36	20.00	0.45	2	4	17	5
和歌山	1	1	2	50.0	4	0	4	100.0	5	1	6	83.3	0.25		0.50	0	0	5	1
鳥取	0	1	1	0.0	1	0	1	100.0	1	1	2	50.0	0.20		1.00	0	2	1	3
島根	3	3	6	50.0	2	0	2	100.0	5	3	8	62.5	1.50		3.00	0	0	5	3
岡山	5	13	18	27.8	17	0	17	100.0	22	13	35	62.9	0.29		1.06	1	4	23	17
広 島	18	16	34	52.9	38	0	38	100.0	56	16	72	77.8	0.47		0.89	0	0	56	16
山口	2	8	10	20.0	19	1	20	95.0	21	9	30	70.0	0.11	8.00	0.50	1	3	22	12
徳 島	2		2	100.0	2	0	2	100.0	4	0	4	100.0	1.00		1.00	0	0	4	0
香川	17	11	28	60.7	4	1	5	80.0	21	12	33	63.6	4.25	11.00	5.60	1	1	22	13
愛 媛	3	4	7	42.9	2	2	4	50.0	5	6	11	45.5	1.50	2.00	1.75	0	1	5	7
高 知	1	5	6	16.7	1	2	3	33.3	2	7	9	22.2	1.00	2.50	2.00	0	0	2	7
福岡	10	10	20	50.0	13	0	13	100.0	23	10	33	69.7	0.77		1.54	1	8	24	18
佐 賀	5	5	10	50.0	2	0	2	100.0	7	5	12	58.3	2.50		5.00	2	0	9	5
長 崎	18	8	26	69.2	16	1	17	94.1	34	9	43	79.1	1.13	8.00	1.53	0	8	34	17
熊本	1	6	7	14.3	1	0	1	100.0	2	6	8		1.00		7.00	0	2	2	8
大 分	1	3	4	25.0	1	1	2	50.0	2	4	6		1.00	3.00	2.00	0	0	2	4
宮崎	0	1	1	0.0	0	1	1	0.0	0	2	2	0.0		1.00	1.00	0	1	0	3
鹿児島	3	1	4	75.0	3	0	3	100.0	6	1	7	85.7	1.00		1.33	0	0	6	1
沖 縄	2	16	18	11.1	3	1	4	75.0	5	17	22	22.7	0.67	16.00	4.50	1	3	6	20
合 計	272	293	565	48.1	569	63	632	90.0	841	356	1,197	70.3	0.48	4.65	0.89	41	107	882	463

表5 表3と表4をあわせたもの【労災保険法+石綿新法】

(労災保険法は2005、2006年度新規決定、石綿新法は2006年3月27日法施行~2007年度末)

	a)	肺がん	i	認定率	b)中皮脂	重	認定率	肺が	ん+中	皮腫	認定率	肺がん	ん:中皮	腫比	c) そ	の他	合 a)+b	
	上	外	計	%	上	外	計	%	上	外	計	%	上	外	計	上	外	上	外
北海道	48	33	81	59.3	97	8	105	92.4	145	41	186	78.0	0.49	4.13	0.77	1	2	146	43
青森	3	1	4	75.0	8	1	9	88.9	11	2	13	84.6	0.38	1.00	0.44	0	0	11	2
岩手	2	1	3	66.7	1	0	1	100.0	3	1	4	75.0	2.00	0.00	3.00	0	0	3	1
宮城	14	8	22	63.6	18	1	19	94.7	32	9	41	78.0	0.78	8.00	1.16	1	4	33	13
秋田	2	4	6	33.3	4	0	4	100.0	6	4	10	60.0	0.50	1.50	1.50	0	0	6	4
山形福島	6	3	9	66.7	6	2	8 28	75.0	12 27	5	17	70.6	1.00	1.50	1.13 0.36	0	0	12 28	5 14
福	2 11	8 10	10 21	20.0 52.4	25 15	3	19	89.3 78.9	26	11 14	38 40	71.1 65.0	0.08	2.67 2.50	1.11	1 0	3	26	14
栃木	6	10	7	85.7	7	2	9	77.8	13	3	16	81.3	0.73	0.50	0.78	1	0	14	3
群馬	2	2	4	50.0	9	4	13	69.2	11	6	17	64.7	0.30	0.50	0.78	1	3	12	9
埼玉	24	11	35	68.6	50	1	51	98.0	74	12	86	86.0	0.48	11.00	0.69	5	2	79	14
千 葉	25	11	36	69.4	36	6	42	85.7	61	17	78	78.2	0.40	1.83	0.86	1	7	62	24
東京	178	31	209	85.2	200	21	221	90.5	378	52	430	87.9	0.89	1.48	0.95	9	9	387	61
神奈川	137	35	172	79.7	163	18	181	90.1	300	53	353	85.0	0.84	1.94	0.95	6	6	306	59
新潟	34	11	45	75.6	44	1	45	97.8	78	12	90	86.7	0.77	11.00	1.00	17	6	95	18
富山	6	2	8	75.0	26	4	30	86.7	32	6	38	84,2	0.23	0.50	0.27	2	0	34	6
石川	2	1	3	66.7	9	0	9	100.0	11	1	12	91.7	0.22		0.33	3	0	14	1
福井	4	6	10	40.0	8	1	9	88.9	12	7	19	63.2	0.50	6.00	1.11	0	0	12	7
山梨	0	1	1		1	0	1	100.0	1	1	2	50.0			1.00	0	0	1	1
長 野	16	6	22	72.7	21	5	26	80.8	37	11	48	77.1	0.76	1.20	0.85	1	5	38	16
岐 阜	18	12	30	60.0	21	2	23	91.3	39	14	53	73.6	0.86	6.00	1.30	1	4	40	18
静岡	23	13	36	63.9	58	6	64	90.6	81	19	100	81.0	0.40	2.17	0.56	2	10	83	29
愛 知	35	28	63	55.6	107	6	113	94.7	142	34	176	80.7	0.33	4.67	0.56	7	7	149	41
三 重	7	5	12	58.3	12	3	15	80.0	19	8	27	70.4	0.58	1.67	0.80	0	1	19	9
滋賀	9	5	14	64.3	19	0	19	100.0	28	5	33	84.8	0.47		0.74	0	0	28	5
京 都	7	19	26	26.9	26	9	35	74.3	33	28	61	54.1	0.27	2.11	0.74	1	1	34	29
大 阪	152	68	220	69.1	288	56	344	83.7	440	124	564	78.0	0.53	1.21	0.64	7	17	447	141
兵 庫	134	71	205	65.4	265	23	288	92.0	399	94	493	80.9	0.51	3.09	0.71	16	27	415	121
奈 良	23	6	29	79.3	26	2	28	92.9	49	8	57	86.0	0.88	3.00	1.04	2	4	51	12
和歌山	14	1	15	93.3	11	0	11	100.0	25	1	26	96.2	1.27		1.36	0	0	25	1
鳥取	1	2	3	33.3	5	0	5	100.0	6	2	8	75.0	0.20	4.0=	0.60	0	3	6	5
島根	6	5	11	54.5	5	3	8	62.5	11	8	19	57.9	1.20	1.67	1.38	0	1	11	9
岡山	64	28	92	69.6	47	5	52	90.4	111	33	144	77.1	1.36	5.60	1.77	1	4	112	37
広 島 山 口	65 27	41 12	106 39	61.3 69.2	119 54	12	131 56	90.8	184 81	53 14	237 95	77.6 85.3	0.55	3.42 6.00	0.81	0 5	0 4	184 86	53 18
徳島	3	3	6	50.0	54 11	0	11	100.0	14	3	95	82.4	0.50	0.00	0.70	0	0	14	3
香川	27	3 11	38	71.1	32	2	34	94.1	59	13	72	81.9	0.27	5.50	1.12	7	2	66	15
愛媛	18	9	27	66.7	23	5	28	82.1	41	14	55	74.5	0.78	1.80	0.96	0	1	41	15
高知	2	8	10	20.0	7	4	11	63.6	9	12	21	42.9	0.78	2.00	0.91	0	0	9	12
福岡	33	29	62	53.2	80	18	98	81.6	113	47	160			1.61	0.63	1	8	114	55
佐賀	11	8	19	57.9	10	0		100.0	21	8	29	72.4	1.10		1.90	6	2	27	10
長崎	54	15	69	78.3	65	4	69	94.2	119	19	138	86.2	0.83	3.75	1.00	0	8	119	27
熊 本	6	8	14	42.9	5	0		100.0	11	8	19	57.9	1.20		2.80	4	5	15	13
大 分	6	5	11	54.5	8	1	9	88.9	14	6	20	70.0	0.75	5.00	1.22	0	0	14	6
宮崎	2	4	6	33.3	6	1	7	85.7	8	5	13	61.5	0.33	4.00	0.86	0	1	8	6
鹿児島	7	2	9	77.8	14	0	14	100.0	21	2	23	91.3	0.50		0.64	0	0	21	2
沖 縄	11	19	30	36.7	6	3	9	66.7	17	22	39	43.6	1.83	6.33	3.33	4	4	21	26
合 計	1,287	623	1,910	67.4	2,078	249	2,327	89.3	3,365	872	4,237	79.4	0.62	2.50	0.82	113	161	3,478	1,033

表6 「肺がん」業種別認定件数

肺がん		今回	の開示処理	経過簿	から		
事業の種類	2005-2006	%	2005-2006	%	2005-2006	%	「業種番号 に対応する「事業の種類
の番号	労災+新法	%	労災	%	新法	%	果俚留方」に刈心りる 争果の俚類」
;	8	0.6	8	0.8			
21	1	0.1	1	0.1			金属鉱業、非金属鉱業(23石灰石鉱業又はドロマイト鉱業を除く)」 は石炭鉱業
24	1	0.1			1	0.4	原油又は天然ガス工業
25	3	0.2			3		採石業
30	45	3.5	45	4.4			建設事業など名称で建設関連があきらかもの
31							水力発電施設、隧道等の新設事業
33							舗装工事業
35	383	29.8	327	32.2	56	20.6	建築事業(38既設建築物設備工事業を除く)
36	8	0.6	7	0.7	1	0.4	機械装置の組立て又はすえ付けの事業
37	17	1.3	11	1.1	6	_	その他の建設事業
38	62	4.8	53	5.2	9		既設建築物設備工事業
30-38	515	40.0	443	43.6	72	26.5	
41	1	0.1	1	0.1			食料品製造業(65たばこ等製造業を除く。)
42	18	1.4	18	1.8			繊維工業又は繊維製品製造業
44	7	0.5	5	0.5	2	0.7	木材又は木製品製造業
45	3	0.2	3	0.3			パルプ又は紙製造業
46							印刷又は製本業
47	52	4.0	41	4.0	11	4.0	化学工業
48	13	1.0	13	1.3			ガラス又はセメント製造業
49	145	11.3	81	8.0	64	23.5	その他の窯業又は土石製品製造業
50	22	1.7	21	2.1	1	_	金属精錬業(51非鉄金属精錬業を除く。)
51	5	0.4	4	0.4	1	0.4	非鉄金属精錬業
52							金属材料品製造業(53鋳物業を除く。)
53	3	0.2	2	0.2	1	0.4	鋳物業
54	28	2.2	23	2.3	5	1.8	金属製品製造業又は金属加工業(洋食器、刃物、手工具又は一般 金物製造業及びめっき業を除く。)
56	38	3.0	29	2.9	9	3.3	機械器具製造業(57電気機械器具製造業、58輸送用機械器具製業 業、59船舶製造又は修理業,60計量器、光学器械、時計等製造業 除く。)
57	11	0.9	10	1.0	1	0.4	電気機械器具製造業
58	46	3.6	30	3.0	16		輸送用機械器具製造業
59	195	15.2	139	13.7	56	_	船舶製造又は修理業
60	1	0.1	1	0.1	- 00	20.0	計量器、光学器械、時計等製造業(57電気機械器具製造業を除く
61	28	2.2	22	2.2	6	2.2	その他の製造業
62	1	0.1	1	0.1			陶磁器製品製造業
64	1	0.1	1	0.1			貴金属製品、装身具、皮革製品等製造業
66	17	1.3	10	1.0	7	2.6	コンクリート製造業
70	1	0.1	10	0.1	- '	2.0	「運送業」「運輸業」「運送事業」とあるもの
70	5	0.1	5	0.1			歴
72	10		10				文地理軸末 貨物取扱事業(73港湾貨物取扱事業及び74港湾荷役事業を除く
73	6	0.5	6	0.6			港湾貨物取扱事業(74港湾荷役業を除く。)
74	16	1.2	12	1.2	4	15	港湾荷役事業
81	12	0.9	10	1.0	2		電気、ガス、水道又は熱供給の事業
91	2	0.9	2	0.2		0.1	清掃、火葬又はと畜の事業
93	3	0.2	3	0.2		_	ビルメンテナンス
94	62	4.8	54	5.3	8	20	その他の各種事業
96	2	0.2	1	0.1	1		倉庫業、警備業、消毒又は害虫駆除の事業又はゴルフ場の事業
98	5	0.4	4	0.1	1		国 元業・小売業、飲食店又は宿泊業
20	3	0.4	4	0.4	1	0.4	
99				l			金融業、保険業又は不動産業

表7 「中皮腫」業種別認定件数

中皮腫		今回	の開示処理	経過簿:	から		
事業の種類	2005-2006		2005-2006		2005-2006		ENGLANCE TO THE LEGISLAND TO THE WAY AND THE
の番号	労災+新法	%	労災	%	新法	%	「業種番号」に対応する「事業の種類」
5	5	0.2	6	0.4	771124		
21	3	0.1	2	0.1	1	0.2	金属鉱業、非金属鉱業(23石灰石鉱業又はドロマイト鉱業を除く)又は石炭鉱業
24							原油又は天然ガス工業
25							採石業
30	92	4.4	92	6.1			1×4 未 建設事業など名称で建設関連があきらかもの
		<u> </u>					水力発電施設、隧道等の新設事業
31	1	0.05	1	0.1			The state of the s
33	2	0.1	2	0.1			舗装工事業
35	590	28.4	428	28.4	162		建築事業(38既設建築物設備工事業を除く)
36	19	0.9	16	1.1	3		機械装置の組立て又はすえ付けの事業
37	44	2.1	26	1.7	18		その他の建設事業
38	124	6.0	105	7.0	19	3.3	既設建築物設備工事業
30-38 (建設関連)	872	42.0	670	44.4	202	35.5	
41	10	0.5	7	0.5	3	0.5	食料品製造業(65たばこ等製造業を除く。)
42	35	1.7	22	1.5	13	2.3	繊維工業又は繊維製品製造業
44	21	1.0	13	0.9	8	1.4	木材又は木製品製造業
45	8	0.4	7	0.5	1		パルプ又は紙製造業
46	1	0.05			1		印刷又は製本業
47	63	3.0	50	3.3	13	_	化学工業
48	17	0.8	11	0.7	6		ガラス又はセメント製造業
49	113	5.4	68	4.5	45		その他の窯業又は土石製品製造業
		1.5	19	1.3	13		金属精錬業(51非鉄金属精錬業を除く。)
50	32						
51	6	0.3	5	0.3	1		非鉄金属精錬業
52	9	0.4	7	0.5	2		金属材料品製造業(53鋳物業を除く。)
53	4	0.2	4	0.3		0.0	鋳物業
54	67	3.2	48	3.2	19	3.3	金属製品製造業又は金属加工業(洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業及びめっき業を除く。)
56	106	5.1	77	5.1	29	5.1	機械器具製造業(57電気機械器具製造業、58輸送用機械器具製造業、59船舶製造又は修理業,60計量器、光学器械、時計等製造業を除く。)
57	33	1.6	21	1.4	12	2.1	電気機械器具製造業
58	147	7.1	88	5.8	59	10.4	輸送用機械器具製造業
59	249	12.0	177	11.7	72	12.7	船舶製造又は修理業
60	2	0.1	1	0.1	1		計量器、光学器械、時計等製造業(57電気機械器具製造業を除く。)
61	25	1.2	16	1.1	9		その他の製造業
62	1	0.05	10	0.1		1.0	陶磁器製品製造業
64	1	0.05	1	0.1			貴金属製品、装身具、皮革製品等製造業
66	8	0.03	6	0.1	2	0.4	コンクリート製造業
70	2	0.4	2	0.4		0.4	コンクリート表現末 「運送業」「運輸業」「運送事業」とあるもの
70			9	0.1	1	0.9	建达来」 連輌来」 連达争来」 こめるもの
	10	0.5			1		
72	24	1.2	16	1.1	8		貨物取扱事業(73港湾貨物取扱事業及び74港湾荷役事業を除く。)
73	9	0.4	7	0.5	2		港湾貨物取扱事業(74港湾荷役業を除く。)
74	11	0.5	5	0.3	6	_	港湾荷役事業
81	24	1.2	13	0.9	11	1.9	電気、ガス、水道又は熱供給の事業
91	8	0.4	8	0.5			清掃、火葬又はと畜の事業
93	4	0.2	1	0.1	3	0.5	ビルメンテナンス
94	113	5.4	94	6.2	19	3.3	その他の各種事業
96	4	0.2	3	0.2	1	0.2	倉庫業、警備業、消毒又は害虫駆除の事業又はゴルフ場の事業
98	29	1.4	23	1.5	5	0.9	卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業
99	2	0.1	1	0.1	1	0.2	金融業、保険業又は不動産業
		100	1,509	100	569	100	

表8 「肺がん+中皮腫」業種別認定件数

肺がん+中皮腫		今回	の開示処理	径過簿	から		
事業の種類	2005-2006	%	2005-2006	%	2005-2006	%	「事業の種類の番号」に対応する「事業の種類」
の番号	労災+新法	70	労災	/0	新法	/0	ず木の怪城の田り」に対応する ず木の怪級」
?	13	0.4	14	0.6	0		単なる「製造業」「一人親方」「不明」「調査中」など
21	4	0.1	3	0.1	1	0.1	金属鉱業、非金属鉱業(23石灰石鉱業又はドロマイト鉱業を除く)又は石炭鉱業
24	1	0.03			1	0.1	原油又は天然ガス工業
25	3	0.1			3	0.4	採石業
30	137	4.1	137	5.4			建設事業など名称で建設関連があきらかもの
31	1	0.03	1	0.04			水力発電施設、隧道等の新設事業
33	2	0.1	2	0.1			舗装工事業
35	973	28.9	755	29.9	218		建築事業(38既設建築物設備工事業を除く)
36	27	0.8	23	0.9	4		機械装置の組立て又はすえ付けの事業
37	61	1.8	37	1.5	24		その他の建設事業
38	186	5.5	158	6.3	28	3.3	既設建築物設備工事業
30-38 (建設関連)	1,387	41.2	1,113	44.1	274	32.6	
41	11	0.3	8	0.3	3		食料品製造業(65たばこ等製造業を除く。)
42	53	1.6	40	1.6	13		繊維工業又は繊維製品製造業
44	28	0.8	18	0.7	10	1.2	木材又は木製品製造業
45	11	0.3	10	0.4	1	0.1	パルプ又は紙製造業
46	1	0.03			1	0.1	印刷又は製本業
47	115	3.4	91	3.6	24		化学工業
48	30	0.9	24	1.0	6		ガラス又はセメント製造業
49	258	7.7	149	5.9	109		その他の窯業又は土石製品製造業
50	54	1.6	40	1.6	14		金属精錬業(51非鉄金属精錬業を除く。)
51	11	0.3	9	0.4	2		非鉄金属精錬業
52	9	0.3	7	0.3	2		金属材料品製造業(53鋳物業を除く。)
53	7	0.2	6	0.2	1	0.1	鋳物業
54	95	2.8	71	2.8	24	2.9	金属製品製造業又は金属加工業(洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業及びめっき業を除く。)
56	144	4.3	106	4.2	38	4.5	機械器具製造業(57電気機械器具製造業、58輸送用機械器具製 業、59船舶製造又は修理業,60計量器、光学器械、時計等製造業 除く。)
57	44	1.3	31	1.2	13	1.5	電気機械器具製造業
58	193	5.7	118	4.7	75		輸送用機械器具製造業
59	444	13.2	316	12.5	128	15.2	船舶製造又は修理業
60	3	0.1	2	0.1	1	0.1	計量器、光学器械、時計等製造業(57電気機械器具製造業を除く。
61	53	1.6	38	1.5	15	1.8	その他の製造業
62	2	0.1	2	0.1			陶磁器製品製造業
64	2	0.1	2	0.1			貴金属製品、装身具、皮革製品等製造業
66	25	0.7	16	0.6	9	1.1	コンクリート製造業
70	3	0.1	3	0.1			「運送業」「運輸業」「運送事業」とあるもの
71	15	0.4	14	0.6	1	0.1	交通運輸業
72	34	1.0	26	1.0	8	1.0	貨物取扱事業(73港湾貨物取扱事業及び74港湾荷役事業を除く。
73	15	0.4	13	0.5	2	0.2	港湾貨物取扱事業(74港湾荷役業を除く。)
74	27	0.8	17	0.7	10	1.2	港湾荷役事業
81	36	1.1	23	0.9	13	1.5	電気、ガス、水道又は熱供給の事業
91	10	0.3	10	0.4			清掃、火葬又はと畜の事業
93	7	0.2	4	0.2	3		ビルメンテナンス
94	175	5.2	148	5.9	27		その他の各種事業
96	6	0.2	4	0.2	2	_	倉庫業、警備業、消毒又は害虫駆除の事業又はゴルフ場の事業
98	34	1.0	27	1.1	6		卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業
99	2	0.1	1	0.04	1	_	金融業、保険業又は不動産業
合計	3,365	100	2,524	100	841	100	

表9 労災保険率適用事業細目表

(2006年4月1日施行)

事業の種類 事業の種類 類の分類 株業 02又 林業				備考
02又	林業	A	木材伐出業	
は03		0201	伐木、造材、集材若しくは運材の事業又はこれらに付随する事業	
İ		В	その他の林業	
		0301	植林若しくは造林の事業又はこれらに付随する事業	
		0302	竹の伐出業	
İ		0303	薪の切出製造若しくは木炭の製造又はこれらに付随する搬出の事業	
		0304 -	その他の各種林業	
11	海面漁業((12)定置 網漁業又は海面魚類 養殖業を除く。)	1101	海面において行う水産動物(貝類を除く。)の採捕の事業	
12	定置網漁業又は海面	1201	海面において定置網を用いて行う漁業	
	魚類養殖業	1202	海面において行う業類の養殖の事業	
21	金属鉱業、非金属鉱	2101 :	金属鉱業	(2601) 砂鉱業
	業((23)石灰石鉱業			(2602) 石炭選別
	又はドロマイト鉱業を除	ś	鉄鉱、硫化鉄鉱、クローム鉄鉱、マンガン鉱、タングステン鉱、モリブデン鉱、砒	業及び (2603) 亜
	く。)又は石炭鉱業	Í	鉱、ニッケル鉱、コバルト鉱、ウラン鉱又はトリウム鉱の鉱業	炭鉱業(亜炭選別
		2102	非金属鉱業	業を含む。)を除く。
		1		
		2103	無煙炭鉱業	1
		2104	れき青炭鉱業	
		2105 -	その他の石炭鉱業	
23	石灰石鉱業又はドロマ イト鉱業	2301	石灰石鉱業又はドロマイト鉱業	
24	原油又は天然ガス鉱	2401	原油鉱業	
	業	2402	天然ガス鉱業又は圧縮天然ガス生産業	
25	採石業		山岩、玄武岩、礫岩、砂岩、頁岩、粘板岩、ぎょう灰岩、片麻岩、蛇紋岩、結晶	
		2502	その他の岩石又は粘土(耐火粘土を除く。)等の採取業	岩石又は粘土(耐火粘土を除く。)の 破砕等の(4907)その他の各種窯業 又は土石製品製 造業を含む。
26	その他の鉱業	2601	砂鉱業	22,700 00
=	10.7007			
31	水力発電施設 隧道			
31	等の新設事業	;	水力発電施設の新設に関する建設事業及びこれに附帯して当該事業現 場内において行われる事業(発電所又は変電所の家屋の建築事業、水力発	
			又は軌道の建設事業、建設工事用機械以外の機械若しくは鉄管の組立て 又はすえ付けの事業、送電線路の建設事業及び水力発電施設新設事業	
		(基礎地盤から堤頂までの高さ20メートル以上のえん堤(フィルダムを除く。) の新設に関する建設事業及びこれに附帯して当該事業現場内において行 われる事業(高えん堤新設事業現場に至るまでの工事用資材の運送のため の道路、鉄道又は軌道の建設事業、建設工事用機械以外の機械の組立て	
	23 24 25	11 海面漁業 ((12) 定置 網漁業又は海面魚類 養殖業を除く。) 12 定置網漁業又は海面魚類養殖業 21 金属鉱業、非金属鉱業 次(23) 石灰石鉱業又はドロマイト鉱業 24 原油又は天然ガス鉱業 25 採石業 26 その他の鉱業 26 その他の鉱業 31 水力発電施設、隧道	02又 林業	A 木材伐出業

事業の種 類の分類		事業の種類	事業の種類の細目	備考
建設事業	31	水力発電施設、隧道 等の新設事業	3103 隧道新設事業 隧道の新設に関する建設事業、隧道の内面巻替えの事業及びこれらに附 帯して当該事業現場内において行われる事業(隧道新設事業の態様をもっ て行われる道路、鉄道、軌道、水路、煙道、建築物等の建設事業(推進工法 による管の埋設の事業を除く。)を含み、内面巻立て後の隧道内において路 面は装、砂利散布又は軌条の敷設を行う事業及び内面巻立て後の隧道内 における建築物の建設事業を除く。)	
	32	道路新設事業	3201 道路の新設に関する建設事業及びこれに付帯して行われる事業	(3103) 隧道新記 事業及び (35) 建 築事業を除く。
	33	ほ装工事業	3301 道路、広場、プラットホームのほ装事業	
			3302 砂利散布の事業	
	0.4	外关刀)	3303 広場の展圧又は芝張りの事業	(9109) 際学者司
	34	鉄坦乂は軌追新設事業	次に掲げる事業及びこれに附帯して行われる事業(建設工事用機械以外の機械の 組立て又はすえ付けの事業を除く。) 3401 開さく式地下鉄道の新設に関する建設事業	(3103) 隧道新設 事業及び(35) 建 築事業を除く。
			3402 その他の鉄道又は軌道の新設に関する建設事業	米ず米ではい
	35	建筑事業 ((38) 再設	次に掲げる事業及びこれに附帯して行われる事業(建設工事用機械以外の機械の	
	33		組立て又はすえ付けの事業を除く。)	
		除く。)	3501 鉄骨造り又は鉄骨鉄筋若しくは鉄筋コンクリート造りの家屋の建設事業 ((3103)隧道新設事業の態様をもって行われるものを除く。)	
			3502 木造、れんが造り、石造り、ブロック造り等の家屋の建設事業	
			3503 橋梁建設事業	
			イ 一般橋りょうの建設事業 ロ 道路又は鉄道の鉄骨鉄筋若しくは鉄筋コンクリート造りの高架橋の建設事	
			業 ハ 跨線道路橋の建設事業	
			こ さん橋の建設事業	
			3504 建築物の新設に伴う設備工事業((3507)建築物の新設に伴う電気の設備工事業及び(3715)さく井事業を除く。)	
			イ電話の設備工事業	
			ロ 給水、給湯等の設備工事業	
			ハ 衛生、消火等の設備工事業	
			ニ 暖房、冷房、換気、換装、温湿度調整等の設備工事業	
			ホ 工作物の塗装工事業	
			へ その他の設備工事業	
			3507 建築物の新設に伴う電気の設備工事業	
			3508 送電線路又は配電線路の建設(埋設を除く。)の事業 3505 工作物の解体、移動、取りはずし又は撤去の事業	
			3506 その他の建築事業	
			イ 野球場、競技場等の鉄骨造り又は鉄骨鉄筋若しくは鉄筋コンクリート造りの スタンドの建設事業	
			ロ たい雪覆い、雪止め柵、落石覆い、落石防止柵等の建設事業	
			ハ 鉄塔又は跨線橋(跨線道路橋を除く。)の建設事業	
			ニ 煙突、煙道、風洞等の建設事業((3103)隧道新設事業の態様をもって行われるものを除く。)	
			ホーやぐら、鳥居、広告塔、タンク等の建設事業	
			へ門、塀、柵、庭園等の建設事業	
			ト 炉の建設事業 チ 通信線路又は鉄管の建設(埋設を除く。)の事業	
			サ 通信機的又は鉄官の建設(建設を除く。)の事業 リ 信号機の建設事業	
			ヌ その他の各種建築事業	
	38	既設建築物設備工事		
		業	附帯して行われる事業(建設工事用機械以外の機械の組立て又は据え付けの事業、(3802)既設建築物の内部において主として行われる電機の設備	
			工事業及び(3715)さく井事業を除く。)	

### 28 既設建築物設備工事	事業の種類の分類		事業の種類	事業の種類の細目	備考
### 1 会社、名法等の設備工事業		38	再記建筑物設備丁車	イ 電話の設備工事業	
一	建以事术	30			
一					
# 工作物の競技工事業					
本の他の設備工事業 3802 既設建築物の内部において主として行われる電気の設備工事業 3802 既設建築物の内部において主として行われる電気の設備工事業 3803 既設建築物における環集及びこれに附着して行われる事業 3601 各権機械設置の組立て又はすえ付けの事業 3602 茶直建設事業 3601 条権機械政置の組立て又はすえ付けの事業 3602 茶直建設事業 3702 茶直建設事業 (3102)3人地の建設事業を除(。) 3702 総道の改修、復旧若しくは維持の事業又は推進工法による管の埋設の事業 3703 勝のの改修、復旧又は維持の事業又は推進工法による管の埋設の事業 3704 鉄道又は地道の改修、復旧又は維持の事業 3704 鉄道又は地道の改修、復旧又は維持の事業 3705 河川又はその何属物の改修、復旧又は維持の事業 3706 運河社くは水路又はこれらの階級物の建設事業 3707 貯水池・鉱・毒だ機地、ブール等の建設事業 3707 貯水池・鉱・毒だ機地、ブール等の建設事業 3710 海岸又は港湾における防液堤、厚壁、船だまり場等の建設事業 3710 海岸又は港湾における防液堤、厚壁、船だまり場等の建設事業 3710 海岸又は港湾における防液堤、厚壁、船だまり場等の建設事業 3711 瀬沼・河川又は地海の沙装・干却なは埋め立ての事業 3712 開撃、非地整理又は敷地若しくは広場の造成の事業(一貫して行う(3719)造 3712 海岸 大は海湾の事業 3713 地下に勝愛する各種タンクの建設事業 3713 地下に勝愛する各種タンクの建設事業 3713 地下に勝愛する各種タンクの建設事業 3713 地下に勝愛する各種タンクの建設事業 3713 地下に勝愛する各種タンクの建設事業 3714 定2物の手操・第 3715 で、ナージ・カード・ディン・サード・ディン・ディン・サード・ディン・サード・ディン・サード・ディン・サード・ディン・サード・ディン・サード・ディン・ディン・サード・ディン・サード・ディン・サード・ディン・サード・ディン・サード・ディン・サード・ディン・サード・ディン・サード・ディン・サード・ディン・サード・ディン・ディン・サード・ディン・ディン・サード・ディン・ディン・サード・ディン・ディン・サード・ディン・ディン・サード・ディン・ディン・ディン・サード・ディン・ディン・サード・ディン・ディン・ディン・ディン・ディン・ディン・ディン・ディン・ディン・ディン					
3802 既設建業物の内部においてまとして行われる電気の設備工事業 3803 既設建築物における建具の取り付け、床張りその他の内装工事業 3616 各種機能と関の組立て又はすえ付けの事業 3602 常道建設事業 3617 各種機能と関の組立て又はすえ付けの事業 3602 常道建設事業 3618 名種機能と関の組立て又はすえ付けの事業 3603 常道建設事業 3701 法人場の建設事業 (3102) 高えん場新設事業を除く。) 3702 総造の改株 (項目以計算人は維持の事業 は (3103) 内面巻替えの事業と除く。) 3702 総造の改株 (項目又は維持の事業					
3803 民設建築物における歴典の取り付け、床張りその他の内装工事業 (33) (注意付けの事業					
36 機械装置の組立て又はすえ付けの事業 3601 全種機模装置の組立て又はすえ付けの事業 3602 全種機模装置の組立て又はすえ付けの事業 3602 全種機模装置の組立て又はすえ付けの事業 3702 全種建設事業 次に掲げる事業及びこれに開帯して行われる事業 3703 法の必難意事業を除く。) 3702 医治の改修、復旧見に維持の事業 3703 法の必能 (3103) 内面参替えの事業を除く。) 3703 道路の改修、復旧日又は維持の事業 3704 鉄道又は軌道の改修、復旧又は維持の事業 3705 週川又はその付属物の改修、復旧又は維持の事業 3706 運河右くは水路又はこれらの財風物の建設事業 3706 運河右くは水路又はこれらの財風物の建設事業 3707 貯水池、鉱産混蔵地、ブール等の建設事業 3708 水門、樋門等の建設非業 3709 砂防設備(植林のみによるものを除く。)の建設事業 3710 海岸又は地港湾における防波堤、岸壁、船だきり場等の建設事業 3711 湖沿、河川又は海间の浚渫、千石又は埋め立ての事業 3712 開縣、非地整理又は敷地若しくは広場の造成の事業 3713 海に保護するを種クシの建設事業 3713 海に保護するを種クシの建設事業 3714 鉄管、コンクリート管、ケーブル、鋼材等の埋設の事業 3715 芝(井事業 3716 下化物の破磨事業 3716 下化物の破磨事業 3716 江(北海の引揚げ事業 3716 工作物の破磨事業 4101 財産用以は実配制造業 4101 財産用以は実配制造業 4102 水産食料品製造業 4103 財産力、品、果麦か、品、その他の農産保存食料品製造業 4106 砂糖製造業 4107 バン又は菓子製造業 4106 砂糖製造業 4107 バン又は東子製造業 4107 バン又は東子製造業 4108 飲料製造業 (4111)清清製造業を除く。) 4111 清清製造業 4109 製水業 4109 製水業 4100 製水業 4100 製料業 4100 製工業 4100 製工					
はすえ付けの事業 3601 各種機械装置の組立て又はすえ付けの事業 3602 楽温量記事業 3602 楽温量記事業 3602 楽温量記事業 3602 系通量記事業 3701 えん場の建設事業 (13102)高えん場前設事業を除く。) 3702 院通の改修、復旧又は維持の事業 3704 鉄道又は輸売の事業 3705 河川又はその付属物の改修、復旧又は維持の事業 3706 河川又は未成の改修、復旧又は維持の事業 3706 河川又は未成の改修、復旧又は維持の事業 3706 河川又はその付属物の改修、復旧又は維持の事業 3706 河川又はその付属物の改修、復旧又は維持の事業 3706 河川又はその付属物の改修、復旧又は維持の事業 3706 河川又は未成の地・復田又は維持の事業 3706 河門又はたの付属物の改修、復田又は維持の事業 3708 末門、樋門等の建設事業 3709 砂砂設備 (積林のみによるものを除く。)の建設事業 3710 海岸又は諸療活動はおお防波は、陸壁 船だまり場等の建設事業 3711 海岸、以は海における防波は、陸壁 船だまり場等の建設事業 3711 海岸、以は海における防波は・野業の事業(一員して行う(3719)遠間の事業を含む。) 3719 遠間の事業を含む。 3719 遠間の事業を含む。 3719 遠間の事業を含む。 3716 工作物の破壊事業 3714 投管コンリート管、ケーブル、鋼材等の埋設の事業 3716 工作物の破壊事業 3716 工作物の破壊事業 3716 工作物の破壊事業 3716 工作物の破壊事業 3717 法定物の引揚げ事業 3718 その他の各種建設事業 4101 阿製品人は設品製造業 4102 本産食料品製造業 4103 精衰及は製品製造業 4104 精衰及は製品製造業 4105 精殺又は製粉業 4106 砂糖製造業 4107、アンスは菓子製造業 4108 飲料製造業((4111)清清製造業を除く。) 4111 清清製造業 4109 製木業 4109 製木業 4109 製木業 4100 変料素 4100 変料素 4100 変料素 4100 変料素 4200 製木業 4201 紡績業又はねん糸製造業 4201 が結業又はねん糸製造業 4201 が結業又はねん乳造業 4201 が結業又はねんみ製造業 4201 が結業又はねんな製造業 4201 が結業又はねんな製造業 4201 が結業又はねんな製造業 4201 が結業を持たる 4201 が結業又はねんみ製造業 4201 が結業又はねんみ製造業 4201 が結業又はねんの製造業 4201 が結業又はねんみ製造業 4201 が結果を持たる 4201 がはなどのなどのはなどのなどのはなどのなどのなどのなどのなどのなどのなどのなどのなどのなどのなどのなどのなどのな					
3602		36			
次に掲げる事業及びこれに附常して行われる事業			はずえ付けの事業		
3701 えん堤の建設事業((3102)高えん堤新設事業を除く。)					
3702		37	その他の建設事業	次に掲げる事業及びこれに附帯して行われる事業	(33) ほ装工事業
(3(3(3)) 内面後春之の事業を除く。) 取らはずし又					及び (3505) 工作
3703 遺路の改修、復旧又は維持の事業 3704 鉄道又は軌道の改修、復旧又は維持の事業 3705 河川又はその付属物の改修、復旧又は維持の事業 3706 運河若しくは水路又はこれらの附属物の建設事業 3707 貯水池、鉱毒沈澱地、ブール等の建設事業 3708 水門・樋門等の建設事業 3708 水門・樋門等の建設事業 3710 海岸又は港湾における防波堤、岸壁、船だまり場等の建設事業 3711 湖沼、河川又は海面の夜渫、干和又は埋め立ての事業 3711 湖沼、河川又は海面の夜渫、干和又は埋め立ての事業 3711 湖沼、河川又は海面の夜渫、干和又は埋め立ての事業 3712 造園の事業を含む。) 3719 造園の事業 3714 鉄管、コンクリート管、ケーブル、鋼材等の埋設の事業 3715 さく非事業 3716 工作物の破壊事業 3717 沈没物の引揚げ事業 3718 その他の各種建設事業 3718 その他の各種建設事業 4102 水産食料品製造業 4103 野菜かん詰、果実かん詰その他の農産保存食料品製造業 4103 野菜かん詰、果実かん詰その他の農産保存食料品製造業 4104 調味料製造業 4106 砂糖製造業 4106 砂糖製造業 4106 砂糖製造業 4107 バン又は菓子製造業 4106 砂糖製造業 4108 飲料製造業 4106 砂糖製造業 4109 製氷業 4100 砂塊の食料品製造業 4100 砂塊の食料品製造業 4100 砂塊の食料品製造業 4101 以工業工業工業工業工業工業工業工業工業工業工業工業工業工業工業工業工業工業工業				3702 隧道の改修、復旧若しくは維持の事業又は推進工法による管の埋設の事業	物の解体、移動
3704 鉄道又は軌道の改修。後旧又は維持の事業 3705 河川又はその付属物の改修。後旧又は維持の事業 3706 運河者と(は水路又はこれらの附属物の建設事業 3706 水門、樋門等の建設事業 3708 水門、樋門等の建設事業 3709 歩防設備(植林のみによるものを除く。)の建設事業 3710 海岸又は港湾における防波堤、岸壁、船だまり場等の建設事業 3711 湖沼、河川又は海面の浚渫・干和又は埋め立ての事業 3711 湖沼、河川又は海面の浚渫・干和又は埋め立ての事業 3712 開繫、耕地整理又は敷地若しくは広場の造成の事業(一貫して行う(3719)遊園の事業を合む。) 3719 造園の事業を合む。 3719 造園の事業を合む。 3715 さく井事業 3714 狭管、コンクリー・管、ケーブル、鋼材等の埋設の事業 3715 さく井事業 3716 工作物の破壊事業 3717 沈没物の引揚げ事業 3718 その他の各種建設事業 4101 内製品又は乳製品製造業 4101 内製品又は乳製品製造業 4101 内製品又は乳製品製造業 4101 林野菜かん店・果実かん店をの他の農産保存食料品製造業 4103 野菜かん店・果実かん店をの他の農産保存食料品製造業 4105 精致又は製粉業 4106 砂糖製造業 4106 砂糖製造業 4107 ベン又は東子製造業 4106 砂糖製造業 4107 本)又は東子製造業 4107 本)又は東子製造業 4107 本)又は東子製造業 4108 飲料製造業 4109 製水業 4109 製水業 4109 製水業 4109 製水業 4109 製水業 4100 本の他の食料品製造業 4200 製糸業 4200 製糸業 4200 製糸業 4200 松素製造業 4200 松素製造業 4200 松素製造業 4200 松素製造業 4200 松素製造業 4200 松素製造業 4200 化学繊維製造業 4200 松素製造業 4200 化学繊維製造業 4200 松素製造業 4200 化学繊維製造業 4200 松素				((3103)内面巻替えの事業を除く。)	取りはずし又は指
3705 河川又はその付属物の改修、復旧又は維持の事業 3706 蓮河若しくは木路又はこれらの附属物の建設事業 3707 貯水池・鉱毒法漁地、ブール等の建設事業 3708 水門・樋門等の建設事業 3709 砂防設備(植林のみによるものを除く。)の建設事業 3710 海岸又は港湾における防波県岸壁、船だまり場等の建設事業 3711 海沼・河川又は海面の浚渫、干拓又は埋め立ての事業 3712 開駅・耕地整理又は敷地若しくは広場の造成の事業(一貫して行う(3719)造 園の事業を含む。) 3719 造園の事業 3715 当人事業 3716 工作物の破壊事業 4102 水産食料品製造業 4103 野業かん店、果実かん店その他の農産保存食料品製造業 4103 野業かん店、果実かん店その他の農産保存食料品製造業 4106 砂糖製造業 4101				3703 道路の改修、復旧又は維持の事業	去の事業を除く。
3706 運河若しくは水路又はこれらの附属物の健設事業 3707 貯水池、飲毒沈養地、ブール等の建設事業 3708 水門、樋門等の建設事業 3709 砂防設備・植林のみによるものを除く。)の建設事業 3710 海岸又は港湾における防波堤、岸壁、船だまり場等の建設事業 3711 湖沼、河川又は海面の浚渫・干拓又は埋め立ての事業 3712 開墾、耕地整理又は敷地若しくは広場の造成の事業(一貫して行う(3719)造 國の事業 3713 地下に構築する各種タンクの建設事業 3714 鉄管・コンリート管・ケーブル、鋼材等の埋設の事業 3715 さく井事業 3716 工作物の破壊事業 3717 江没物の引揚げ事業 3718 その他の各種建設事業 4102 水産食料品製造業 4102 水産食料品製造業 4102 水産食料品製造業 4102 水産食料品製造業 4104 調味料製造業 4106 砂糖製造業 4206 砂糖素又はおん糸製造業 4201 砂糖業又はおん糸製造業 4201 砂糖業又はおん糸製造業 4202 化学繊維製造業 4202 化学繊維製造業 4202 化学繊維製造業 4202 化学繊維製造業				3704 鉄道又は軌道の改修、復旧又は維持の事業	
3707 防水池・鉱毒沈澱地、ブール等の建設事業 3708 水門・樋門等の建設事業 3709 砂防設備(植林のみによるものを除く。)の建設事業 3710 海岸文は港湾における防波県・岸壁、船だまり場等の建設事業 3711 湖沼、河川又は海面の浚渫・干拓又は埋め立ての事業 3712 開墾、耕地整理又は敷地若しくは広場の造成の事業(一貫して行う(3719)造園の事業 3713 地下に構築する各種タンクの建設事業 3714 鉄管・コンクリート管・ケーブル、鋼材等の埋設の事業 3716 工作物の破壊事業 3717 沈没物の引揚げ事業 3718 その他の各種建設事業 410 教配又は乳製品製造業 4102 水産食料品製造業 4102 水産食料品製造業 4103 野菜かん詰、果実かん詰その他の農産保存食料品製造業 4104 調味料製造業 4105 精致又は製粉業 4106 砂糖製造業 4106 砂糖製造業 4107 バン又は菓子製造業 4106 砂糖製造業 4107 バン又は東子製造業 4108 飲料製造業(4111)清酒製造業を除く。) 4111 清酒製造業 4109 製水業 4109 製水業 4109 製水業 4100 型水素と 410				3705 河川又はその付属物の改修、復旧又は維持の事業	
3708 木門、樋門等の建設事業 3709 砂防設備植林のみによるものを除く。)の建設事業 3710 海岸又は港湾における防波堤,岸壁、船だまり場等の建設事業 3711 湖沼、河川又は海面の浚渫、干拓又は埋め立ての事業 3712 開繫、耕地整理又は敷地若しくは広場の造成の事業(一貫して行う(3719)造 園の事業を含む。) 3719 造園の事業 3713 地下に構築する各種タンケの建設事業 3714 鉄管、コンクリート管、ケーブル、鋼材等の埋設の事業 3716 工作物の破壊事業 3716 工作物の破壊事業 3717 沈没物の引揚げ事業 3718 その他の各種建設事業 4101 内製品又は乳製品製造業 4102 本産食料品製造業 4103 野菜かん詰、果実かん詰その他の農産保存食料品製造業 4104 同味料製造業 4106 砂糖製造業 4106 砂糖製造業 4106 砂糖製造業 4106 砂糖製造業 4106 砂糖製造業 4106 砂糖製造業 4107 パン又は菓子製造業 4108 飲料製造業 4109 製氷業 4100 その他の食料品製造業 4109 製氷業 4100 その他の食料品製造業 4200 製糸業 4200 製造業 4200 製造業 4200 製造業 4200 製造業 4200 製糸業 4200 製造業 4200 製造業 4200 製糸業 4200 製糸業 4200 製造業 4200 製糸業 4200 製糸業 4200 製造業 4200 製造業 4200 製造業 4200 製糸業 4200 製造業 4200 製造業 4200 製糸業 4200 製品製造業 4200 製造業 4200 製品製造業 4200 製造業 4200 製造業 4200 製品製造業 4200 製造業			3706 運河若しくは水路又はこれらの附属物の建設事業		
3708 木門、樋門等の建設事業 3709 砂防設備植林のみによるものを除く。)の建設事業 3710 海岸又は港湾における防波堤,岸壁、船だまり場等の建設事業 3711 湖沼、河川又は海面の浚渫、干拓又は埋め立ての事業 3712 開繫、耕地整理又は敷地若しくは広場の造成の事業(一貫して行う(3719)造 園の事業を含む。) 3719 造園の事業 3713 地下に構築する各種タンケの建設事業 3714 鉄管、コンクリート管、ケーブル、鋼材等の埋設の事業 3716 工作物の破壊事業 3716 工作物の破壊事業 3717 沈没物の引揚げ事業 3718 その他の各種建設事業 4101 内製品又は乳製品製造業 4102 本産食料品製造業 4103 野菜かん詰、果実かん詰その他の農産保存食料品製造業 4104 同味料製造業 4106 砂糖製造業 4106 砂糖製造業 4106 砂糖製造業 4106 砂糖製造業 4106 砂糖製造業 4106 砂糖製造業 4107 パン又は菓子製造業 4108 飲料製造業 4109 製氷業 4100 その他の食料品製造業 4109 製氷業 4100 その他の食料品製造業 4200 製糸業 4200 製造業 4200 製造業 4200 製造業 4200 製造業 4200 製糸業 4200 製造業 4200 製造業 4200 製糸業 4200 製糸業 4200 製造業 4200 製糸業 4200 製糸業 4200 製造業 4200 製造業 4200 製造業 4200 製糸業 4200 製造業 4200 製造業 4200 製糸業 4200 製品製造業 4200 製造業 4200 製品製造業 4200 製造業 4200 製造業 4200 製品製造業 4200 製造業			3707 貯水池、鉱毒沈澱地、プール等の建設事業		
3709 砂防設備(植林のみによるものを除く。)の建設事業 3710 海岸又は港湾における防波堤、岸壁、船だまり場等の建設事業 3711 湖沼、河川又は海面の浚渫 干拓又は埋め立ての事業 3712 開墾、耕地整理又は坡地若しくは広場の造成の事業(一貫して行う(3719)造園の事業を含む。) 3719 造園の事業 3713 地下に構業する各種タンクの建設事業 3714 鉄管、コンクリート管、ケーブル、鋼材等の埋設の事業 3715 さく井事業 3716 工作物の破壊事業 3717 沈没物の引揚げ事業 3717 沈没物の引揚げ事業 3718 その他の各種建設事業 4102 水産食料品製造業 4104 調味料製造業 4104 調味料製造業 4104 調味料製造業 4105 精穀又は製粉業 4106 砂糖製造業 4106 砂糖製造業 4106 砂糖製造業 4106 砂糖製造業 4106 砂糖製造業 4107 パン又は菓子製造業 4108 飲料製造業((4111)清酒製造業を除く。) 4111 清酒製造業 4109 製水業 4100 砂糖、大はご等製造業 4100 砂糖製造業 4200 製糸薬 4200 製糸薬 4200 製糸薬 4200 製糸薬 4200 製糸薬 4200 製糸薬 4200 製金素 4200 製金素 4200 製金素 4200 製金素 4200 製金素 4200 製金素 4200 製金素 4200 製金素 4200 製金素 4200 製金素 4200 松藤美又はおん糸製造業 4200 化学繊維製造業 4200 化学繊維養					
3710 海岸又は港湾における防波堤、岸壁、船だまり場等の建設事業 3711 湖沼、河川又は海面の凌渫、干拓又は埋め立ての事業 3712 開墾、耕地整理又は敷地名しくは広場の造成の事業(一貫して行う(3719)造園の事業を含む。) 3719 造園の事業 3713 地下に構築する各種タンクの建設事業 3714 鉄管、コンツリート管、ケーブル、鋼材等の埋設の事業 3715 さく井事業 3716 工作物の破壊事業 3717 沈没物の引揚げ事業 3718 その他の各種建設事業 4102 水産食料品製造業 4102 水産食料品製造業 4102 水産食料品製造業 4103 野菜かん詰、果実かん詰その他の農産保存食料品製造業 4104 調味料製造業 4106 砂糖製造業 4107 パン又は菓子製造業 4106 砂糖製造業 4107 パン又は菓子製造業 4108 飲料製造業 4107 パン又は菓子製造業 4108 飲料製造業 4109 製水業 4100 その他の食料品製造業 4100 要別水業 4100 要別米業 4200 製糸業 4201 紡績業又はねん糸製造業 4201 紡績業又はねん糸製造業 4201 紡績業又はねん糸製造業 4201 紡績業又はねん糸製造業 4201 松崎業又はねん糸製造業 4201 松崎業					
3711 湖沿、河川又は海面の凌渫、干拓又は埋め立ての事業 3712 開墾、耕地整理又は敷地若しくは広場の造成の事業(一貫して行う(3719)造園の事業を含む。) 3719 造園の事業 3713 地下に構築する各種タンクの建設事業 3714 鉄管、コンクリート管、ケーブル、鋼材等の埋設の事業 3715 さく井事業 3716 工作物の破壊事業 3717 沈没物の引揚げ事業 3718 その他の各種建設事業 410					
3712 開墾、耕地整理又は敷地若しくは広場の造成の事業(一貫して行う(3719)造 図の事業を含む。) 3719 造図の事業 3713 地下に構築する各種タンクの建設事業 3714 鉄管、コンクリート管、ケーブル、鋼材等の埋設の事業 3716 工作物の破壊事業 3717 沈没物の引揚げ事業 3718 その他の各種建設事業 410 大成之事業 410 大成之事業 4101 内製品又は乳製品製造業 4102 水産食料品製造業 4102 水産食料品製造業 4103 野菜かん詰、果実かん詰その他の農産保存食料品製造業 4104 調味料製造業 4106 砂糖製造業 4106 砂糖製造業 4106 砂糖製造業 4107 バン又は菓子製造業 4106 砂糖製造業 4108 飲料製造業 4109 製水業 4110 その他の食料品製造業 4109 製水業 4110 その他の食料品製造業 4109 製水業 4110 その他の食料品製造業 4109 製水業 4110 その他の食料品製造業 4110 その他の食料品製造業 412 繊維工業又は繊維製 420 製糸業 420 記載業又はねん糸製造業 420 化学繊維製造業 420 化学繊維製造業					
國の事業を含む。) 3719 造園の事業 3713 地下に構築する各種タンクの建設事業 3714 鉄管、コンクリート管、ケーブル、鋼材等の埋設の事業 3715 さく井事業 3716 工作物の破壊事業 3717 沈没物の引揚げ事業 3718 その他の各種建設事業 410					
3713 地下に構築する各種タンクの建設事業 3714 鉄管、コンクリート管、ケーブル、鋼材等の埋設の事業 3715 さく井事業 3716 工作物の破壊事業 3717 沈没物の引揚げ事業 3718 その他の各種建設事業 410					
3714 鉄管、コンクリート管、ケーブル、鋼材等の埋設の事業 3715 さく井事業 3716 工作物の破壊事業 3717 沈没物の引揚げ事業 3718 その他の各種建設事業 3718 その他の各種建設事業 4101 内製品又は乳製品製造業 4102 水産食料品製造業 4102 水産食料品製造業 4103 野菜かん詰、果実かん詰その他の農産保存食料品製造業 4104 調味料製造業 4105 精穀又は製粉業 4106 砂糖製造業 4106 砂糖製造業 4107 パン又は菓子製造業 4108 飲料製造業 4108 飲料製造業 4109 製氷業 4100 受財工業 4100 受財工 4111 清酒製造業 4100 受財工 4111 清酒製造業 4100 受財工業 4100 受財工業 4100 受财工 4110 その他の食料品製造業 4100 受财工 4110 その他の食料品製造業 4100 受财工 4110 その他の食料品製造業 4100 受助工 4110 その他の食料品製造業 4110 表別、 4				3719 造園の事業	
3715 さく井事業 3716 工作物の破壊事業 3717 沈没物の引揚げ事業 3718 その他の各種建設事業 41 食料品製造業 ((65)				3713 地下に構築する各種タンクの建設事業	
3716 工作物の破壊事業 3717 沈没物の引揚げ事業 3718 その他の各種建設事業 3718 その他の各種建設事業 41 食料品製造業 を除 (65)				3714 鉄管、コンクリート管、ケーブル、鋼材等の埋設の事業	
製造業				3715 さく井事業	
製造業				3716 工作物の破壊事業	
製造業	i i			3717 沈没物の引揚げ事業	
製造業 41 食料品製造業((65) たばご等製造業を除 (-0)					
たばこ等製造業を除 4102 水産食料品製造業 4103 野菜かん詰、果実かん詰その他の農産保存食料品製造業 4104 調味料製造業 4106 砂糖製造業 4106 砂糖製造業 4107 パン又は菓子製造業 4108 飲料製造業((4111)清酒製造業を除く。) 4111 清酒製造業 4109 製氷業 4100 その他の食料品製造業 650 たばこ勢と業 6501 たばこ製造業 6502 製茶業 420 製糸業 4201 紡績業又はねん糸製造業 4202 化学繊維製造業	製造業	41	食料品製造業((65)		
4103 野菜かん詰、果実かん詰その他の農産保存食料品製造業 4104 調味料製造業 4105 精穀又は製粉業 4106 砂糖製造業 4107 パン又は菓子製造業 4108 飲料製造業((4111)清酒製造業を除く。) 4111 清酒製造業 4109 製氷業 4110 その他の食料品製造業 65 たばこ等製造業 6502 製業業 42 繊維工業又は繊維製 4209 製糸業 4201 紡績業又はねん糸製造業 4202 化学繊維製造業					
4104 調味料製造業 4105 精製又は製粉業 4106 砂糖製造業 4107 パン又は菓子製造業 4108 飲料製造業((4111)清酒製造業を除く。) 4111 清酒製造業 4109 製氷業 4100 その他の食料品製造業 650 たばこ等製造業 6501 たばこ製造業 6502 製茶業 420 繊維工業又は繊維製 4209 製糸業 4201 紡績業又はねん糸製造業 4202 化学繊維製造業					
4105 精穀又は製粉業 4106 砂糖製造業 4107 パン又は菓子製造業 4108 飲料製造業((4111)清酒製造業を除く。) 4111 清酒製造業 4109 製氷業 4100 その他の食料品製造業 65 たばこ等製造業 6502 製茶業 42 繊維工業又は繊維製 4209 製糸業 420 被維工業又は繊維製 4201 紡績業又はねん糸製造業 420 化学繊維製造業					
4106 砂糖製造業 4107 パン又は菓子製造業 4108 飲料製造業((4111)清酒製造業を除く。) 4111 清酒製造業 4109 製氷業 4110 その他の食料品製造業 65 たばこ等製造業 6501 たばこ製造業 6502 製茶業 42 繊維工業又は繊維製品製造業 420 製糸業品製造業 4201 紡績業又はねん糸製造業 4202 化学繊維製造業					
4107 バン又は菓子製造業 4108 飲料製造業((4111)清酒製造業を除く。) 4111 清酒製造業 4109 製氷業 4110 その他の食料品製造業 65 たばこ等製造業 6502 製茶業 42 繊維工業又は繊維製品製造業 42 機能工業又は繊維製品製造業 420 製糸業品製造業 420 松学繊維製造業					
4108 飲料製造業((4111)清酒製造業を除く。) 4111 清酒製造業 4109 製氷業 4110 その他の食料品製造業 65 たばこ等製造業 6502 製業業 42 繊維工業又は繊維製品製造業 42の製造業 42の収益を表現します。 42の収益を表現しまする。 42の収益を表現します。 42の収益を表現しまするのではませんできます。 42の収益を表現します。 42の収益を表現します。 42					
4111 清酒製造業 4109 製氷業 4110 その他の食料品製造業 65 たばこ等製造業 6501 たばこ製造業 6502 製茶業 42 繊維工業又は繊維製品製造業 4209 製糸業 4201 紡績業又はねん糸製造業 4202 化学繊維製造業					
4109 製水業 4110 その他の食料品製造業 65 たばご等製造業 6501 たばこ製造業 6502 製茶業 42 繊維工業又は繊維製品製造業 4209 製糸業 4201 紡績業又はねん糸製造業 4202 化学繊維製造業					
4110 その他の食料品製造業 65 たばご等製造業 6501 たばご製造業 6502 製茶業 42 繊維工業又は繊維製品製造業 4209 製糸業 4201 紡績業又はねん糸製造業 4202 化学繊維製造業					
65 たばこ等製造業 6501 たばこ製造業 6502 製茶業 42 繊維工業又は繊維製 4209 製糸業 4201 紡績業又はねん糸製造業 420 化学繊維製造業					
6502 製茶業			2. 1 20 - 640 MHz Mr. Mr.		
42 繊維工業又は繊維製品製造業 4209 製糸業 4201 紡績業又はねん糸製造業 4202 化学繊維製造業		65	たはこ等製造業	The state of the s	
品製造業 4201 紡績業又はねん糸製造業 4202 化学繊維製造業			LIN ALL MR		
4202 化学繊維製造業		42			
127 1111 1121			品製造業	-	
TROO - DM IA AK				4203 織物業	
4204 メリヤス製造業				4204 メリヤス製造業	
4205 染色整理業				4205 染色整理業	
4206 繊維雑品製造業					
4207 被服、繊維製身のまわり品等製造業				· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
4208 その他の繊維工業又は繊維製品製造業	1				

事業の種 類の分類		事業の種類	事業の種類の細目	備考
製造業	44	木材又は木製品製造 業	4401 一般製材業 4402 ベニヤ単板、屋根板、経木、木毛、たるおけ材等製造業	(6108) 竹、籐又は きりゅう製品製造
			4403 造作材、合板その他建築用組立て材料製造業	業を除く。
			4404 木製容器製造業 4405 木製履物製造業	
			4406 木材薬品処理業	
			4407 木製家具製造業	
			4408 木製宗教用具製造業	
			4409 木製建具製造業	
	45	パルプ又は紙製造業	4410 その他の木材又は木製品製造業 4501 パルブ製造業	
	43	バルノ人は枫袋坦米	4502 紙製造業((6407)手すき和紙製造業を除く。)	_
			4503 繊維板製造業	
İ	46	印刷又は製本業	4601 印刷業((9412)謄写印刷業を除く。)	
			4602 製本又は印刷物加工業	
			4603 写真製版、植字等の事業	
	47	化学工業	A 無機化学製品製造業	(4202) 化学繊維
			4701 化学肥料製造業 4702 無機工業製品製造業	製造業及び(6110) くずゴム製品製
			B 有機化学製品製造業	造業を除く。
			4703 有機工業製品製造業	
			4704 動植物油脂製造業	
			4705 油脂加工製品又は塗料製造業(界面活性剤製造業を含む。)	
			4706 天然樹脂製品又は木材化学製品製造業	
			4707 医薬品製造業	
			C その他の無機化学製品又は有機化学製品製造業 4708 火薬、煙火又はマッチ製造業(弾薬装てん組み立て業を含む。)	_
			4709 その他の化学製品製造業	
			イ 殺虫剤、香料、化粧品等製造業	
			ロ ゼラチン又は接着剤製造業	
			ハ 写真感光材料製造業	
			ニ その他の各種化学製品製造業	
			D 石油製品又は石炭製品製造業	
			4710 石油精製業 4711 潤滑油又はグリース製造業	_
			4712 廃油再生業又は廃油処理業	
			4713 ほ装材料製造業	
			4714 コークス若しくは半成コークス又はこれらの副産物の製造業	
			4715 れん炭又は豆炭製造業	
			4716 その他の石油製品又は石炭製品製造業	
			E ゴム製品製造業 4717 タイヤ又はチューブ製造業	
			4718 ゴム製履物製造業	
			4719 再生ゴム製造業	-
			4720 タイヤ再生業	
			4721 工業用ゴムベルト、工業用ゴムホースその他の工業用ゴム製品製造業	
			4722 その他のゴム製品製造業	
			F 製革業又は毛皮製造業	_
			4723 製革業 4724 毛皮製造業	
ŀ	48	ガラス又はセメント製		
	10	造業	4801 板ガラス製造業	\dashv
			4802 光学ガラス製造業	
			4803 ガラス繊維製造業	
			4804 魔法びん製造業	

事業の種 類の分類		事業の種類	事業の種類の細目	備考
製造業	48	ガラス又はセメント製	4805 ガラス製品加工業((6005)レンズ製造業を除く。)	
		造業	4806 その他のガラス又はガラス製品製造業	-
			B セメント製造業	-
			4807 セメント製造業	1
	66	コンクリート製造業	6601 コンクリート製造業	
		陶磁器製品製造業	6201 陶磁器製品製造業	
			4901 建設用粘土製品製造業	
		石製品製造業	4903 粘土製耐火物製造業	1
			4904 炭素又は黒鉛製品製造業	-
			4905 研ま材製造業	1
			4906 石膏又は石灰製造業	1
			4907 その他の各種窯業又は土石製品製造業	1
	50	金属精錬業((51)非	i e	一貫して行う(52)
		鉄金属精錬業を除	5002 製鋼圧延業	金属材料品製造
		⟨∘)	5003 合金鉄製造業	業を含む
	51	非鉄金属精錬業	5101 非鉄金属の製錬又は精錬業	一貫して行う(52) 金属材料品製造
			5102 非鉄金属合金の製錬又は精錬業	金属材料的製造 業を含む
	52	金属材料品製造業	5201 鋼材製造業(一貫して行う(55)めっき業を含む。)	一貫して(50)金属
		((53) 鋳物業を除		精錬業又は(51)
		⟨⟨₀⟩	5203 非鉄金属圧延又は伸線業((5708)絶縁電線又はケーブル製造業を除く。)	
			5204 その他の金属材料品製造業	を行うものを除く。
	53	鋳物業	5301 銑鉄鋳物製造業	
			5302 鋳鋼製造業	1
			5303 非鉄金属鋳物製造業	1
[54	金属製品製造業又は	5401 ブリキかんその他のめっき板製造業	
		金属加工業((63)洋	5403 配管工事用付属品製造業	1
		食器、刃物、手工具又	5404 構築用金属製品製造業]
		は一般金物製造業及	5405 ボイラー製造業]
		び(55)めつき業を除	5406 線材製品製造業	
		⟨<,)	5407 ボルト、ナット、リベット、小ねじ、木ねじ等製造業]
			5408 各種金属の打ち抜き、紋抜き、又は塑形の事業]
			5409 金属の溶接又は溶断の事業]
			5410 金属表面処理業((5503)アルマイト加工業及び(6115)塗装業を除く。)	
			5411 その他の金属製品製造業又は金属加工業	
[63	洋食器、刃物、手工		
		具又は一般金物製造	6302 刃物製造業]
		業 ((55) めっき業を除]
		⟨⟨₀⟩	6304 一般金物製造業	
[55	めっき業	5501 溶融めっき業]
			5502 電気めっき業	<u> </u>
[5503 アルマイト加工業	
[56	機械器具製造業		
			5602 農業用機械製造業((6303)手工具製造業を除く。)]
			5603 建設機械又は鉱山機械製造業(トラクター製造業を含む。)	<u> </u>
		機械器具製造業,59	5604 金属加工機械製造業	<u> </u>
		船舶製造又は修理業, (60) 計量器、光学器	5605 繊維機械製造業	<u> </u>
		(60) 司重命、兀子帝 械、時計等製造業を除	5606 特殊産業用機械製造業	<u> </u>
		(人。)	イ 食料品加工機械製造業	<u> </u>
		"	ロ 製材又は木工機械製造業	<u> </u>
			ハ パルプ装置又は製紙機械製造業]
			ニ 印刷、製本又は紙工機械製造業	j l
			ホ 鋳造装置製造業]
			へ その他の特殊産業用機械製造業]
			5607 一般産業用機械装置製造業	

事業の種 類の分類	1	事業の種類	事業の種類の細目	備	考
製造業	56	機械器具製造業((57)	イ ポンプ又はポンプ装置製造業		
		電気機械器具製造業、	ロ 空気圧縮機、ガス圧縮機又は送風機製造業		
		(58) 輸送用機械器	ハ エレベーター又はエスカレーター製造業		
		具製造業,59船舶製造	二 荷役運搬設備製造業		
	İ	又は修理業,(60)計量	ホ 動力伝導装置製造業		
		器、光学器械、時計等	へ 破砕機、ま砕機又は選別機械製造業		
		製造業を除く。)	ト 化学機械製造業		
			チ その他の一般産業機械装置製造業		
			5608 家庭用機械器具製造業		
			5609 武器製造業((4708)弾薬装てん組立て業を除く。)		
			5610 消化器、ボールベアリング、ピストンリング等製造業		
			5611 各種機械又は同部分品製造修理業	\dashv	
	57	電気機械器具製造業	5701 発電用、送電用、配電用又は産業用電気機械器具製造業		
	"	电风风风丽兴秋追木	5702 民生用電気機械器具製造業	_	
			5703 電球製造業		
			5704 通信機械器具又は同関連機械器具製造業		
			5705 電子管又は半導体素子製造業	\dashv	
			5705 電子官人は十學体系士製道系 5706 電子応用装置製造業	\dashv	
			5706 电于応用装直聚	_	
			5708 絶縁電線又はケーブル製造業 5700 2.00 (4) (2) (5) (5) (6) (6) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7	_	
		AA W ET MA LE HILL ET MILVE.	5709 その他の電気機械器具製造業		
	58	輸送用機械器具製造		_	
		業((59)船舶製造又	5802 鉄道車両製造業	_	
		は修理業を除く。)	5803 自転車又はリヤカー製造業	_	
			5804 航空機製造業		
			5805 その他の輸送用機械器具製造業		
	59	船舶製造又は修理業	次に掲げる事業(船舶ぎ装業を含む。)		
			5901 鋼船製造又は修理業	_	
			5902 木船製造又は修理業		
			5903 その他の船舶製造又は修理業		
	60		6001 計量器、測定器又は試験機製造業		
		計等製造業((57)電	6002 測量機械器具製造業		
		気機械器具製造業を	6003 医療機械器具製造業		
		除く。)製造業を除く。)	6004 理化学機械器具製造業		
			6005 光学機械器具又はレンズ製造業		
			6006 時計製造業		
			6007 事務用機械器具製造業		
			6008 楽器又は音盤製造業		
	64	貴金属製品、装身具、	6401 貴金属製品製造業(宝石細工業を含む。)		
		皮革製品等製造業	6402 装身具、装飾品、ボタン、針、ホック、ファスナー等製造業		
			6403 かさ製造業		
			6404 草履製造業		
	İ		6405 ブラシ類製造業		
			6406 皮革製品製造業		
			6407 手すき和紙製造業		
			6408 紋紙等製造業		
			6409 木彫製品等製造業(手作業によるものに限る。)	\neg	
	61	その他の製造業	6102 ペン、ペンシルその他の事務用品又は絵画用品製造業		
			6104 可塑物製品製造業(購入材料によるものに限る。)	\dashv	
			6105 漆器製造業	\dashv	
			6107 加工紙、紙製品、紙製容器又は紙加工品製造業	\dashv	
			6108 竹、籐又はきりゅう製品製造業	\dashv	
			6109 から類製品製造業	\dashv	
			6110 くずゴム製品製造業	\dashv	
	1	I	0110 19日本农田农坦木		

事業の種類の分類		事業の種類	事業の種類の細目	備考
			6116 その他の各種製造業	
運輸業	71	交通運輸事業	7101 鉄道、軌道又は索道による旅客又は貨物の運送事業((7202)貨物の積みお	
			ろし又は集配を伴う貨物の運送事業を除く。)	
			7102 自動車又は軽車両による旅客の運送事業	
			7104 航空機による旅客又は貨物の運送事業	
			7105 船舶による旅客の運送事業	
			7103 加州による派各の建送事業 7103 自動車、航空機等を使用して宣伝、広告、測量等を行う事業	
	=0	the structure by the ville (/= a)	7106 その他の交通運輸事業	
	72		7201 停車場、倉庫、工場、道路等における貨物取扱いの事業	
		び(74)港湾荷役業を	7202 貨物の積みおろし又は集配を伴う鉄道軌道又は索道による貨物の運送事業	
		除く。)	7203 自動車又は軽車両による貨物の運送事業	
			7206 船舶による貨物の運送事業	
			7204 貨物の荷造り又はこん包の事業	
			7205 自動車により砂利その他の土石を運搬して販売する事業	
ŀ	73	洪湾货物取场重要	7301 港湾の上屋、倉庫等における貨物取扱いの事業	一貫して(74)港湾
	13		7302 はしけ又は引船による貨物の運送事業	荷役業を行うもの
		除く。)	7302 はしり 入は5 船による貝物の建达争来 	を除く。
	74	港湾荷役事業	7401 沿岸において船舶に荷を積み又は船舶から荷を下ろすために貨物を取り扱う事業	
			7402 船舶内において船舶に荷を積み又は船舶から荷をおろすために貨物を取	業を含む。
			り扱う事業(一貫して行う(7401)沿岸において船舶に荷を積み又は船舶から	
			荷をおろすために貨物を取り扱う事業を含む。)	
電気、ガ	81	電気、ガス、水道又は		
ス、水道		熱供給の事業	8101 発電、送電、変電又は配電の事業	
又は熱供			B ガス業	
給の事業			8102 天然ガスの採取供給又はガスの製造供給の事業	
			8103 天然ガス又はガスの供給の事業	
			C 水道業	
			8104 上水道事業	
			8105 下水道事業	
			D 熱供給業	
			8106 熱供給事業	
その他の	95		9501 土地の耕作又は植物の栽植、栽培若しくは採取の事業その他の農業	
事業		外の漁業	9502 動物の飼育若しくは畜産の事業又は養蚕の事業	
			9503 水産動植物の採捕又は養殖の事業((11)海面漁業及び(12)定置網漁業又	
			は海面魚類養殖業を除く。)	
İ	91	清掃、火葬又はと畜の	9101 清掃業	
		事業	9102 火葬業	
		* * * * * * * * * * * * * * * * * * *	9103 と畜業	
}	02	ビルメンテナンス	9301 ビルの総合的な管理等の事業	
}	93			
	96	倉庫業、警備業、消毒		
		又は害虫駆除の事業	9602 警備業	
			9603 消毒又は害虫駆除の事業	
			9606 ゴルフ場の事業	
Ī	97	通信業、放送業、新聞	9701 通信業	
		業又は出版業	9702 放送業	
			9703 新聞業又は出版業	
	98	卸売業・小売業、飲食		
		店又は宿泊業	0000 約金比	
			9802 飲食店	
[9803 宿泊業	
	99	金融業、保険業又は	9901 金融業	
		不動産業	9902 保険業	
		I	9903 不動産業	

事業の種 類の分類	事業の種類		事業の種類の細目	備	考
その他の	94	その他の各種事業	9411 広告、興信、紹介又は案内の事業		
事業			9412 速記、筆耕、謄写印刷又は青写真業		
			9418 映画の製作、演劇等の事業		
			9419 劇場、遊戯場その他の娯楽の事業		
			9420 洗たく、洗張又は染物の事業		
			9421 理容、美容又は浴場の事業		
			9422 物品賃貸業		
			9423 写真、物品預かり等の事業		
			9424 医療保健業		
			9425 教育業		
			9426 研究又は調査の事業		
			9416 前各項に該当しない事業		

業場名公表対象事業場(2004年度以前に労災認定のあった事業場のうち、厚労省の判断で公表対象とされたもの。したがって、すべてが公表されたわけではない。)について、厚労省が業種別に分類した認定件数を比較したのが表10である。

2004年度以前にはまったく認定事案のなかった、あるいは、ほとんどなかった業種で認定事案が発生していることや、造船など大幅に認定件数が積み増しになった業種があることがわかる。

新たに520事業場超で認定

クボタショック後に大量の認定が多様な職場で行われた状況がより具体的な形で認識できるようになった。さらに、新たに労災認定のあった事業場に関する情報を得るために、建設関連以外の業種について、今回の処理経過簿の業務上事案データを労基署別・業種別に整理、集計し、これを、2005年に公表された事業場のデータと対比して一覧表にしたのが表11である。

2005年開示では肺がん・中皮腫の認定のあった 事業場が公表されているのに対して、表11では肺 がん・中皮腫の他に石綿肺など他の対象疾患の データが含まれている。

さて、表11の整理をベースとして、肺がん・中皮腫だけについて各労基署ごとに「認定事案のあった業種数」(a)と「2005年開示のあった事業場数」(b)の差(c)を計算した。

(c) は「その労基署管内で新たに労災認定事

案のあった事業場数の最低限の推定値」とみなせる。ただし、今回の処理経過簿の認定件数が特定の業種に集中していて((a)が少なくなる)、かつ、2005年の開示事業場数(b)が多かった労基署の場合は、結果的に(c)がマイナスになることがあり、その場合は(c)をゼロとみなす。たとえば、2005年公表時に造船関係に集中する形で11事業場が公表された横須賀労基署などがこれに該当する。

その結果、

- (a)の全労基署の合計数(A):726
- (c)の全労基署の合計数(C): 522

となった。

したがって、2005、2006年度に肺がん・中皮腫の 労災認定・新法認定のあった建設関連以外の事業 場は、少なくとも726あり、そのうち少なくとも522は新た に認定事案のあった事業場ということになる。作業 を簡略にする試算方法をとったため明かな過小評 価になっているが、それでもなお「522 | なのである。

こうしてクボタショック後の新規労災認定事業場数が500を大きく超えていることが示された。「労災認定事業場の公表を!」という私たちの主張の正しいことがデータで裏付けられたのである。

以上の検討は、建設関連における1,387件(肺がん、中皮腫)の認定事案を除いたものだが、建設関連における労災認定事業場名の公表は、特に、元同僚労働者と家族、関係者への注意を喚起する効果がある。建設業での被害が爆発的に広がる中で、ばく露情報とともに事業場名を明らかにする意義は建設関連を含めて、大きい。

表10 2005年8月厚労省公表対象事業場業種別認定件数と「処理経過簿」業種別認定件数との対比(肺がん+中皮腫)

事業	事業の種類の番号	事業の種類	厚生労働 省公表資 料総括表	簿 労災	今回の開示処理経過簿で注目すべき事業細目
不明	ż.	単なる「製造業」「一人親方」 「不明」「調査中」など	7778078127	13	
林業	02	林業			
漁業	11,12	漁業			
鉱業	21	金属鉱業、非金属鉱業(23		4	石綿鉱山含む
		石灰石鉱業又はドロマイト 鉱業を除く)又は石炭鉱業			
鉱業	24	原油又は天然ガス工業	ĺ	1	
鉱業	25	採石業	İ	3	
建設業	30	建設事業など名称で建設 関連があきらかもの		137	
建設業	31	水力発電施設、隧道等の 新設事業		1	
建設業	33	舗装工事業		2	
建設業	35	建築事業(38既設建築物設 備工事業を除く)	134	973	
建設業	36	機械装置の組立て又はす え付けの事業	6	27	
建設業	37	その他の建設事業	38	61	
建設業	38	既設建築物設備工事業	50	186	
建設業	30-38	(建設関連)	228	1,387	
製造業	41	食料品製造業 (65たばこ等 製造業を除く。)	1	11	4106砂糖製造業1名、4110その他の食料品製造業3名
製造業	42	繊維工業又は繊維製品製 造業	4	53	4201紡績業又はねん糸製造3名、4202化学繊維製造業19名、 4203織物業1名、4206繊維製品製造業2名、4207被服、繊維製 身の回等製造業1名、4208その他の繊維工業4名
製造業	44	木材又は木製品製造業		28	4401一般製材業1名、4403木製型枠の製造 造作材、合板その他建築用組立て材料製造業3名、4407木製家具製造業4名、4409木製建具製造業1名
製造業	45	パルプ又は紙製造業		11	
製造業	46	印刷又は製本業		1	
製造業	47	化学工業	7	115	4701化学肥料製造業1名、4702無機工業製品製造業17名、4703有機4707医薬品製造業2名、4708火薬,煙火又はマッチ製造業2名、4709その他の化学製品製造業3名、4710石油精製業2名、4712廃油再生業又は廃油処理業1名、4713舗装材料製造業1名、4717タイヤ又はチューブ製造業13名、4721工業用ゴムベルト、工業用ゴムホースその他の工業用ゴム製品製造業2名、4722その他のゴム製品製造業1名
製造業	48	ガラス又はセメント製造業	11	30	
製造業	49	その他の窯業又は土石製 品製造業	181	258	4901建設用粘土製品製造業7名、4904炭素又は黒鉛製品製造業1名、4906石膏又石灰製造業1名、4907その他の各種窯業又は土石製品製造業(石綿製品製造業の多数)
製造業	50	金属精錬業(51非鉄金属精 錬業を除く。)	11	54	5001製鉄業8名、5002製鋼圧延業4名、5003合金鉄製造業2名
製造業	51	非鉄金属精錬業		11	
製造業	52	金属材料品製造業(53鋳物 業を除く。)	5	9	5201鋼材製造業
製造業	53	鋳物業		7	5301鋳鉄鋳物製造業
製造業	54	金属製品製造業又は金属 加工業(洋食器、刃物、手工 具又は一般金物製造業及 びめっき業を除く。)		95	5403配管工事用付属品製造2名、5404構築用金属製品製造業、アルミサッシ製造業10名、5405ボイラー製造業3名、5408各種金属の打ち抜き、紋抜き、又は塑型の事業、5409金属の溶接又は溶断

事業	事業の種 類の番号	事業の種類	厚生労働 省公表資 料総括表	処理経過 簿 労災 +新法	今回の開示処理経過簿で注目すべき事業細目
製造業	56	機械器具製造業(57電気機 械器具製造業、58輸送用 機械器具製造業,59船舶製 造又は修理業,60計量器、 光学器械、時計等製造業を 除公。)		144	5601原動機製造業27名、5603建設機械又は鉱山機械製造業1名、5604金属加工機械製造業2名、5606特殊産業用機械製造業1名、5607一般産業用機械製造業13名、5608家庭用機械器具製造業、5611各種機械又は同部品製造修理業9名
製造業	57	電気機械器具製造業		44	5701発電用、送電用、配電用又は産業用電気機械製造業 4名、5703電球製造業、5704通信機械器具又は同関連機 械器具製造業4名、5709その他の電気機械器具製造業1名
製造業	58	輸送用機械器具製造業 (船舶製造を除く)	28	193	5801自動車製造業28名、5802鉄道車両製造業、5804航空 機製造業2名、5805その他の輸送用機械器具製造業2名
製造業	59	船舶製造又は修理業	108	444	
製造業	60	計量器、光学器械、時計 等製造業 (57電気機械器 具製造業を除く。)		3	6001計量器、測定器、又は試験器製造業1名
製造業	61	その他の製造業		53	6104可塑物製品製造業1名、6107加工紙、紙製品、紙容器 又は紙加工品製造業1名、6115塗装業2名、6116その他の 各種製造業
製造業	62	陶磁器製品製造業		2	
製造業	64	貴金属製品、装身具、皮 革製品等製造業		2	
製造業	66	コンクリート製造業		25	
製造業		上記以外の製造業	51		
運輸業	70	「運送業」「運輸業」「運送 事業」とあるもの		3	
運輸業	71	交通運輸業	1	15	7101鉄道、軌道又は索道による旅客又は貨物の運送事業 5名、7102自動車又は軽車両による旅客の運送事業3名、 7104航空機による旅客又は貨物の運送事業1名
運輸業	72	貨物取扱事業 (73港湾貨物取扱事業及び74港湾荷役事業を除く。)		34	7201停車場、倉庫、工場、道路等における貨物の取扱事業 4名、7202貨物の積みおろし又は集配を伴う鉄道軌道又は 索道による貨物の運送事業3名、7203自動車又は軽車両に よる貨物の運送事業2名
運輸業	73	港湾貨物取扱事業 (74港 湾荷役業を除く。)		15	
運輸業	74	港湾荷役事業		27	
		貨物取扱業	13		
電気、ガス、水 道又は熱供給 の事業	81	電気、ガス、水道又は熱供 給の事業	3	36	8101発電、送電、変電又は配電の事業8名 8104上水道事 業1名
その他の事業	91	清掃、火葬又はと畜の事業		10	9101清掃業6名
その他の事業	93	ビルメンテナンス		7	9301ビルの総合的な管理等の事業3名
その他の事業	94	その他の各種事業	46		9405卸売業又は小売業17名、9406金融、保険又は不動産の事業1名、9407新聞業又は出版業1名、9414医療保険、法務、教育、宗教、研究又は調査の事業5名、9415広告、興信、紹介又は案内の事業1名、9416前各項に該当しない「その他の」各種事業 9418映画の製作、演劇等の事業1名、9419劇場、遊技場その他の娯楽の事業1名、9420洗濯、洗張、又は染物の事業1名、9424医療保健業1名
その他の事業	96	倉庫業、警備業、消毒又 は害虫駆除の事業又はゴ ルフ場の事業	1	6	9601倉庫業2名
その他の事業	98	卸売業・小売業、飲食店 又は宿泊業		34	9801卸売業・小売業7名、断熱材卸売り1名、9802飲食店1名
その他の事業	99	金融業、保険業又は不動 産業		2	9901金融業1名
		合計	739	3,365	

表11 今回部分開示された「処理経過簿」署別業種別認定件数と2005年事業場名公表との対比

			今回部分開示「処理経過簿」	(非建語	B+ 1 2 2 10 11 1								
局名	署名		事業の種類	認定 件数	男 性	女 性	肺がん	中皮腫	その他	推 業 番 号	事業場名	肺がん	中皮腫
北海道	札幌中央	49	石綿製品製造業等※1	1	1			1					
北海道	札幌中央									56	(株)木田商会		1
			清掃、火葬、と畜の事業	1	1			1					
北海道	札幌中央	94	その他の各種事業	1	1			1					
北海道	札幌中央	98	卸売業·小売業、飲食店、宿泊業	3	3			3					
北海道	函館	44	木材、木製品製造業	1	1			1					
北海道	函館	59	船舶製造、修理業	6	6		3	3		59	函館どつく(株)		1
北海道	函館		コンクリート製造業	1	1			1					
北海道	函館	81	電気、ガス、水道、熱供給の事業	2	2			2					
北海道	函館	98	卸売業·小売業、飲食店、宿泊業	1	1			1					
北海道	岩見沢	21	金属鉱業、非金属鉱業、石炭鉱業	1	1		1						
北海道	旭川									21	山部石綿(株)山部鉱山		1
北海道	旭川	49	石綿製品製造業等※1	3	3		2	1		49	(株)ノザワフラノ事業所	1	
北海道	旭川	56	機械器具製造業	1	1		1						
北海道	旭川	58	輸送用機械器具製造業	1	1		1						
北海道	旭川	94	その他の各種事業	1	1			1					
北海道	旭川	98	卸売業·小売業、飲食店、宿泊業	1	1			1					
北海道	滝川		化学工業	2	2			2					
北海道	滝川		電気、ガス、水道、熱供給の事業	2	2		1	1					
北海道	北見		機械器具製造業	1	1			1					
北海道		_	貨物取扱事業	1	1			1					
北海道	室蘭	47	化学工業	1	1			1					
北海道	室蘭		金属精錬業	12	12		8	4		50	(株)日本製鋼所室蘭製作所		5
北海道			金属製品製造業、金属加工業	1	1			1					
	室蘭	_	電気機械器具製造業	1	1		1						
北海道		_	船舶製造、修理業	1	1			1					
北海道	室蘭	-	その他の製造業	2	2			2					
	釧路		金属鉱業、非金属鉱業、石炭鉱業	1	1			1					
北海道			船舶製造、修理業	1	1			1					
北海道		_	交通運輸業	1	1			1					
北海道	苫小牧		その他の各種事業	1	1			1					
北海道	札幌東	_	木材、木製品製造業	1	1			1					
北海道	札幌東	_	パルプ、紙製造業	1	1			1					
青森	青森	_	ビルメンテナンス	1	1			1					
青森	弘前		卸売業·小売業、飲食店、宿泊業	1	1			1					
青森	八戸	47	化学工業	1	1		1						
宮城	釜石										新日本製鉄(株)釜石製鉄所	1	
宮城	仙台		船舶製造、修理業	2	2			2	$oxed{oxed}$	59	塩釜船舶無線(株)		1
宮城	仙台	-	ビルメンテナンス	1	1		1		\perp				$oxed{oxed}$
宮城	仙台		その他の各種事業	2	2		1	1					
宮城	石巻	59	船舶製造、修理業	1	1			1					$oxed{oxed}$
宮城	大河原	-	石綿製品製造業等※1	1	1		1						
秋田	大館	-	交通運輸業	1	1			1	<u> </u>				
秋田	横手	_	交通運輸業	1	1			1					
福島	郡山		金属製品製造業、金属加工業	1	1		ļ	1	\perp				
福島	郡山		輸送用機械器具製造業	2	2			2	$oxed{oxed}$				$oxed{oxed}$
福島	郡山	-	卸売業·小売業、飲食店、宿泊業	1	1			1					
福島	会津	-	卸売業·小売業、飲食店、宿泊業	1	1			1					
福島	須賀川	-	繊維工業、繊維製品製造業	1	1				1				
福島	喜多方	61	その他の製造業	1	1		1						
茨城	水戸	_	金属精錬業	1	1			1					
茨城	水戸	61	その他の製造業	1	1		1		L^{-}				

			今回部分開示「処理経過簿」	(非建語	포)					2005年厚労省事業場名公表分(非建設)					
局名	署名		事業の種類	認定 件数	男 性	女性	肺がん	中皮腫	その他	推業 番号	事業場名	肺がん	中皮腫		
茨城	日立	56	機械器具製造業	1	1			1	ļ -						
茨城	日立	57	電気機械器具製造業	1	1			1		57	(株)日立製作所勝田工場		2		
茨城	土浦	49	石綿製品製造業等※1	2	2		2								
茨城	土浦	66	コンクリート製造業	2	2		2			66	(株)エーアンドエーマテリアル	3			
茨城	土浦	94	その他の各種事業	1	1		1								
茨城	鹿嶋		石綿製品製造業等※1	2	2		2			49	(株)クボタ鹿島工場	1	3		
茨城	筑西	58	輸送用機械器具製造業	1	1		1								
茨城	筑西									61	日立化成工栗(株)下館事業 所		1		
茨城	筑西	66	コンクリート製造業	1	1			1							
栃木	宇都宮	58	輸送用機械器具製造業	6	6		1	5		58	富士重工業 (株) 宇都宮製 作所		1		
栃木	栃木	51	非鉄金属精錬業	1	1		1								
栃木	栃木	57	電気機械器具製造業	1	1		1								
栃木	真岡		機械器具製造業	1	1		1								
群馬	高崎	49	石綿製品製造業等※1	1	1			1							
群馬	高崎		その他の製造業	1	1				1						
群馬	前橋	47	化学工業	1	1			1							
群馬	太田									49	カキウチマテリアル(株)群馬 支店	1			
群馬	太田	94	その他の各種事業	1	1		1								
群馬	藤岡	70	原簿の記述が「運送業」「運送事 業」	1	1			1							
埼玉	ЛΠ	54	金属製品製造業、金属加工業	2	2	İ	Ì	2	İ						
埼玉	ЛΠ		機械器具製造業	1	1	İ		1	İ						
埼玉	ЛΠ	58	輸送用機械器具製造業	5	5			5		58	日本車輛製造(株)蕨製作所		1		
埼玉	熊谷	49	石綿製品製造業等※1	1	1			1		49	浅野防火建材(株)		1		
埼玉	熊谷	94	その他の各種事業	1	1	İ	Ì	Ì	1	94	(株)ノザワ技術研究所		1		
埼玉	川越	49	石綿製品製造業等※1	1	1		1								
埼玉	川越	54	金属製品製造業、金属加工業	1	1			1	П				П		
埼玉	川越	58	輸送用機械器具製造業	2	2			1	1						
埼玉	川越	66	コンクリート製造業	1	1		1								
埼玉	春日部	49	石綿製品製造業等※1	4	4		2	2		49	日本エタニットパイプ (株) 鷲宮 工場(現ミサワリソート(株))	1	3		
埼玉	春日部									49	旭硝子ポリウレタン建材(株) 久喜工場		1		
埼玉	春日部	61	その他の製造業	1	1			1							
埼玉	所沢									58	西武鉄道(株)所沢車両工場		1		
埼玉	所沢		その他の各種事業	1	1			1							
埼玉	所沢		卸売業·小売業、飲食店、宿泊業	1	1			1							
埼玉	行田	58	輸送用機械器具製造業	3	3		2		1	58	曙ブレーキエ業(株)羽生製 造所	1			
埼玉	行田									42	クロス工業(株)	1			
埼玉	秩父	-	ガラス、セメント製造業	4	4		2	2							
埼玉	秩父	49	石綿製品製造業等※1	1	1			1		49	太平洋セメント(株)	4	6		
埼玉	秩父	-	金属精錬業	1	1		1								
埼玉	さいたま	_	木材、木製品製造業	1	1			1							
埼玉	さいたま	49	石綿製品製造業等※1	3	3		2	1		49	日本エタニットパイブ (株) 大 宮工場(現ミサワリソート(株)	7	5		
埼玉	さいたま	54	金属製品製造業、金属加工業	1	1		1								
埼玉	さいたま									57	日生電機工業(株)上尾倉庫		1		
埼玉	さいたま	61	その他の製造業	1	1		1								
埼玉	さいたま	66	コンクリート製造業	4	4		2	1	1						
埼玉	さいたま	94	その他の各種事業	3	3		1	2							
千葉	千葉	47	化学工業	2	2		2						Г		

			今回部分開示「処理経過簿」	(非建訂	元) 文)						5年厚労省事業場名公表分(非建	設)
局名	署名		事業の種類	認定 件数	男 性	女 性	肺がん	中皮腫	その他	推定 業種 番号	事業場名	肺がん	中皮腫
千葉	千葉	Π									日本板硝子(株)千葉事業所	1	
千葉	千葉									49	飯田パッキン工業 (株) 干葉 工場		1
千葉	千葉	İ		ĺ					İ	49	(株)ケイアス		1
千葉	千葉	50	金属精錬業	1	1		1			50	JFEスチール(株)		1
千葉	千葉	52	金属材料品製造業	1	1			1					
千葉	千葉		金属製品製造業、金属加工業	1	1			1					
千葉	千葉		電気機械器具製造業	1	1		1						
千葉	千葉		輸送用機械器具製造業	1	0	1		1					
千葉	千葉	-	船舶製造、修理業	5	5		3	2		59	三井造船(株)千葉事業所	1	
千葉	千葉	-	コンクリート製造業	1	1		1						$oxed{oxed}$
千葉	千葉	-	電気、ガス、水道、熱供給の事業	4	4		3	1					<u> </u>
千葉	千葉	-	その他の各種事業	1	1			1					$oxed{oxed}$
千葉	船橋		ガラス、セメント製造業	2	2		1	1		48	旭硝子(株)船橋工場		1
千葉	船橋		機械器具製造業	1	1			1					<u> </u>
千葉	船橋	-	輸送用機械器具製造業	1	1	<u> </u>	1	_	<u> </u>	<u> </u>			\vdash
千葉	柏		食料品製造業	1	1	<u> </u>	ļ	1	\vdash	<u> </u>			\vdash
千葉	柏		化学工業	1	1	<u> </u>	<u> </u>	1	L.	<u> </u>			\vdash
千葉	柏		金属製品製造業、金属加工業	2	2			1	1				⊢
千葉	銚子	+	電気機械器具製造業	1	1		-	1	_				L
千葉	木更津	_	金属精錬業	1	1	1	1	1		40	ノット却日工學/掛)		<u> </u>
千葉	茂原		石綿製品製造業等※1	3	2	1	2	1	-	49	イスミ部品工業(株)		1
千葉	茂原		金属精錬業	1	1		1	2	┢				⊢
千葉	茂原	$\overline{}$	電気機械器具製造業	3	3			3	\vdash				H
千葉	成田 中央		卸売業·小売業、飲食店、宿泊業 化学工業	1 2	2			2					H
東京	中央		11.子工業 輸送用機械器具製造業	1	1			1	\vdash				⊢
東京東京	中央		物送用候機器兵器追来 その他の各種事業	8	8		1	7	┢				⊢
東京	上野		木材、木製品製造業	1	1		1	1	\vdash				⊢
東京	上野	-	その他の各種事業	1	1			1	\vdash				⊢
東京	三田		機械器具製造業	1	0	1		1	\vdash				\vdash
東京	三田	100	[[[[[]]]]] [[]] [[]]	1	- 0	1		1		57	伊藤電機(株)		1
東京	三田	\vdash								81	東京ガス(株)	1	1
東京	三田	94	その他の各種事業	2	2			2	\vdash	01	ZICALOVA (PIP)		\vdash
東京	品川		機械器具製造業	1	1			1					\vdash
東京	品川		輸送用機械器具製造業	1	1			1	t				H
東京	品川	-	その他の製造業	2	2			2	T				Н
東京	品川	-	その他の各種事業	1	1			1		94	トムレックスエ事(株)	1	
東京	品川		倉庫業、警備業、消毒、害虫駆除 の事業、ゴルフ場の事業	1	1			1					
東京	大田	47	化学工業	1	1			1	T	47	日本酸素(株)東京製作所	1	П
東京	大田		石綿製品製造業等※1	3	3	İ	İ	3	T		三好石綿工業(株)	1	Н
東京	大田	$\overline{}$	機械器具製造業	2	2		1	1	İ	Ė			Г
東京	大田		交通運輸業	1	1	İ	İ	1	İ	İ			
東京	大田	-	貨物取扱事業	1	1			1	Ī				Г
東京	大田		その他の各種事業	4	4		1	3					
東京	渋谷	44	木材、木製品製造業	1	1			1					
東京	渋谷	61	その他の製造業	1	1				1				
東京	渋谷	94	その他の各種事業	2	2		1	1					
東京	新宿									61	小峰塗装店	1	
東京	新宿	94	その他の各種事業	1	1			1					
東京	新宿	99	金融業、保険業又は不動産業	1	1			1					
東京	池袋		化学工業	1	1				1				
東京	池袋	49	石綿製品製造業等※1	2	2		1	1					

			今回部分開示「処理経過簿」	(非建語	火)					2005年厚労省事業場名公表分(非建設)					
局名	署名		事業の種類	認定 件数	男性	女性	肺がん	中皮腫	その他	推業 番号	事業場名	肺がん	中皮腫		
東京	池袋	53	鋳物業	1	1		1.0	1	1,0	шу			7,3.2.		
東京	池袋		電気機械器具製造業	1	1			1	T				┢		
東京	池袋		輸送用機械器具製造業	1	1			1					\vdash		
東京	池袋	$\overline{}$	交通運輸業	1	1		1		T				┢		
東京	池袋		その他の各種事業	3	3			3	\vdash				\vdash		
東京	王子		石綿製品製造業等※1	1	1			1	\vdash				┢		
東京	王子		貨物取扱事業	1	1			1					\vdash		
東京	足立	-	繊維工業、繊維製品製造業	1	1			1	\vdash				\vdash		
東京	足立		木材、木製品製造業	2	1	1		1	1				╁		
東京	足立		化学工業	2	2	-	1		1				┢		
東京	足立		石綿製品製造業等※1	1	1		1		Ė				┢		
東京	足立		鋳物業	1	1		1	1	\vdash				\vdash		
東京	足立		機械器具製造業	1	1			1	\vdash	56	今井製作所(株)		1		
東京	足立	57		2	2		1	1	\vdash	30	7713811171(118)		┝		
東京	足立		輸送用機械器具製造業	4	2	2	2	1	1				⊢		
東京	足立		その他の製造業	1	1	4		1	1	l 			⊢		
東京	足立		その他の各種事業	1	1			1	1	 			⊬		
東京	向島		化学工業	1	1		1	1	╫				⊢		
	向島		石綿製品製造業等※1	2	2		1	1	\vdash				⊢		
東京		+-		-			1	1	╀				⊬		
東京	向島		輸送用機械器具製造業	1	1		1		╀				⊬		
東京	向島		その他の製造業	1	1		1		-				⊢		
東京	向島		交通運輸業	1	1			1	-				⊢		
東京	向島		その他の各種事業	1	1			1	ļ.,				⊢		
東京	向島	-	卸売業·小売業、飲食店、宿泊業	1	1				1				⊬		
東京	亀戸		ガラス、セメント製造業	1	1		_	1	\vdash				╙		
東京	亀戸	-	石綿製品製造業等※1	1	1		1		_				╙		
東京	亀戸	-	金属精錬業	1	1			1	_				╙		
東京	亀戸	54		1	1			1	<u> </u>				lacksquare		
東京	亀戸		電気機械器具製造業	1	1		1		$oxed{igspace}$				$oxed{oxed}$		
東京	亀戸		輸送用機械器具製造業	5	5			5	$oxed{oxed}$				╙		
東京	亀戸	59	船舶製造、修理業	16	16		8	8		59	石川島播磨重工業 (株) 旧 東京第一工場		3		
東京	亀戸	94	その他の各種事業	2	2		2								
東京	江戸川	49	石綿製品製造業等※1	1	1		1								
東京	江戸川	54	金属製品製造業、金属加工業	1	1		1						Г		
東京	江戸川	93	ビルメンテナンス	1	1			1					Г		
東京	江戸川	94	その他の各種事業	1	1			1							
東京	八王子	58	輸送用機械器具製造業	1	1			1					Г		
東京	八王子	94	その他の各種事業	1	1			1	İ				Г		
東京	立川	47	化学工業	2	2		1	1					Г		
東京	立川		機械器具製造業	1	1		1						Г		
東京	立川	+	電気機械器具製造業	1	1			1	İ	İ			Г		
東京	立川	$\overline{}$	輸送用機械器具製造業	3	3	İ	İ	3		İ			П		
東京	立川	$\overline{}$	交通運輸業	1	1		1	Ť	\vdash				Г		
東京	立川	-	その他の各種事業	1	1			1	T				Г		
東京	青梅	-	電気機械器具製造業	1	1	i –	i –	1	T	İ			Т		
東京	三鷹		輸送用機械器具製造業	1	1			1	\vdash	<u> </u>			Т		
東京	三鷹	-	その他の各種事業	1	1			1	\vdash				\vdash		
神奈川		-	化学工業	1	1		1	<u> </u>	\vdash	 			\vdash		
	横浜南		金属製品製造業、金属加工業	9	9	<u> </u>	4	4	1	5/1	バブコック日立(株)		1		
	横浜南		輸送用機械器具製造業	3	3	\vdash	1	2	1 1	_	東急車輛製造(株)		-		
	横浜南	-	翻达用候做奋具聚直兼 船舶製造、修理業	4	4	-	1	3	\vdash	58	宋忌 早 輛 聚 道 (株) (株) アイ・エイチ・アイ・アム		1		
1甲宋川	供供用	199	加加农坦、 沙埕禾	4	4		1	٥		59	「(株) ア 1・エ1 ナ・ ア 1・ ア ム テック横浜工場		1		

			今回部分開示「処理経過簿」	(非建語	<u>ル</u>)					2005	5年厚労省事業場名公表分(非建	設)
局名	署名		事業の種類	認定 件数	男性	女性	肺がん	中皮腫	その他	推業 番号	事業場名	肺がん	中皮腫
神奈川	横浜南	\vdash						74.2.2	<u>,</u>	59	三菱重工業(株)横浜製作所		1
	横浜南										石川島播磨重工業(株)旧 横浜第二工場		1
神奈川	横浜南	61	その他の製造業	1	1		1		İ				
	横浜南	73	港湾貨物取扱事業	3	3			3	T	İ			
神奈川	横浜南	74	港湾荷役事業	3	3		3						
	横浜南		清掃、火葬、と畜の事業	1	1			1					
神奈川	横浜南		その他の各種事業	2	2		1	1					
神奈川			木材、木製品製造業	1	1			1	T				
神奈川		-	ガラス、セメント製造業	1	1		1		İ				
神奈川	鶴見		石綿製品製造業等※1	8	7	1	5	3		49	ニチアス(株)鶴見工場	1	2
神奈川	鶴見	57	電気機械器具製造業	5	5			5					
神奈川	鶴見	-	輸送用機械器具製造業	1	1			1	İ				
神奈川		$\overline{}$	船舶製造、修理業	13	12	1	7	6	T	59	日本鋼管(株)鶴見事業所		2
神奈川		<u> </u>								59	(株)サノセキエンジニアリング	1	\vdash
神奈川	1	61	その他の製造業	14	13	1	9	5	T				\Box
神奈川	1		港湾貨物取扱事業	1	1		<u> </u>	1	T				
神奈川			清掃、火葬、と畜の事業	1	1			1	T				
神奈川	1	_	その他の各種事業	2	2		1	1	T				
	川崎南		化学工業	1	1			1	T				
	川崎南	+	金属精錬業	3	3		1	2		50	JFEスチール (株) 東日本製 鉄所		1
神奈川	川崎南	52	金属材料品製造業	1	1			1	T		12.07		
	川崎南		金属製品製造業、金属加工業	1	1			1					\vdash
	川崎南		電気機械器具製造業	4	4		1	3		57	(株)東芝堀川町工場	1	
	川崎南		船舶製造、修理業	2	2		1	1		59	日立造船(株)神奈川工場		1
	川崎南	-	清掃、火葬、と畜の事業	1	0	1		1	T				Ħ
	川崎南	-	その他の各種事業	1	1			1					Т
	川崎北	-	木材、木製品製造業	1	1			1					
	川崎北	-	ガラス、セメント製造業	1	1		1			48	日本板硝子(株)川崎工場		1
	川崎北	-	金属製品製造業、金属加工業	1	1			1	T	54	不ニサッシ(株)本社工場		1
	川崎北	-	輸送用機械器具製造業	1	1			1			(17, 1 = 3,		Т
	川崎北	-	交通運輸業	1	1		1		T				\vdash
	川崎北		その他の各種事業	3	3		1	2					
神奈川	横須賀		金属製品製造業、金属加工業	1	1		1		T				
	横須賀	-	電気機械器具製造業	1	1			1					
	横須賀	-	輸送用機械器具製造業	1	1		1						\vdash
神奈川	横須賀	59	船舶製造、修理業	31	31		19	11	1	59	(株)京浜自動制御	1	
神奈川	横須賀									59	住友重機械工業(株)横須 賀製造所	3	10
神奈川	横須賀					İ			T	59	(株)和光商会		1
	横須賀			1							(株)寿産業		1
	横須賀			İ						_	(有)寺島木工所	1	
	横須賀					ĺ	Ì	Ì	Π	59	(有)谷口内燃機工業		1
	横須賀					ĺ				59	(有)筑井造機	1	
神奈川	横須賀									59	極東マックグレゴー(株)久里 浜工場	1	
神奈川	横須賀									59	相模造船鉄工(株)	1	
	横須賀					İ			İ	59	要工業(株)		2
	横須賀	91	清掃、火葬、と畜の事業	1		1	İ	1	T	İ			
	横須賀	-	その他の各種事業	16	16	İ	12	4		94	横須賀防衛施設事務所	17	8
	横浜北	_	化学工業	3	3	İ	2	1		İ			Ė
	横浜北		金属製品製造業、金属加工業	1	1	İ	1		\vdash	İ			\Box
	,	1	電気機械器具製造業	· -				-	_				\leftarrow

			今回部分開示「処理経過簿」	(非建語	尖)					2005年厚労省事業場名公表分(非建設)					
局名	署名		事業の種類	認定 件数	男 性	女 性	肺がん	中皮腫	その他	推業種	事業場名	肺がん	中皮腫		
神奈川	横浜北	58	輸送用機械器具製造業	4	4		3	1							
神奈川	横浜北		船舶製造、修理業	13	13		4	9		59	日揮(株)横浜本社		1		
神奈川	横浜北									59	日本鋼管(株)鶴見造船所		1		
神奈川	横浜北	61	その他の製造業	2	1	1		2							
神奈川	横浜北	71	交通運輸業	1	1			1							
神奈川	横浜北									96	(株)日新	1			
神奈川	平塚	47	化学工業	2	2		1	1							
神奈川	平塚	56	機械器具製造業	1	1			1							
神奈川		57	電気機械器具製造業	1	1			1							
神奈川			その他の製造業	2	2		1	1							
神奈川	平塚	72	貨物取扱事業	1	1				1						
	平塚	94	その他の各種事業	1	1		1								
神奈川	藤沢	47	化学工業	1	1			1							
神奈川	藤沢		ガラス、セメント製造業	1	1			1							
神奈川	藤沢	58	輸送用機械器具製造業	1	1			1							
神奈川			船舶製造、修理業	1	1			1							
神奈川		72	貨物取扱事業	1	1			1							
神奈川			その他の各種事業	1	1		1								
神奈川	小田原	49	石綿製品製造業等※1	1	1		1			49	(株)クボタ小田原工場		1		
神奈川	小田原		金属製品製造業、金属加工業	1	1			1							
神奈川	小田原	61	その他の製造業	4	4		3	1							
神奈川	厚木	47	化学工業	3	2	1	2	1							
神奈川	厚木									49	日本バルカー工業(株)厚木 工場		1		
神奈川	厚木									49	湘南スレート工業(株)		1		
神奈川	厚木	54	金属製品製造業、金属加工業	1	1		1								
神奈川	厚木	56	機械器具製造業	4	4			4							
	厚木									58	日本ラインツ(株)	1			
神奈川		61	その他の製造業	4	2	2		3	1						
神奈川			その他の各種事業	2	2			2							
	相模原		ガラス、セメント製造業	1	1		1								
神奈川	相模原		機械器具製造業	1	1			1							
新潟	新潟	_	非鉄金属精錬業	1	1		ļ	1							
新潟	新潟		鋳物業	2	2		ļ	1	1						
新潟	新潟		機械器具製造業	8	8		5	3							
新潟	新潟		輸送用機械器具製造業	3	3		1	2							
新潟	新潟	59	船舶製造、修理業	15	15		6	5	4	59	(株)新潟鐵工所新潟造船 工場		1		
新潟	新潟		電気、ガス、水道、熱供給の事業	2	2			1	1						
新潟	新潟		その他の各種事業	1	1		1		\perp						
新潟	高田	+	化学工業	6	6		2	2	2				$oxed{}$		
新潟	柏崎		原油、天然ガス工業	1	1		1								
新潟	柏崎	$\overline{}$	機械器具製造業	1	1	ļ	ļ	1	$oxed{oxed}$				$oxed{oxed}$		
新潟	新発田	47	化学工業	1	1			1	\perp						
新潟	新発田	\perp		ļ					\perp	49	アイコー(株)新潟製造所		1		
新潟	新発田	-	機械器具製造業	1	1	<u> </u>	<u> </u>	1	<u> </u>	L			_		
新潟	新発田	$\overline{}$	輸送用機械器具製造業	1	1	ļ	1	<u> </u>	<u> </u>						
新潟	小出	$\overline{}$	輸送用機械器具製造業	1	1			1	_				$oxed{oxed}$		
富山	富山		化学工業	1	1			1	_						
富山	富山		機械器具製造業	1	0	1	ļ		1	L			$oxed{oxed}$		
富山	富山	-	船舶製造、修理業	3	3	ļ	ļ	3	$oxed{oxed}$	59	日本海重工業(株)		1		
富山	富山	-	清掃、火葬、と畜の事業	1	0	1		1	$oxed{oxed}$				$oxed{oxed}$		
富山	高岡	_	非鉄金属精錬業	1	1			1	\perp						
富山	高岡	54	金属製品製造業、金属加工業	1	1	1	1						1		

			今回部分開示「処理経過簿」	(非建語	几)					2005	5年厚労省事業場名公表分(非建	設)
局名	署名		事業の種類	認定 件数	男性	女性	肺がん	中皮腫	その他	推 業 種 番 号	事業場名	肺がん	中皮腫
富山	高岡	56	機械器具製造業	1	1			1	ļ -				
富山	魚津	41	食料品製造業	1	1			1					
富山	砺波	44	木材、木製品製造業	1	1		1						
石川	七尾	_	船舶製造、修理業	1	1				1				
石川	七尾	70	原簿の記述が「運送業」「運送事 業」	1	1				1				
福井	福井	_	電気機械器具製造業	1	1			1					
福井	福井	_	卸売業·小売業、飲食店、宿泊業	1	1			1					
福井	敦賀	_	電気、ガス、水道、熱供給の事業	1	1			1					<u> </u>
福井	武生		繊維工業、繊維製品製造業	1	1			1					<u> </u>
福井	武生		木材、木製品製造業	1	1			1	<u> </u>				<u> </u>
山梨	鰍沢		輸送用機械器具製造業	1	1			1	_				<u> </u>
長野	松本		石綿製品製造業等※1	1	1			1					<u> </u>
長野	岡谷	_	木材、木製品製造業	1	1		1						<u> </u>
長野	上田		貴金属製品、装身具、皮革製品等 製造業	1	1		1						
長野	大町	_	電気機械器具製造業	2	2			2					
長野	長野	49	石綿製品製造業等※1	7	7		2	5			トヨノセラテック (株) (ニチア スセラテック(株)トヨノエ場)	1	
長野	長野	58	輸送用機械器具製造業	11	5	6	8	2	1	58	東日本旅客鉄道(株)長野 支社		1
長野	長野									58	日本機材工業(株)((株)日本 機材)	1	
長野	長野	72	貨物取扱事業	1	1		1						
岐阜	岐阜	41	食料品製造業	1	1		Ì	1	İ				
岐阜	岐阜	42	繊維工業、繊維製品製造業	1	1			1	İ				
岐阜	岐阜	48	ガラス、セメント製造業	1	1		1						
岐阜	岐阜	49	石綿製品製造業等※1	15	13	2	11	4		49	ニチアス(株)羽島工場	7	10
岐阜	岐阜	58	輸送用機械器具製造業	1	1			1					
岐阜	岐阜	98	卸売業·小売業、飲食店、宿泊業	1	1			1					
岐阜	大垣	42	繊維工業、繊維製品製造業	1	1				1				
岐阜	大垣	61	その他の製造業	1	1			1					
岐阜	高山	21	金属鉱業、非金属鉱業、石炭鉱業	1	1			1					
岐阜	関		卸売業·小売業、飲食店、宿泊業	1	1			1					
静岡	浜松	_	金属製品製造業、金属加工業	1	1			1					
静岡	浜松	_	機械器具製造業	1	1			1					
静岡	静岡	-	木材、木製品製造業	1	1			1					
静岡	静岡		パルプ、紙製造業	1	1		1		$oxed{oxed}$				<u> </u>
静岡	静岡	-	金属製品製造業、金属加工業	5	5			5					<u> </u>
静岡	静岡	_	機械器具製造業	2	2			2	$oxed{oxed}$				<u> </u>
静岡	静岡		輸送用機械器具製造業	1	1			1					
静岡	静岡	59	船舶製造、修理業	14	14		4	10		59	日本鋼管 (株) 清水製作所 (JFEエンジニアリング (株) 清水製作所)		1
静岡	静岡	\vdash							\vdash	59	本木工業所		1
静岡	静岡	Т							\vdash		鯨陽陸運(有)		1
静岡	静岡	74	港湾荷役事業	1	1		i i	1	T				Ė
静岡	沼津	_	繊維工業、繊維製品製造業	1	1		i –	1		İ			
静岡	三島		その他の各種事業	1	1			1	T				Г
静岡	富士	_	食料品製造業	1	1			1					Г
静岡	富士	_	パルプ、紙製造業	4	4		2	2					Г
静岡	富士	-	化学工業	12	11	1	4	7	1	47	富士化工(株)	1	
静岡	富士	_	石綿製品製造業等※1	1	1		1			49	ウペボード(株)富士工場		1
静岡	富士	-	コンクリート製造業	1	1				1				\Box
静岡	富士	_	卸売業·小売業、飲食店、宿泊業	1	1		1		+	1		\vdash	М

			今回部分開示「処理経過簿」	(非建語	工)						5年厚労省事業場名公表分(非建	設)
局名	署名		事業の種類	認定件数	男 性	女性	肺がん	中皮腫	その他	推業 番号	事業場名	肺がん	中皮腫
静岡	磐田	49	石綿製品製造業等※1	4	3	1	1	3		49	ニチアス(株)袋井工場	1	3
静岡	磐田									49	三和パッキング工業 (株) 袋 井工場		1
静岡	磐田	52	金属材料品製造業	1	1			1					
静岡	磐田	58	輸送用機械器具製造業	1	1			1					
静岡	磐田	_	その他の製造業	1	0	1	1						
静岡	磐田		貨物取扱事業	1	1		1						
静岡	島田		木材、木製品製造業	1	0	1		1	$oxed{igspace}$				_
愛知			化学工業	1	1	ļ		1	$oxed{oxed}$				
愛知			その他の各種事業	4	4		2	2					
愛知			木材、木製品製造業	1	1	ļ		1	ļ.,				<u> </u>
愛知			化学工業	2	2		1	_	1	10	(4) 1.074		_
愛知		49	石綿製品製造業等※1	1	1			1	_	49	(有)中谷商店		1
愛知	名古屋南	-1	나 서	0	0		,	1	\vdash	49	共立マテリアル(株)		1
愛知		51	非鉄金属精錬業	2	2		1	1	╀		(七)四共乳性工典	1	\vdash
愛知	名古屋南	_				<u> </u>			╀	54	(有)昭南設備工業	1	\vdash
愛知	名古屋南	F.C.	機械器具製造業	2	2		0	1	\vdash	54	南州鉄工(株)	1	\vdash
愛知				3 2	3		2	1	\vdash				\vdash
愛知 愛知		—	コンクリート製造業 貨物取扱事業	1	2		1	1	\vdash				\vdash
愛知愛知		_	港湾貨物取扱事業	5	1 5	l I	3	2	╁				\vdash
愛知	名古屋南	13	俗得貝彻収奴爭未	3	5	<u> </u>	3		\vdash	74	大源海運(株)	1	\vdash
愛知		Q1	 電気、ガス、水道、熱供給の事業	1	1			1	\vdash	74	八你何连(怀)	1	\vdash
愛知			その他の各種事業	2	2		1	1	\vdash				\vdash
愛知			輸送用機械器具製造業	5	5		1	4	╁	<u> </u>			\vdash
愛知			その他の製造業	1	1	<u> </u>	1	1	\vdash	l			\vdash
愛知			電気、ガス、水道、熱供給の事業	1	1			1	\vdash				\vdash
愛知			その他の各種事業	6	6		1	5	\vdash				\vdash
愛知			卸売業·小売業、飲食店、宿泊業	1	1		1	1	\vdash				\vdash
愛知	豊橋	-	輸送用機械器具製造業	17	17	<u> </u>	6	11	\vdash				
愛知	岡崎	_	繊維工業、繊維製品製造業	1	1			1					\vdash
愛知	岡崎		describe the supering of the second s							47	日本エステル(株)岡崎工場		1
愛知	半田	44	木材、木製品製造業	1	1		1		\vdash		1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		Ť
愛知	半田	-	11111						T	49	(株)エーアンドエー愛知		1
愛知	半田	50	金属精錬業	2	2		1	1	\vdash				Ť
愛知	半田	54	金属製品製造業、金属加工業	5	5			5	Т				Г
愛知	半田									59	石川島播磨重工業(株)旧 名古屋工場·愛知工場		1
愛知	半田	72	貨物取扱事業	1	1				1				
愛知	津島	42	繊維工業、繊維製品製造業	1	1			1	\Box				
愛知	津島									49	三菱マテリアル建材(株)	1	
愛知	津島	56	機械器具製造業	1	1			1					
愛知	津島	-	コンクリート製造業	3	3		2		1				
愛知	瀬戸	-	陶磁器製品製造業	1	1			1					\Box
愛知	刈谷	_	木材、木製品製造業	1	1			1	\perp				_
愛知	+	_	その他の各種事業	1	1	ļ	<u> </u>	1	\perp				_
愛知	江南		機械器具製造業	1	1			1	lacksquare				<u> </u>
愛知	江南	—	輸送用機械器具製造業	1	1	ļ	<u> </u>	1	$oxed{oxed}$				<u> </u>
愛知		42	繊維工業、繊維製品製造業	2	2	ļ	1	1	\perp				_
愛知	名古屋西			ļ		ļ	<u> </u>	<u> </u>	$oxed{oxed}$	49	(株)ミヤデラ名古屋工場	1	_
愛知			金属製品製造業、金属加工業	2	2			2	_				<u> </u>
愛知			輸送用機械器具製造業	1	1	ļ	<u> </u>	1	$oxed{oxed}$				<u> </u>
愛知			その他の各種事業	1	1	ļ		L	1	ļ			L
愛知	豊田	58	輸送用機械器具製造業	2	1	1	1	1	L				

			今回部分開示「処理経過簿」	(非建訂	ቷ)						5年厚労省事業場名公表分(非建	設)
局名	署名		事業の種類	認定 件数	男性	女性	肺がん	中皮腫	その他	推業 番号	事業場名	肺がん	中皮腫
愛知	豊田	94	その他の各種事業	2	2		-,-	2	100	ш 3		1,0	7.E.
三重	四日市		ガラス、セメント製造業	2	2		1	1					Т
三重	四日市	57	電気機械器具製造業	1	1			1	İ			İ	İ
三重	四日市	74	港湾荷役事業	1	1		1					ĺ	П
三重	津	47	化学工業	1	1		1						
三重	津									59	日本鋼管(株)津製作所	1	
三重	熊野	_	電気、ガス、水道、熱供給の事業	1	1			1					
三重	伊賀	_	貨物取扱事業	1	1			1					
滋賀	大津		繊維工業、繊維製品製造業	8	8		3	5					
滋賀	大津		ガラス、セメント製造業	7	7		2	5		48	日本電気硝子(株)		1
滋賀	大津	_	金属製品製造業、金属加工業	1	1			1				<u> </u>	$oxed{igspace}$
滋賀	大津	_	機械器具製造業	1	1			1					$oxed{igspace}$
滋賀	大津		電気機械器具製造業	1	1		1						_
滋賀	大津	-	清掃、火葬、と畜の事業	1	1			1	_				<u> </u>
滋賀	彦根	-	その他の製造業	1	1			1	_			_	<u> </u>
滋賀	長浜	48	ガラス、セメント製造業	1	1	<u> </u>		1	\vdash		(bt) , man with the	_	\vdash
滋賀	八日市								\vdash	49	(株)クボタ滋賀工場	2	╙
京都	京都上		繊維工業、繊維製品製造業	1	1			1					╙
京都	京都上		電気機械器具製造業	1	1		1		_				╙
京都	京都上	-	輸送用機械器具製造業	1	1			1	_			<u> </u>	╙
京都	京都上		計量器、光学器械、時計等製造業	1	1			1				_	
京都	京都下	_	金属製品製造業、金属加工業	1	1		1	_	-			<u> </u>	╙
京都	京都下	_	コンクリート製造業	1	1			1	_			<u> </u>	_
京都	京都下		その他の各種事業	1	1		1		_			<u> </u>	╙
京都	京都南		繊維工業、繊維製品製造業	3	3			3	_			<u> </u>	╙
京都	京都南		輸送用機械器具製造業	1	1			1	1				⊢
京都	京都南	-	その他の各種事業	1	1			1	1	40	ロナセルフ/井/無ぬエ組	-	<u> </u>
京都	舞鶴	_	ガラス、セメント製造業	1	1			1	_	48	日本板硝子(株)舞鶴工場	-	1
京都	舞鶴	_	金属製品製造業、金属加工業	1	1			1	\vdash		다그 VE 65 /Jeb 〉 Ame 446 구 1日	-	<u> </u>
京都	舞鶴	-	船舶製造、修理業	4	4			4	╀	59	日立造船(株)舞鶴工場	-	1
京都	舞鶴		貨物取扱事業	1	1	1		1	\vdash	_		 	⊬
大阪			食料品製造業	1	0	1	1	1	\vdash			-	₩
大阪			繊維工業、繊維製品製造業	2	1 2	1	1	2	╀	477	上和玄栗/州)	-	1
大阪	大阪中央								1	47	大和産業(株)	1	1
大阪			石綿製品製造業等※1 金属製品製造業、金属加工業	2	1		1	1	1	49	東洋スレート(株)	1	⊢
大阪 大阪			金	1	2		1	1	\vdash			-	⊬
大阪	2 110 1 7 2 4		船舶製造、修理業	1	1		<u> </u>	1	\vdash			-	╁
大阪		-	交通運輸業	2	2		1	1	\vdash			\vdash	₩
大阪		-	ビルメンテナンス	1	1		1	1	\vdash			\vdash	⊢
大阪	2 110 1 7 2 4		その他の各種事業	3	2	1	1	3	\vdash			\vdash	⊢
大阪			倉庫業、警備業、消毒、害虫駆除		1	1	 	1	\vdash			\vdash	╁
N10X	八败中天	30	の事業、ゴルフ場の事業	1	1			1					
大阪	大阪中央	98	卸売業·小売業、飲食店、宿泊業	1	1			1	\vdash				\vdash
大阪	大阪南	-	木材、木製品製造業	1	1			1	\vdash				\vdash
大阪	大阪南	-	石綿製品製造業等※1	10	8	2	4	6	\vdash			\vdash	\vdash
大阪	大阪南	-	鋳物業	1	1	Ť	1	Ť	t	\vdash			\vdash
大阪	大阪南		輸送用機械器具製造業	3	3		1	2	\vdash				\vdash
大阪	大阪南	-	船舶製造、修理業	13	13		5	8					\vdash
大阪	大阪南	-	交通運輸業	1	1		Ť	1	T				\vdash
大阪	大阪南	-	その他の各種事業	2	2	†	2		t	t –			\top
大阪	天満	<u> </u>			<u> </u>		Ť		T	49	浅野スレート(株)大阪工場	1	\vdash
大阪	天満	72	貨物取扱事業	1	1			1	\vdash	<u> </u>	The second secon	Ė	\vdash
			C + C + F + P + P + P + P + P + P + P + P + P			1	1		1	1	I	1	

			今回部分開示「処理経過簿」	(非建語	<u>ಒ</u>)				_		5年厚労省事業場名公表分(非建	設)
局名	署名		事業の種類	認定 件数	男 性	女 性	肺がん	中皮腫	その他	推業 番号	事業場名	肺がん	中皮腫
大阪	大阪西	42	繊維工業、繊維製品製造業	1	1			1					
大阪	大阪西									49	嘉島パッキング(株)		1
大阪	大阪西									54	勝栄鋼材(株)		1
大阪	大阪西	58	輸送用機械器具製造業	1	1			1					
大阪	大阪西	59	船舶製造、修理業	17	17		12	5		59	ハイテック(株)	1	
大阪	大阪西	$oxedsymbol{oxed}$								59	日立造船(株)大阪工場		1
大阪	大阪西	_	原簿の記述が「運送業」「運送事業」	1	1		1						
大阪	大阪西		港湾貨物取扱事業	2	2		1	1					
大阪	大阪西	74	港湾荷役事業	1	1			1					
大阪	大阪西		その他の各種事業	3	3		1	2					
大阪	大阪西	_	卸売業·小売業、飲食店、宿泊業	1	1			1					
大阪	西野田	42	繊維工業、繊維製品製造業	1	1			1					
大阪	西野田	47	化学工業	1	1			1					
大阪	西野田	49	石綿製品製造業等※1	1	1			1	匚				
大阪	西野田	_	金属精錬業	3	3			3					
大阪	西野田		金属材料品製造業	1	1			1					
大阪	西野田	56	機械器具製造業	4	4			4					
大阪	西野田	57	電気機械器具製造業	1	1			1					
大阪	西野田	59	船舶製造、修理業	4	4		1	3		59	日立造船(株)桜島工場		2
大阪	西野田		その他の製造業	1	1			1					
大阪	西野田	70	原簿の記述が「運送業」「運送事業」	1	1			1					
大阪	西野田	72	貨物取扱事業	2	2		1	1					
大阪	西野田	93	ビルメンテナンス	2	2		1	1					
大阪	西野田	94	その他の各種事業	1	1			1					
大阪	西野田	98	卸売業·小売業、飲食店、宿泊業	1	1			1					
大阪	淀川	47	化学工業	3	3		1	2					
大阪	淀川	50	金属精錬業	1	1			1					
大阪	淀川	54	金属製品製造業、金属加工業	3	3			3		54	(株)丸忠		1
大阪	淀川	56	機械器具製造業	5	5			5		56	(株)ベーカーズブロダクション		1
大阪	淀川	58	輸送用機械器具製造業	2	1	1	1	1	Π				
大阪	淀川	61	その他の製造業	1	1				1				
大阪	淀川	71	交通運輸業	1	1		1						
大阪	淀川	94	その他の各種事業	2	1	1		2		94	(株)イケウチ	1	
大阪	淀川									?	ウラノ(株)		1
大阪	淀川									?	杉浦工業所		1
大阪	東大阪	44	木材、木製品製造業	1	1			1					
大阪	東大阪	47	化学工業	10	10		5	5		47	大島応用化学工業(株)		1
大阪	東大阪	49	石綿製品製造業等※1	9	5	4	5	2	2		五陵石綿(株)		1
大阪	東大阪									49	日本バルカー工業(株)八尾 工場	2	
大阪	東大阪	52	金属材料品製造業	1	1			1					
大阪	東大阪	54	金属製品製造業、金属加工業	1	1			1					
大阪	東大阪	56	機械器具製造業	1	1			1	L	_	理化工業(株)	1	
大阪	東大阪	58	輸送用機械器具製造業	19	19		3	16		58	久代ブレーキ工業(株)八 尾工場	1	
大阪	東大阪	61	その他の製造業	1	1		1						
大阪	東大阪	72	貨物取扱事業	1	1		1						
大阪	東大阪	94	その他の各種事業	1	1			1					
大阪	岸和田	44	木材、木製品製造業	1	1		1						
大阪	岸和田	49	石綿製品製造業等※1	34	24	10	19	14	1	49	(株)栄屋石綿紡織所	3	
大阪	岸和田									49	(有)北浦瓦製作所	1	
大阪	岸和田									49	ミツイ	2	
大阪	岸和田								Π	49	三好石綿工業(株)		2
大阪	岸和田	1							П	49	草竹産業(株)	1	Г

			今回部分開示「処理経過簿」	(非建記	ル 文)						5年厚労省事業場名公表分(非建	設)
局名	署名		事業の種類	認定 件数	男 性	女性	肺がん	中皮腫	その他	推定 推 養 号	事業場名	肺がん	中皮腫
大阪	岸和田									49	竹村産業	1	
大阪	岸和田									49	南海パッキン工業(株)	1	
大阪	岸和田	İ							İ	49	米崎石綿工業所	1	
大阪	岸和田	İ							İ	49	理成石綿工業(株)	1	
大阪	岸和田	56	機械器具製造業	1	1			1					
大阪	岸和田	81	電気、ガス、水道、熱供給の事業	1	1			1					
大阪	堺		繊維工業、繊維製品製造業	3	3		1	2	T	42	ヘッシャン商事(株)		1
大阪	堺		木材、木製品製造業	1	1			1	T				
大阪	堺		石綿製品製造業等※1	2	1	1	1	1	T				
大阪	堺		非鉄金属精錬業	2	2		2						
大阪	堺		金属材料品製造業	1	1			1					
大阪	堺		金属製品製造業、金属加工業	2	2			2	T				\vdash
大阪	堺		機械器具製造業	1	1			1	T				Т
大阪	堺		輸送用機械器具製造業	9	9			9	H				
大阪	堺		船舶製造、修理業	5	5		4	1	\vdash				\vdash
大阪	堺	_	貨物取扱事業	4	3	1	1	3	\vdash				
大阪	堺		その他の各種事業	1	1	1	1	J .	\vdash				
大阪	羽曳野		石綿製品製造業等※1	3	2	1	1	2	1				
大阪	北大阪		石綿製品製造業等※1	2	2	1	1	1	1	49	五陵石綿(株)	1	\vdash
大阪	北大阪	-	金属精錬業	2	2		2	1	\vdash	43		1	\vdash
大阪	北大阪		金属製品製造業、金属加工業	4	4		1	3	╁				\vdash
大阪	北大阪		機械器具製造業	4	4		1	3	1				\vdash
大阪	北大阪		電気機械器具製造業	1	1		1	3	1				\vdash
_	北大阪	-	1 11 11 11 11 11 1	_			1	1	\vdash				\vdash
大阪			輸送用機械器具製造業	1 2	1		 	1 2	├				_
大阪	北大阪	-	その他の各種事業		2		1		⊢				_
大阪	北大阪		卸売業·小売業、飲食店、宿泊業	1	1	1	1	1	-				-
大阪	泉大津	44	木材、木製品製造業	1	0	1		1	┢	457	. b	1	<u> </u>
大阪	泉大津	150	186 LA 111 E1 261 186 286	1	1			1	╀	-	オーツタイヤ(株)	1	1
大阪	泉大津		機械器具製造業	1	1			1	┡	56	渡辺工業(株)		1
大阪	茨木		繊維工業、繊維製品製造業	1	0	1		1	┢				<u> </u>
大阪	茨木	-	木材、木製品製造業	1	1		1		_				<u> </u>
大阪	茨木	_	ガラス、セメント製造業	2	2		2		<u> </u>		(11)		
大阪	茨木		石綿製品製造業等※1	2	2		1	1		49	(株) エーアンドエーマテリア ル大阪工場	1	
大阪	茨木		金属製品製造業、金属加工業	1	1			1	\perp	54	日本スピンドル建材(株)		1
大阪	茨木		機械器具製造業	1	1			1	$oxedsymbol{oxed}$				
大阪	茨木		電気機械器具製造業	3	3			3					
大阪	茨木	58	輸送用機械器具製造業	1	1			1					
大阪	茨木		コンクリート製造業	2	2		1	1	匚				\Box
大阪	茨木	94	その他の各種事業	1	1			1	L				
兵庫	神戸東		印刷、製本業	1	0	1		1					
兵庫	神戸東	47	化学工業	1	1			1					
兵庫	神戸東		金属精錬業	7	7		1	6		50	(株)神戸製鋼所神戸製鉄所	1	1
兵庫	神戸東									50	川崎製鉄(株)阪神製造所		1
兵庫	神戸東	52	金属材料品製造業	1	1			1	П				
兵庫	神戸東	-	機械器具製造業	7	7	Ì	3	3	1	56	石崎(株)		1
兵庫	神戸東	_	輸送用機械器具製造業	1	1			1	Т				Г
兵庫	神戸東	-	船舶製造、修理業	20	20		5	14	1	59	川崎重工業(株)神戸工場		3
兵庫	神戸東	-	港湾貨物取扱事業	4	4		2	2	Ť	1			Ť
兵庫	神戸東	-	港湾荷役事業	18	17	1	9	9	\vdash	74	幸進運輸		1
兵庫	神戸東	1.1	1000円以子水	10	-11	1			\vdash		甲陽運輸(株)		1
兵庫	神戸東	0.4	その他の各種事業	7	7		4	3	\vdash	1.4	1 1700 大生平的(小下)		1
	神戸東	-	倉庫業、警備業、消毒、害虫駆除	_	4	 	2	2	\vdash	 			\vdash
兵庫			1月	1 4	4	1	1 4	1 4	1	1	i		1

			今回部分開示「処理経過簿」	(非建語	2)					2005	5年厚労省事業場名公表分(非建	設)
局名	署名		事業の種類	認定 件数	男 性	女性	肺がん	中皮腫	その他	推業種	事業場名	肺がん	中皮腫
兵庫	神戸東	98	卸売業·小売業、飲食店、宿泊業	1	1			1	, <u> </u>	98	(有)インテルナきたむら		1
兵庫	神戸西	47	化学工業	3	2	1	2		1				
兵庫	神戸西	49	石綿製品製造業等※1	1	1			1					
兵庫	神戸西		金属精錬業	1	1			1	T				m
兵庫	神戸西	54	金属製品製造業、金属加工業	2	2		1	1	T				\vdash
兵庫	神戸西	56	機械器具製造業	28	28		12	16		56	ヨークジャパン(株)		1
兵庫	神戸西		電気機械器具製造業	1	1		1						П
兵庫	神戸西	58	輸送用機械器具製造業	21	21		3	18		58	川崎重工業(株)車輌カンパニー兵庫工場		8
兵庫	神戸西	59	船舶製造、修理業	10	10		3	6	1	59	三菱重工業(株)神戸造船所		7
兵庫	神戸西									59	河原冷熱工業(株)		2
兵庫	神戸西	1								59	神戸船渠工業(株)		1
兵庫	神戸西	61	その他の製造業	1	1		1		T				m
兵庫	神戸西	72	貨物取扱事業	1	1			1	İ				İ
兵庫	神戸西		港湾荷役事業	1	1		1						
兵庫	神戸西	$\overline{}$	その他の各種事業	2	2	İ	Ì	2					
兵庫	神戸西		清掃、火葬、と畜の事業	1	1	İ	İ	1	İ	İ			
兵庫	神戸西		•	i –	İ	Ì	Ì	İ	T	?	安藤工業(株)		1
兵庫	尼崎	41	食料品製造業	1	1			1					
兵庫	尼崎		パルプ、紙製造業	2	2		İ	2					\Box
兵庫	尼崎		化学工業	3	3		1	2					\vdash
兵庫	尼崎	49	石綿製品製造業等※1	28	27	1	14	13	1	49	(株)クボタ大浜工場神崎分工場	14	33
兵庫	尼崎	\top								49	(株)中川工業所	2	\vdash
兵庫	尼崎	\top								49	(株)クボタ阪神工場		1
兵庫	尼崎	50	金属精錬業	2	2	İ	1	2					一
兵庫	尼崎	\rightarrow	非鉄金属精錬業	1	1			1	\vdash				\vdash
兵庫	尼崎		金属材料品製造業	1	1			1		52	神鋼鋼線工業(株)		1
兵庫	尼崎	$\overline{}$	鋳物業	2	2		1	1					\vdash
兵庫	尼崎	54	金属製品製造業、金属加工業	7	7		1	6		54	岩住サッシ(株)		1
兵庫	尼崎	1							T		古市建設		1
兵庫	尼崎	56	機械器具製造業	19	18	1	2	15	2				İ
兵庫	尼崎	57	電気機械器具製造業	3	3			3		57	三菱電機(株)交通システム 事業所		1
兵庫	尼崎	58	輸送用機械器具製造業	8	7	1		8					\vdash
兵庫	尼崎	$\overline{}$	その他の製造業	2	2	İ	1	1					一
兵庫	尼崎	72	貨物取扱事業	6	6		3	3	T	72	クボニ運送(株)	1	1
兵庫	尼崎									72	日本通運(株)阪神支店		1
兵庫	尼崎	81	電気、ガス、水道、熱供給の事業	7	7			6	1				\vdash
兵庫	尼崎	93	ビルメンテナンス	1	1			1	T				m
兵庫	尼崎	94	その他の各種事業	19	19		10	9		94	(社) 日本水道協会神崎検 香所		1
兵庫	姫路	1		1			Ì			47	(株)日本触媒姫路製造所		1
兵庫	姫路	49	石綿製品製造業等※1	1	1	Ì	Ì	1	T				
兵庫	姫路	50	金属精錬業	4	4	İ	İ	3	1	50	新日本製鐵(株)広畑製鐵所		2
兵庫	姫路	81	電気、ガス、水道、熱供給の事業	1	1			1		81	関西電力(株)姫路第2火 力発電所		1
兵庫	伊丹	1		1			Ì			49	日本ピラー工業(株)三田工場		1
兵庫	伊丹	53	鋳物業	1	1		1						
兵庫	伊丹	54	金属製品製造業、金属加工業	2	2	İ	İ	2	Т	İ			П
兵庫	伊丹		機械器具製造業	1	1	İ	İ	1	İ	İ			\vdash
兵庫	伊丹	$\overline{}$	その他の製造業	1	1	Ì	1						\Box
兵庫	伊丹	94	その他の各種事業	1	1	İ	1						
兵庫	西宮	$\overline{}$	食料品製造業	1	1	İ	İ	1	İ				
兵庫	西宮		繊維工業、繊維製品製造業	1	1	İ	1	i –	†	i –	i		\vdash

			今回部分開示「処理経過簿」	(非建記	л.)						5年厚労省事業場名公表分(非建	設)
局名	署名		事業の種類	認定 件数	男性	女性	肺がん	中皮腫	その他	推業 番号	事業場名	肺がん	中皮腫
兵庫	西宮	49	石綿製品製造業等※1	3	3		1	2	İ				Г
兵庫	西宮									50	川崎製鉄 (株) 千葉製鉄所 西宮工場		2
兵庫	西宮	52	金属材料品製造業	1	1			1					
兵庫	西宮	54	金属製品製造業、金属加工業	1	1			1					
兵庫	西宮		機械器具製造業	4	4		1	3					
兵庫	西宮		貴金属製品、装身具、皮革製品等 製造業	1	1			1					
兵庫	西宮	_	港湾荷役事業	1	1		1	ļ					
兵庫	西宮		その他の各種事業	3	3			3	$oxed{oxed}$				
兵庫	西宮		卸売業·小売業、飲食店、宿泊業	1	0	1		1					
兵庫	加古川		繊維工業、繊維製品製造業	1	1			ļ	1				
兵庫	加古川		化学工業	7	7		2	4	1				
兵庫	加古川		石綿製品製造業等※1	8	8		5	2	1				L
兵庫	加古川		金属製品製造業、金属加工業	5	5		2	3					
兵庫	加古川		機械器具製造業	11	11		3	6	2	56	三菱重工業(株)高砂製作所		1
兵庫	加古川		計量器、光学器械、時計等製造業	2	2		1	1	<u> </u>				L
兵庫	加古川		貨物取扱事業	1	1		1	ļ	<u> </u>				
兵庫	加古川	94	その他の各種事業	3	3		1	2					L
兵庫	但馬									42	グンゼ(株)梁瀬工場		1
兵庫	但馬		その他の各種事業	1	1			1					L
兵庫	相生		金属製品製造業、金属加工業	1	1		1						
兵庫	相生	59	船舶製造、修理業	17	16	1	3	14		59	石川島播磨重工業(株)		2
兵庫	淡路	59	船舶製造、修理業	1	1		1						
奈良	奈良	49	石綿製品製造業等※1	10	4		1	9		49	竜田工業(株)		2
奈良	奈良	57	電気機械器具製造業	1	1			1					
奈良	奈良	61	その他の製造業	1	1		1						
奈良	葛城	49	石綿製品製造業等※1	32	18	14	18	12	2	49	ニチアス(株)王寺工場	8	6
奈良	葛城									49	(株)たつみや製作所	1	
奈良	葛城	72	貨物取扱事業	1	1			1		72	日本通運(株)奈良支店		1
和歌山	和歌山	42	繊維工業、繊維製品製造業	1	1		1						
和歌山	和歌山	50	金属精錬業	4	4		1	3					
和歌山	和歌山	54	金属製品製造業、金属加工業	1	1		1						
和歌山	和歌山									56	辰和工業(株)和歌山事業所		1
和歌山	和歌山	58	輸送用機械器具製造業	1	1			1					
和歌山	和歌山	61	その他の製造業	1	1			1		61	新興ブランテック(株)和歌山 事業所	1	
和歌山	和歌山		その他の各種事業	1	1			1					
和歌山			繊維工業、繊維製品製造業	1	0	1	1						
和歌山			金属製品製造業、金属加工業	1	1		1						
和歌山	御坊	59	船舶製造、修理業	1	1		1						
和歌山	御坊	98	卸売業·小売業、飲食店、宿泊業	1	1			1					
和歌山	橋本	42	繊維工業、繊維製品製造業	1	0	1	1						
和歌山	田辺	58	輸送用機械器具製造業	1	1			1					
和歌山	新宮	45	パルプ、紙製造業	1	1			1					
和歌山		59	船舶製造、修理業	1	1		1						
和歌山	新宮									61	前岡工作所		1
鳥取	米子	94	その他の各種事業	1	1			1					
島根	松江		金属精錬業	1	1		1						
島根	浜田	25	採石業	3	3		3		П				
岡山	岡山	42	繊維工業、繊維製品製造業	2	2		1	1					Г
岡山	岡山		船舶製造、修理業	32	32		15	16	1	59	小串造船	1	
岡山	岡山		その他の製造業	2	2	İ	2	İ	T	İ			
岡山	岡山		コンクリート製造業	1	1			1	Т				

			今回部分開示「処理経過簿」	(非建語	포)						5年厚労省事業場名公表分(非建	設)
局名	署名		事業の種類	認定 件数	男 性	女性	肺がん	中皮腫	その他	推業 番号	事業場名	肺がん	中皮腫
岡山	岡山	72	貨物取扱事業	1	1		1		ļ -				
岡山	岡山	81	電気、ガス、水道、熱供給の事業	5	4	1	4	1		81	中国電力(株)三播発電所	1	
岡山	岡山		その他の各種事業	2	2	ĺ		2	İ				
岡山	倉敷	42	繊維工業、繊維製品製造業	5	5		1	4					
岡山	倉敷	47	化学工業	1	1		1			47	(株)クラレ倉敷事業所		1
岡山	倉敷		石綿製品製造業等※1	3	2	1	3						
岡山	倉敷		金属精錬業	2	2		2						
岡山	倉敷		輸送用機械器具製造業	2	2	ļ	2						
岡山	倉敷	59	船舶製造、修理業	2	2		2			59	(株)サノヤス・ヒシノ明昌水 島製造所		1
岡山	倉敷									59	野島船舶(株)		1
岡山	倉敷									61	(株)ニシモト		1
岡山	倉敷					ļ				61	ルームクリーン岡山(株)		1
岡山	倉敷		電気、ガス、水道、熱供給の事業	1	1		1						
岡山	倉敷	94	その他の各種事業	1	1			1	\perp				$oxed{oxed}$
岡山	玉野			1			<u> </u>	<u> </u>	$oxed{\bot}$	49	関西工業(株)		1
岡山	玉野	59	船舶製造、修理業	7	6	1	3	4	_	59	(株)三造エムテック		1
岡山	玉野	<u> </u>							_	59	(有)尾崎工業所	1	L
岡山	玉野	_		ļ		ļ			-	59	三井造船(株)玉野事業所	9	8
岡山	玉野	_				<u> </u>			_	59	三栄工業(株)	1	L.
岡山	玉野	_				<u> </u>			_	59	三国工業(株)		1
岡山	玉野	<u> </u>	1	-		-		_	\vdash		山陽鋳機工業(株)	1	L .
岡山	玉野 笠岡	47	化学工業	2	- 0	-		2	╀	61	大同塗装(株)		1
岡山	笠岡			+	2			- -	╁				H
岡山 岡山	和気		船舶製造、修理業 石綿製品製造業等※1	2	1 2	<u> </u>	2	1	\vdash	49	(株)セラテクノ		1
広島			石綿製品製造業等※1	3	3		2	1	\vdash	49	(你) ·C / / / / /		1
広島			機械器具製造業	5	5		1	4	\vdash				\vdash
広島			輸送用機械器具製造業	9	9		1	9	\vdash	58	マツダ(株)本社工場		3
広島			船舶製造、修理業	11	10	1	4	7	\vdash	59	(株)宇品造船所		1
広島	広島中央	0.5	加州の大人というでエバ	111	10	1	_	<u> </u>	\vdash	59	金輪船渠(株)		1
広島		61	その他の製造業	1	0	1		1	\vdash	0.5	32 TW /91 /2 (/ / / /		Ė
広島	広島中央		貨物取扱事業	1	1			1					
広島			電気、ガス、水道、熱供給の事業	1	1		1		T				\vdash
広島			その他の各種事業	1	1			1	T				
広島	広島中央		卸売業·小売業、飲食店、宿泊業	4	4			4					Г
広島	呉	44	木材、木製品製造業	2	2		1	1					
広島	呉	47	化学工業	1	1			1					
広島	呉	50	金属精錬業	1	1			1					
広島	呉	54	金属製品製造業、金属加工業	4	4		2	2					
広島	呉	56	機械器具製造業	4	3	1	2	2					
広島	呉	57	電気機械器具製造業	1	1		1						
広島	呉	59	船舶製造、修理業	38	37	1	17	21		59	(株) IHIマリンユナイッド呉 工場 (石川島播磨重工業 (株)旧呉第一工場)	2	13
広島	呉									59	明星工業 (株) (石川島播 磨重工業 (株) 旧呉第1工 場構内下請け)	1	
広島	呉									59	バブコック日立(株)呉事業所		1
広島	呉									59	国興産業(株)呉支店		1
広島	呉									59	播磨造船所(株)呉船渠		1
広島	呉	91	清掃、火葬、と畜の事業	1	1			1					
広島	福山	41	食料品製造業	1	1		1						
広島	福山	50	金属精錬業	1	1		1			50	JFEメカニカル(株)		1

			今回部分開示「処理経過簿」	(非建語	火)					_	5年厚労省事業場名公表分(非建	
局名	署名		事業の種類	認定 件数	男 性	女 性	肺がん	中皮腫	その他	推業 番号	事業場名	肺がん	中皮腫
広島	福山	59	船舶製造、修理業	2	2		2				常石エンターブライズ(株)		1
広島	福山									56	萬成工業(株)		1
広島	三原	54	金属製品製造業、金属加工業	1	1			1					
広島	三原		機械器具製造業	2	2			2					
広島	三原		電気機械器具製造業	1	1			1					
広島	三原		輸送用機械器具製造業	1	0	1		1					
広島	三原		船舶製造、修理業	3	3			3					
広島	尾道	59	船舶製造、修理業	23	22	1	6	17		59	(株)ナカタ・マックコーポレー ション		1
広島	尾道	\perp								59	小川工業所	1	
広島	尾道	\perp									尾道造船(株)尾道造船所	1	
広島	尾道									59	日立造船(株)向島工場		1
広島	広島北		機械器具製造業	3	3			3					
広島	広島北		その他の製造業	1	1		1						
広島	廿日市	$\overline{}$	パルプ、紙製造業	1	1		<u> </u>	1	_	L			
広島	廿日市		その他の各種事業	1	1	ļ		1	$oxed{oxed}$				
山口	下関	59	船舶製造、修理業	6	6	ļ		6	_	59	三菱重工業(株)下関造船所		3
ЩΠ	下関	╄							_	59	神戸船舶装備(株)下関工場		1
山口	宇部	47	化学工業	7	7		4	3					_
山口	宇部	╄							┡	49	ふじスチレート工業(株)		1
山口	宇部		コンクリート製造業	7	5	2	6	1	<u> </u>				
山口	宇部		貨物取扱事業	1	1	ļ		1	_				<u> </u>
山口	宇部		電気、ガス、水道、熱供給の事業	1	1	ļ		1					<u> </u>
山口	徳山	$\overline{}$	繊維工業、繊維製品製造業	1	1	ļ	1	<u> </u>	_				<u> </u>
山口	徳山	47	化学工業	2	2	<u> </u>		2	┡		ロカギマ/M)		_
山口	徳山	1-1			-			1	┝	50	周南電工(株)		1
山口	徳山		金属製品製造業、金属加工業	1	1	-		1					\vdash
山口	徳山徳山		輸送用機械器具製造業 その他の各種事業	1 2	1	1		1	1				\vdash
			機械器具製造業	+		1		1	1				H
山口	下松 下松			1 12	1 12		3	9	├	F0	(株)日立製作所笠戸工場		1
山口	下松		輸送用機械器具製造業 船舶製造、修理業	2	2		3	2		58	(体)口丛袋作用立尸上场		1
	岩国		樹脂聚痘、16	2	2			2	┝				\vdash
山口	岩国		機械器具製造業	2	2			2	╀				H
山口	岩国		依概益呉聚垣来 その他の各種事業	3	3		1	2	\vdash				\vdash
ЩП	小野田		化学工業	1	1	-	1	1	┢				\vdash
ЩП	小野田		ガラス、セメント製造業	1	0	1		1	\vdash				\vdash
山口	小野田		船舶製造、修理業	2	2	1	1	1	1				\vdash
山口	小野田	$\overline{}$	その他の各種事業	1	1		1		1				\vdash
山口	山口		食料品製造業	1	1			1	1				
山口	山口		貨物取扱事業	1	1	1	\vdash	1	\vdash				\vdash
徳島	徳島		その他の各種事業	1	1	<u> </u>	1	1	\vdash				\vdash
徳島	鳴門		繊維工業、繊維製品製造業	1	1		1	1	\vdash				\vdash
徳島	鳴門	-	その他の製造業	1	1			1	\vdash				\vdash
徳島	三好	$\overline{}$	機械器具製造業	1	1	1	1	Ť	T				Т
香川	高松	$\overline{}$	石綿製品製造業等※1	18	18		11	5	2	49	エタニットパイル (株) (旧日 本エタニットパイブ高松 (四 国)工場)	3	8
香川	高松	54	金属製品製造業、金属加工業	1	1			1					
香川	高松	58	輸送用機械器具製造業	2	2			2					
香川	高松		船舶製造、修理業	1	1			1					Г
香川	高松	72	貨物取扱事業	1	1	İ	Ì	1	П	Ì			Г
香川	高松	$\overline{}$	港湾荷役事業	1	1		1	Ì		74	日本塩回送(株)高松出張所	1	
香川	高松	94	その他の各種事業	1	1			1		94	(社)日本水道協会		1

			今回部分開示「処理経過簿」	(非建語	元)						5年厚労省事業場名公表分(非建	設)
局名	署名		事業の種類	認定 件数	男性	女性	肺がん	中皮腫	その他	推業 番号	事業場名	肺がん	中皮腫
香川	高松	98	卸売業·小売業、飲食店、宿泊業	2	2			2	<u> </u>				
香川	丸亀	54	金属製品製造業、金属加工業	1	1		1						П
香川	丸亀	59	船舶製造、修理業	1	1		1						
香川	坂出	59	船舶製造、修理業	4	4		1	2	1	59	川崎重工業(株)坂出工場	1	
香川	坂出	94	その他の各種事業	1	1			1					
香川	観音寺		化学工業	13	12	1	8	4	1	47	神島化学工業(株)	1	
香川	観音寺		金属製品製造業、金属加工業	1	1			1					
香川	東かがわ	49	石綿製品製造業等※1	1	1				1				
香川	東かがわ	$oxed{oxed}$								_	JA香川県		1
香川	東かがわ									58	ジェイエイ香川オートサービス		1
香川	東かがわ		船舶製造、修理業	2	2	ļ	1	1	$oxed{oxed}$				
愛媛	松山		繊維工業、繊維製品製造業	6	6	ļ	4	2					
愛媛	松山		化学工業	1	1	ļ		1					
愛媛	新居浜		繊維工業、繊維製品製造業	2	2	ļ	1	1					
愛媛	新居浜		パルプ、紙製造業	1	1			1	<u> </u>				<u> </u>
愛媛	新居浜		化学工業	8	8		5	3	<u> </u>	47	クラレ西条(株)		1
愛媛	新居浜		非鉄金属精錬業	2	2		1	1	_				_
愛媛	新居浜		機械器具製造業	1	1	ļ		1					L
愛媛	新居浜	-	電気、ガス、水道、熱供給の事業	2	2	ļ		2	_				L
愛媛	今治		食料品製造業	1	1	<u> </u>		1	<u> </u>		(14)		_
愛媛	今治	59	船舶製造、修理業	6	6		4	2	_	59	(株)エスケーディーサービス		1
愛媛	今治	<u> </u>							_	?	坂上工業社	1	
愛媛	八幡浜	_							<u> </u>	53	エヒメ鋳造(株)	1	_
愛媛	八幡浜		船舶製造、修理業	1	1		1		<u> </u>				_
高知	高知		金属製品製造業、金属加工業	1	1			1	┡				_
高知	高知	_	船舶製造、修理業	2	2		2						
高知	高知	_	金融業、保険業又は不動産業	1	1			1	┡				_
高知	安芸	_	非鉄金属精錬業	1	1			1	<u> </u>				_
福岡			木材、木製品製造業	1	1			1	<u> </u>				_
福岡	福岡中央	47	化学工業	1	1		1		_		(19.)		_
福岡	福岡中央									49	(株) エーアンドエーマテリア ル九州支店		1
福岡	福岡中央									49	オタライト(株)		1
福岡	福岡中央	54	金属製品製造業、金属加工業	1	1			1					
福岡	福岡中央	58	輸送用機械器具製造業	1	1			1					
福岡	福岡中央									59	(株) エーアンドエーマテリア ル(日(株)アスク福岡支店所 属)造船業の構内下請		1
福岡			清掃、火葬、と畜の事業	1	1		1						
福岡			その他の各種事業	1	1			1					
福岡			卸売業·小売業、飲食店、宿泊業	3	3		1	2					
福岡	大牟田	47	化学工業	2	2		2						
福岡	大牟田	81	電気、ガス、水道、熱供給の事業	1	1			1					
福岡	久留米	_	石綿製品製造業等※1	1	1			1					
福岡	久留米	56	機械器具製造業	1	1			1					
福岡	久留米		交通運輸業	1	1			1					
福岡			化学工業	2	2			2	L				\Box
福岡			ガラス、セメント製造業	4	4		1	3					
福岡	北九州西	49	石綿製品製造業等※1	1	1		1						
福岡		50	金属精錬業	2	2			2		50	黒崎播磨(株)	1	
福岡	北九州西									50	新日本製鐵(株)エンジニアリング事業本部ブラント環境 事業部		1
福岡	北九州西	54	金属製品製造業、金属加工業	1	1		1		T				Т

福福福福福福福福福福福福福福福福福福福福福福福福福福福福福福福福福福福福福	化九州西 化九州再 化九州東 化九州東 北九州東 北九州東 北九州東 北九州東 北九州東 北九州東 北九州東 北	94 47 50 54 62 72	事業の種類 機械器具製造業 その他の各種事業 化学工業 金属精錬業 金属製品製造業、金属加工業 陶磁器製品製造業	認定 件数 2 1 1 1	2 2 1	女性	肺がん	中 度 2 2 1	その他	推定 業 番 号 59	事業場名	肺がん 1	中皮腫
福福福福福福福福福福福福福福福福福福福福福福福福福福福福福福福福福福福福福	化九州西 化九州再 化九州東 化九州東 化九州東 化九州東 化九州東 化九州東 化九州東 化九州東	94 47 50 54 62 72	その他の各種事業 化学工業 金属精錬業 金属製品製造業、金属加工業 陶磁器製品製造業	2 1	2			2			三葉工業(株)	1	
福福福福福福福福福福福福福福福福福福福福福福福福福福福福福福福福福福福福福	北九州西 北九州東 北九州東 北九州東 北九州東 北九州東 北九州東 北九州東 北九州東	50 54 62 72	化学工業 金属精錬業 金属製品製造業、金属加工業 陶磁器製品製造業	1						59	三葉工業(株)	1	
福岡 1 1 福岡 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	北九州東 北九州東 北九州東 北九州東 北九州東 北九州東 北九州東 北九州東	50 54 62 72	化学工業 金属精錬業 金属製品製造業、金属加工業 陶磁器製品製造業	1									_
福岡 1 福岡 1 福福福福福福福福福福福福福福福福福 1 1 1 1 1 1	北九州東 北九州東 北九州東 北九州東 北九州東 北九州東 北九州東 北九州東	50 54 62 72	金属精錬業 金属製品製造業、金属加工業 陶磁器製品製造業	1	1			1					1
福岡 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	北九州東 北九州東 北九州東 北九州東 北九州東 北九州東 北九州東 北九州東	54 62 72	金属製品製造業、金属加工業 陶磁器製品製造業	-					$\overline{}$				
福岡 3 1 福岡 3 1 福岡 3 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	北九州東 北九州東 北九州東 北九州東 北九州東 北九州東 北九州東 北九州東	54 62 72	金属製品製造業、金属加工業 陶磁器製品製造業	-						49	(株)アスク門司工場(現エー アンドエーマテリアル(株))	2	
福岡 3 福岡 3 福岡 3 福岡 3 福岡 3 福岡 3 福岡 3	北九州東 北九州東 北九州東 北九州東 北九州東 北九州東 北九州東	54 62 72	金属製品製造業、金属加工業 陶磁器製品製造業	-						49	(株)ノザワ門司工場	2	
福岡 は 福岡 は 福岡 は 福岡 は 福岡 は 福岡 は	北九州東 北九州東 北九州東 北九州東 北九州東 北九州東	54 62 72	金属製品製造業、金属加工業 陶磁器製品製造業	-							国光建材工業(株)	1	
福岡 1 福岡 1 福岡 1 福岡 1 福岡 1	北九州東 北九州東 北九州東 北九州東 北九州東	54 62 72	金属製品製造業、金属加工業 陶磁器製品製造業	-						49	浅野スレート(株)門司工場		1
福岡 1 福岡 1 福岡 1 福岡 1	北九州東 北九州東 北九州東 北九州東	62 72	陶磁器製品製造業	1 1	1			1					
福岡 1 福岡 1 福岡 1	北九州東 北九州東 北九州東	72			1			1					
福岡 1 福岡 1	北九州東 北九州東			1	1		1						
福岡 は	北九州東	94	貨物取扱事業	1	1			1					
		-	その他の各種事業	2	1	1		2					
			石綿製品製造業等※1	5	5		3	2					
			金属製品製造業、金属加工業	1	1			1					
		_	電気、ガス、水道、熱供給の事業	1	1			1					
	直方	54	金属製品製造業、金属加工業	1	1		1						
	行橋									50	日立金属(株)九州工場		1
	行橋		輸送用機械器具製造業	1	1		1						
	八女	_	石綿製品製造業等※1	1	1				1				
	福岡東		石綿製品製造業等※1	1	1		1			49	(有)福岡吸音板製作所	1	
	福岡東	_	コンクリート製造業	1	1		1						
	佐賀		石綿製品製造業等※1	17	14	3	9	3	5	49	日本エタニットパイブ(株)	1	4
	佐賀	_	コンクリート製造業	1	0	1			1				
	佐賀		貨物取扱事業	1	1			1					
1-21			船舶製造、修理業	1	1		1						
			金属鉱業、非金属鉱業、石炭鉱業	1	0	1		1					
			石綿製品製造業等※1	2	1	1	1	1					
			金属製品製造業、金属加工業	4	4		2	2					
			機械器具製造業	1	1		1						
	長崎	59	船舶製造、修理業	63	61	2	36	27		59	三菱重工業(株)長崎造船所	4	
	長崎									59	川南工業(株)香焼島造船所	1	
	長崎									59	(株) 日本冷熱三菱長船事 務所	2	
	長崎	$oxed{oxed}$								59	長崎船舶装備(株)		1
	長崎	$oxed{oxed}$					<u> </u>		_	59	長田工業(株)	1	\vdash
	長崎		貨物取扱事業	1	1	<u> </u>		1	_				
	長崎		清掃、火葬、と畜の事業	1	1		1		_				
	長崎		その他の各種事業	2	2			2	1	<u> </u>			
			卸売業·小売業、飲食店、宿泊業	1	1		1			<u> </u>			
	佐世保	_	船舶製造、修理業	20	17	3	5	15	<u> </u>				
		-	その他の各種事業	2	2			2	<u> </u>				
	江迎	_	機械器具製造業	1	1		1		_				\vdash
		-	金属製品製造業、金属加工業	2	2	<u> </u>	1	1	_	<u> </u>			\vdash
	諫早	-	電気、ガス、水道、熱供給の事業	1	1	<u> </u>	1		<u> </u>				\vdash
	八代	_	石綿製品製造業等※1	1	1	<u> </u>	1	_	<u> </u>				\vdash
		-	船舶製造、修理業	1	1			1	L	<u> </u>			\vdash
	菊池	-	交通運輸業	1	1		_		1	1-	den mark stand Mr. (12.)		<u> </u>
	大分	49	石綿製品製造業等※1	1	1	<u> </u>	1		1	49	朝日珪酸工業(株)		1
	佐伯 佐伯		卸売業·小売業、飲食店、宿泊業	1	1		1			72	北九州運輸(株)佐伯支店(現在 (株)ジェネック佐伯支店)	1	

			今回部分開示「処理経過簿」	(非建語	元)						5年厚労省事業場名公表分(非建	設)
局名	署名		事業の種類	認定 件数	男 性	女 性	肺がん	中皮腫	その他	推定 業種 番号	事業場名	肺がん	中皮腫
大分	日田	44	木材、木製品製造業	3	3		1	2					
宮崎	宮崎									?	(株)兵頭製作所		1
宮崎	延岡	41	食料品製造業	1	1			1					
宮崎	延岡	42	繊維工業、繊維製品製造業	2	1	1		2					
宮崎	延岡	61	その他の製造業	1	1		1						
宮崎	延岡	81	電気、ガス、水道、熱供給の事業	1	1			1					
鹿児島	鹿児島	59	船舶製造、修理業	1	1		1						
沖縄	那覇	71	交通運輸業	1	1			1					
沖縄	那覇	81	電気、ガス、水道、熱供給の事業	1	1		1						
沖縄	那覇	94	その他の各種事業	4	4		3		1				
沖縄	沖縄	94	その他の各種事業	7	7		4		3				
		合語	1	2,047	1,934	113	764	1,201	82				
		建語	投関連業種	1,418	1,397	21	515	872	31	1			
		業科	重不明	13	13		8	5]			
		総介	合計	3,478	3,344	134	1,287	2,078	113]			

※1「その他の窯業又は土石製品製造業」

12月3日毎日新聞特報

毎日新聞では私たちからの情報提供に加えて、 1労基署1業種で10件程度以上の認定件数になっ ているケースについて、目星をつけた企業に対する 独自アンケート取材を行い、その結果も合わせて、 12月3日朝刊で、全国各本社版の一面トップを含め て全5面構成で報じた。各紙もこれを追って報道、 共同電を受けた地方紙でも報道された。紙面で全 国各地域安全センターにつながるフリーダイヤルが 紹介されたので、各地に相談電話もかかってきた。

被害隠蔽する造船業界

造船業(船舶製造又は修理業)での被害集中は予想されたことだったが、長崎署の造船業での認定件数が63件(肺がん36、中皮腫27)に上っているのには目を見張った。63件のうち、時効救済の新法認定は20件(肺がん15、中皮腫5)だった。地域性から、三菱重工長崎造船所とその下請企業のものであるのは疑いがない。

普通、ひとつの労基署の管内で造船会社といえば、事業場はまず特定できる。表11や各造船会社の事業場所在地などから、たとえば次のように推定

できる。

函館どっく(函館署、室蘭署)、IHI(呉署、亀戸署、相生署)、日本鋼管(鶴見署、静岡署)、新潟造船(現三井造船)(新潟署)、三井造船(玉野署、岡山署、大阪南署)、日立造船(尾道署、大阪西署、西野田署、舞鶴署)、川崎重工(川崎造船)(神戸東署、坂出署)、三菱重工(長崎署、下関署、神戸西署、横浜南署、広島中央署)、住友重機(横須賀署)、米軍横須賀基地(横須賀署)

毎日新聞が被害多数と推定し取材した36社中、13社が回答せず、そのうち9社が造船会社だったということである(記事2—48頁)。業界で一致して回答しなかったとみられる。大きな被害を出しながら被害情報を公開しないというのは、業界ぐるみで石綿被害を隠蔽しようとするものだ。

鉄道車両製造の被害顕在化

今回驚いたことのひとつは、今まで認定のなかった労基署・業種で、多数の認定事案を記録しているところがあったことである。

その典型的な例が、愛知・豊橋署の「輸送用機 械器具製造業」17件だった。肺がん6件(労災1、 新法5)、中皮腫11件(労災6、新法5)。労災経過 簿では、労災7件すべてが鉄道車両製造業となっ

耐

| 岡山(32人)、横須賀(神具(広島県、38人)や、

の数字となった。他に、

が出ている。

った。

綿を吸 87人に上り、全体の41 使った保温材や石こうボ 火・断熱性の高い石綿を を発症する作業員が急増 作業の際に、飛散した石 け材などが使用された。 建材や石綿を含む吹き付 973人だった。 の認定・救済者数が13 2年間の中皮腫、 ード、スレート板などの に従事していた作業員が 解体、電気設備工事など 労基署別の数で全国最悪 建設業では過去に、 を紹介する。支援団体は「中皮腫など関連疾患と診断された人で、 のある人は問い合わせてほしい」と呼びかけている。 済者は全都道府県に広がっており、支援団体は関係する事業所が計720カ所(建設業を除く)を 上回ると分析している。労働基準監督署別の全事例と、毎日新聞が独自に取材した主な企業別事例 い込み、関連疾患

築物の解体は続き、作業 造

多く利用してきた船舶製 造業では、2年間の認定 性が指摘される。 石綿を使った部品を数 に誤って吸引する危険 県)17人、下松 東大阪19人、豊橋 戸西が21人と最も多く、 人の認定者が新たに判明 した。労基署別では、

者・救済者数が計455

12人と続いた。

(山口県)

企 業 名

ニチアス

日本製鋼所

マツダ

鉄道車両には、

人に達した。うち中皮腫

するとみられる。今後も、 石綿含有建材を使った建

含むとみられる輸送用機 械器具製造業は、197 鉄道用車両製造などを • 鉄

使用していた。 んだ製品を断熱材として 道 維工業・繊維製品製造業 は数人だった。また、パ

05、06年度の 06年度の石綿

石綿労災認定 労災時効救済

合計

3 2 2

皮腫

1

4

0 0

5 4 1

1 0

1 2 0

部分を中心に、石綿を含 化学工業で10人程度、 内の居住スペースや機関 船業で栄えた地域が目立 奈川県、31人)など、造 船舶では一般的に、 船 のデータ(05年公表)では 厚生労働省の4年度まで 4人。繊維工業・繊維製 の認定者・救済者は12 品製造業も56人に上る。

油 害が広がっていることが が、今回は11人。実態が見 初めて明らかになった。 えにくかった業種でも被 はいなかったとみられる ルプ・紙製造業は、厚労 省の05年データで認定者

主な企業の事例

合 肺がん 中皮腫 その他 肺がん その他 中

計

1

8 3 1

14 10 2

5

0

1 0

13 11 2 2 1 1

5

1 1 0 0 0 0

4 2

0

3 5 0

2 2 0 0 2

1

鶴見工場

王寺工場羽島工場

袋井工場

室蘭製作所 8

広島本社事業所

旧大阪工場(同)旧玉島工場(同)

岩国事業所 松山事業所 三原事業所

徳山事業所

詫間工場 6

旧門司工場(同) 茨城工場(旧浅野スレート)

(水) 本 (同 次 所 え ルート)名 古屋工場 (同)人阪工場 (同)旧門司工場 (同)文店、営業所など竜田工業

帝人

神島化学工業

関西電力 全事業所の総計 エーアンドエーマテリアル 旧横浜工場(旧朝日石錦工業) 旧東京工場(同)

の中でも、家屋の建設や に上り、他業種を含めた ・2%に達した。建設業 建設業関連では、この 建 も長崎労基署管内は63人 の約18%を占めた。中で うち長崎県が83人で全体 に散らばっており、この 救済者は全国23都道府県 95人だった。認定者・ が249人、肺がんが1 ある。また、車両からの 石綿が飛散した可能性が の現場で、吹き付けや石 過程や車両メンテナンス されてきた。車両製造の 断熱材として石綿が使用 石綿除去作業でも被害者 綿製部品を加工する時に

労基署別

鬒

者数と病名の内訳

について聞いた。

主証明の発行数を回答し

繊 維

化学工業での石綿関連 化学

住友化学 爱媛工場 1 0 千葉工場 大阪工場 0 0 0 Õ 1 0 0 0 Ô 0 ヤンマー 特機工 JR東日本 事業本部 6 0 5 0 5 神奈川県内の職場 2 富士重工業 字都宮製作所 6 2 0 2 中国電力 幡発電所 5 4 1 0 坂発電所 1 Ô クシロブレーキ 八尾工場 4 クボタ 旧神崎工場 37 12 12 13 17 9 7 1 (申請中も含む) 小田原工場(同) 4 4 0 0 0 0 東レ グループ総計 17 4 05、06年度の申請数 労 救 中皮腫 その他

が、災合計がん中皮腫 その他 済 がん 業名 合 計 6

本社·東大阪 13 0 10 3 2 日本車輌製造 豊川製作所 9 2 7 10 5 5

05、06年度の事業主証明発行数※ 東急車輌製造グループ 9 10 日本機材(本社·長野) 住友大阪セメントグループ 9 (うち関西スレート関係1) ※事業主証明は労災・時効救済の申請者が、事業所に 在籍していたことを証明する書類。

23 社 が 回

来の労働災害認定者と石綿健康被害救済法の労災時効救済者は、計3478人に上る。認定者と救

石綿被害者の支援団体が情報公開請求して新たに判明した、05~06年度のアスベスト(石綿)

る36社に取材し、①55、 06両年度の認定者数と病 済者が多数いるとみられ 料をもとに、認定者と救 毎日新聞は、今回の資 2 社

該当する地域・業種で勤務経験

【樋口岳大、曽根田和久】

名の内訳②06年度の救済 と 請したかどうか不明」と 請数を明らかにしたのは 数は不明」として労災申 申請に必要な事業 、さらに「実際に申

答

また「認定者数・救済者 訳などを明らかにした。 社が事業所別、 、疾患別内

うち23社が回答し、 16 学工業」の2社だった。 宇品どっく」と「信越化 象者なし」は、 た企業が3社あった。 「新来島 対

記事1 2007年12月3日付毎日新聞

安全センター情報2008年1・2月号 49

ていた。鉄道車両製造業は、同署管内では「日本 車輌製造豊川製作所 | ぐらいである。案の定、日 本車輌製造は毎日新聞に対して、「2005、2006年 度中に労災9件、新法10件の申請があった | と回 答したということだ(記事1-47頁)。なお、日本車 輌製造は、2004年度以前では、埼玉・川口署管内 の蕨製作所で中皮腫1件の認定があったが、処理 経過簿(表11)をみると、同署管内で「輸送用機械 器具製造業」中皮腫5件(労災2、新法3)が認定さ れている。労災経過簿では、全部「鉄道車両製造 業 |と記されていた。

東大阪の近畿車輛も同様で、クボタショック後 に肺がん2件(新法)、中皮腫14件(労災10、新法 4)、その他3件(労災)の申請事案があったと、毎日

> 計1033人分も含まれ 文書。認定されなかった た「処理経過簿」という 否が事例ごとに記録され の救済申請と、認定の可

| 55人、輸送用機械器具

18人。船舶製造業が4

製造業が197人で続い

かったのは建設業で14 2年間で認定数が最も多

| 認定はそれを上回る29

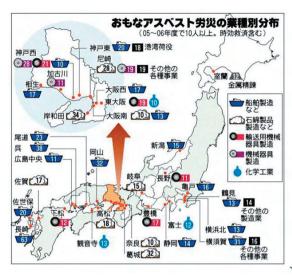
た」と明かした。

中皮腫・じん肺・アス

て回答しないことにし

れたのは272人で、

ており、データは総計4



記事2 2007年12月3日付毎日新聞

綿労災認定·救 05~06年度3478人

患者支援団体が開

小清求

理して分析した結果、各 別などの石綿労災の被害 されていた。データを整 た産業に被害が集中する

業種コード番号などが記 轄の労基署名や事業所の は伏せられていたが、管 事業所名や個人名など 人分に達した。 業や印刷など専門家も知 た。また、パルプ・紙製造

署管内で船舶製造業の63 造船業が盛んな長崎労基 生していることも判明。 らない業種で、被害が発 域によって石綿を使用し 人が認定されるなど、地 去分を含めて公表した 生した事業所名などを過 月の2回、石綿労災が発

| 聞は多数の被害者がいる とどまっていた。毎日新 別件数などを公表するに が、それ以降、 都道府県 利、野田武、曽根田和久 う」と批判する。【大島秀 意責任に問われるだろ ければ、不作為責任や故

取雄司医師は一事業所名 ベストセンター所長の名 いる。厚労省が各工場周 の労災認識や、周辺住民 の非公表は、勤務経験者 への警鐘の妨げになって

た例が多数あった。 十分だとして不認定にし 因果関係を示す証拠が不 3人だった。 肺がんとの

厚労省は05年7月と8

(3面にクローズアップ、12、13面に特集、 することが分かった。 国で520カ所以上に達 実態が浮かび上がり、新 たに判明した事業所は全 業種別に見ると、この 29面に関連 記事) 分を除く) は、計565 効の救済申請(取り下げ 実態も明らかになった。 人からあったが、認定さ 一方、肺がんの労災時

準監督署への労災申請や

つく労災時効(死後5年) 石綿健康被害救済法に基

とみられる36社に取材し た。ある会社の担当者は ち9社が船舶製造業だっ たが13社が回答せず、う 一業界で足並みをそろえ

けての検討をしている。 していないが、公表に向

でに、55~66年度に石綿労災として認定された事例と、 石綿健康被害救済法に基づき時効救済された計3478 ん肺・アスベストセンター」(東京都江東区)は2日ま へ分のデータを情報開示請求で入手した。事業所名は隠 アスベスト(石綿)被害の患者支援団体「中皮腫・じ

所以上に上ることも判明。 早急な公表が求められる。

く)に及び、これまで知られていない事業所が520カ を公表したが、その後は拒んでおり、被害者救済のため されていたが、少なくとも全国720カ所(建設業を除 かになった。厚生労働省は、05年に労災発生の事業所名 現時点での被害の全容が明ら 業所名は05年夏以降公表 厚労省補償課の話 事

業所名 Q

辺住民に情報を提供しな

支援団体は昨年から4回一崎市のクボタ旧石綿工場 barrage Barry par B 20 開示された石綿労災申請に ついての処理経過簿。

業所名などが黒塗りにされていた

説明。ところが、その後、

者、健康対策を立てる自 供したい」と公表理由を | 治体への適切な情報を提 周辺住民や過去の勤務

の補償と救済が進み、が の8倍に急増した。 らの2年間で、過去2年 んの労災認定は05年度か 験者や周辺住民ら被害者 により各事業所の勤務経 事業所名を初公表。それ が全国の石綿労災の発生 厚労省は当時、「工場 |や治療をするうえで重要 | 被害が及ぶ石綿公害の調 件数は、患者の早期診断 な情報となる。 やその所在地、労災発生

石綿被害に詳しい奈良

| だ。仮に中皮腫や肺がん

査でも事業所名は重要

の津田敏秀教授(環境医

一方、岡山大学大学院

んだ情報を有能なNGO 利益にならない。抱え込 学)は「非公開は国民の

| 職歴や居住歴を見て、石 県立医科大の車谷典男教

| 授(産業疫学)は「医師 | 災発生の事業所があれば |把握していれば、患者の | る。環境省や群馬、茨城 |が労災のあった事業所を|関連を探ることができ 両県が実施した調査で になった場合、周辺に労

|綿病の可能性があること|は、被害者住所と事業所|減るはずだ|と提言する。 る訴訟など国民の不満は (非政府組織)と共有し役 立てることで、国に対す

石綿被害の全容判

厚労省が国民の健康に関

や本人への告知をせず放置 していたことが今年10月に

省は、これまでに何度も命にかかわる重要情報の隠ぺいが問題化。その体 浮き彫りになった。しかし、開示された文書の事業所名は黒塗りされ、 質を問う声が噴出している。 厳しい批判が出ている。C型肝炎問題の情報隠しが発覚したばかりの厚労 からは「非公表が、より多くの被害者を救済する障壁になっている」との 生労働省の事業所名公表も2年前からストップしたままだ。石綿の専門家 患者支援団体による情報開示請求で、アスベスト(石綿)被害の詳細が 【大島秀利、高木昭午】

命 の情 報また隠ぺ

2007 なった例は多い。 する情報を出さず、問題に らC型肝炎感染者のリスト 問題では、厚労省が02年か

い被害者が出てもいいの | になるメリットは大き | や住民が関連を疑い、自 |開いた厚労省との直接交 | 周辺で、中皮腫多発が判 | 非公表の立場に転じた。 労働者や周辺住民にと | では、中皮腫や肺がんな | 対する緊急措置だった」 どを発症した勤務経験者 一ら申し出て被害認定され たケースが多くある。 直後の7、8月に厚労省 明した「クボタショック」| 厚労省は「国民の不安に また、クボタショック | 者の不利益は計り知れな と、特例を強調した。 い。事業所で石綿を使用 だが非公表による被害 治療にも悪影響

手厚い補償を受けられな | って、事業所名が明らか

いのか」「何も知らず、

業所名をなぜ公表できな | 渉で、そう詰め寄った。

いったん公表した事

非事 公表 表

か」。石綿労災被害者や一

い。05年6月に兵庫県尼

救済の申請期限は、09年 に、01年3月以前に死亡 した人を対象にした時効

知らず申請期限を過ぎて 3月に迫っており、何も しまう恐れがあるのだ。

中皮腫の潜伏期間は約一雄司医師は「企業側から 4人に膨れあがった。 んの労災認定数は252

石綿問題に詳しい名取

の所在地を材料に検討す

る試みも行われた。 し、周辺の事業所が明ら

記事3 2007年12月3日付毎日新聞

かでなければ、こうした

試みもできず「原因不明

労災があった事業所名 | に注意して診察すること

ができる」と指摘する。

また工場周辺の住民に

とされやすい。

新聞に回答している(記事1-47頁)。処理経過簿 では、同署「輸送用機械器具製造業」 肺がん3件(労災1、新法2)、中皮腫16件(労災11、 新法5)を認定している。 労災経過簿では、中皮腫 (自動車製造業)を除いて鉄道車両製造業と 記されていた。したがって、近畿車輛の回答と処 理経過簿(表11)の数字はほとんど符合している。

大阪・堺署では、処理経過簿(表11)上、「輸送

災認定による手厚い補償 | みられている。それを裏 | てしまう」と警告する。 が受けられなくなる。 特|付けるように06年の中皮 40年とされ、発症する人 ~06年度の中皮腫や肺が 間1000人を超え、05 腫による死者は初めて年 は今後さらに増加すると 一今回の毎日新聞の取材に と、企業が情報を閉ざし 報開示に踏み切らない な情報を公開する例は限 らかにしなかった。 対し、国が公表していな 退職労働者や住民に十分 いことを理由に詳細を明 られている。国が再び情 実際、ある大手企業は、

職者や遺族は、結局、労

した事実に気付かない退

|ど石綿関連病では、本来時効になるケ 月以前に死亡した人が対象で、救済認 死後5年以内に請求しないと権利が消 などが支給される。遺族補償もあるが 給される。 定されれば特別遺族年金や一時金が支 済法が06年3月に施行された。 ースを救済するため、石綿健康被害救 滅する。労災に気付きにくい中皮腫な ことば制度によって医療費や休業補償 / 病気をした労働者は、 **学災保険**

厚労省、問われる体質

労災認定と時効救済 仕事でけがや と考えた」と説明した。

を持ちながら、患者の特定 は、血友病患者がエイズウ 内資料を隠し続け、96年に 血液製剤による薬害肝炎 改めてリスト記載者の追跡 はない」などとして半年以 明るみに出た。同省は現在、染者全員が発症するわけで また、薬害エイズ問題で 厚生省はこの事実を示す省 上対策をとらなかった。旧 8年に知っていたのに「感 イルスに感染した事実を、 論した審議会に報告しなか 問題では、承認前に国内の た事実を、承認の可否を議 患者1人が副作用死してい 関する判断には影響しない 例が1例出ても、安全性に った。同省は「国内で死亡 抗がん剤「イレッサ」の

ようやく公表した。

調査に乗り出している。

いに三

う」。6年9月に肺がん

態をあいまいにしてしま で労災認定された長崎市

会に対して石綿被害の実

を募らせた。



呈した──長崎市内で11月29日、徳野仁子撮影 ける男性。事業所名を公表しない国の政策に疑問を アスベストによる肺がんで労災認定され、治療を続

労災認定の62歳男性

被害者や支援団体の悲痛な叫びはいつ国に届くのか。 団体の執念が厚い壁に風穴をあけた。「被害者はまだたくさんいる。事業所名の公表を」。 急増する労働災害の被害者……。石綿被害の実態は見えにくくなっているが、患者支援 アスベスト(石綿)被害を巡り、事業所名の非公表を続ける厚生労働省。その陰で、

の男性(82)は、そう言っ一断された。今回明らかに 一務し、02年に肺がんと診 崎造船所(同市)で長年勤 男性は、三菱重工業長 剤治療を始めました。不 舶製造業63人の一人だ。 姿で病院のベッドに腰掛 すよ」。男性はパジャマ 安が常にあり、つらいで 業種別認定数で全国最 かすれ気味の声で半

立てを担当し、ガスバー | 患者の苦しみや遺族の涙 | 綿被害の全容を浮かび上 社。タンカーなどの組み 生を語り始めた。 男性は1961年にる

半年がかり、執念の分析

片岡

明彦さん

肺・アスベストセンタ

営委員で市民団体職員の 」(東京都江東区)運

「企業名を隠せば、社|て厚劣省の姿勢に不信感|なった労働基準監督署別|ナーを使う作業だった。 |多だった長崎労基署の船 |を防ぐため、縦一片、横 「先週から別の抗がん | 敷いていた。「作業場所 が変わればたたんで持っ 火花が足場に引火するの て行った」と証言する。

用することが徹底され 作業中は防塵マスクを着

の上葉を全摘出し、33年 低かった」と振り返る。 が体に悪いという意識は 時は外していたし、石綿 た。しかし、マスクはあく 男性は「石綿の布を運ぶ まで、じん肺対策のため。 02年12月、手術で左肺

| 始めた。石綿が原因と思 | い。企業名も認定数も明 | 2月から抗がん剤治療を | るには、世論の力が大き | 季ノ台、会社員、上村健

| や、石綿を使っていた事 ベッドから身を乗り出し 思うと心が曇る。男性は 実すら知らない人たちを | 場合、石綿が検出され、今 ながら認定されない患者 は治療費の心配もない。 くい事情がある。男性の だが、同じ被害を受け

70年代に入ってから、一っていなかったが、昨年、一らかにされなければ、世一疑いで逮捕した。 服部容 て、こう訴えた。

かり、退職後の昨年9月 保存されていた肺を調べ たのに伴い、大学病院に てもらった。石綿が見つ 労災認定

基準が緩和され に労災認定された。 般に肺がんの場合、 真を趣味に持つ男性は、 悟している。山登りと写 暖かくなったら花の写真 いじゃないですか」 論の後押しも期待できな 完治しないことは、覚

非公表」怒り訴え

ければ、労災認定されば 石綿が見つかるなどしな いる。 を撮りに行こうと思って ネットで募り 女性拉致計画 岐阜の男2人を

インターネットを通じ 強盗容疑で逮捕

「企業に対策を取らせ | 部義幸(3)と同県関市四 一太(22)両容疑者を強盗の うと計画し携帯電話を奪 川市苗木、派遣社員、 て知り合い、女性を襲お 署は2日までに同県中津 ったとして岐阜県警恵那

「膨大なデータには、 | がしみ込んでいる」 。石 | 「何とかしなければ」と | 分の入力作業を進めた。 みと涙 透けて見え |がらせた「中皮腫・じん|をすることにした。 |の思いで、情報開示請求 | 事例を、労働基準監督署 今年4月末から取り組 | と、「船舶製造業」「輸送用 別や業種別に整理し直す

一初心に帰って、泣いてい る人たちを少しでも減ら 一けて見えるようだった。 りされた被害の様子が透 と並んで出てくる。黒塗 |機械器具製造業」などの 「公務員になった時の

何度も担当者に迫った かしい」。患者や家族と 名非公表を知った。「お ち会い、厚労省の事業所

が、相手にされなかった。



に応じる片岡明彦さん 二大阪市中央区の事務所で

団体などの政府交渉に立

一にパソコンへ45~ |など公表済みのデータば | 文字が、同地域にずらり 一み、当初は労災認定者数 作成していることが判 と、厚労省は請求事案を かりが出てきた。調べる | 書類が送られてきた。 | 国47労働局に請求。事業 明。そこで、この記録を全 管理する「処理経過簿」を 所名などが黒塗りされた 片岡さんは毎晩のよう | 共同作業を呼びかけてい してほしい 片岡さんは、厚労省に

作業を終え、そう語った。 念とも言える半年以上の 片岡明彦さん(49)は、執

片岡さんは昨年、患者

記事4 2007年12月3日付毎日新聞

用機械器具製造業」で中皮腫9件(労災4、新法5)を認定していて、労災経過簿では、すべて鉄道車両製造業と記されていた。東急車輛グループで9件の事業主証明をしたと毎日新聞に回答(記事1)しているので、よく符合している。同所管内には、東急車輛製造の大阪製作所(旧称:鳳工場)があった(鳳工場は帝國車輛工業を1968年に吸収合併したもの)。また、毎日新聞への回答(記事1)から、処理経過簿(表11)の栃木・宇都宮署6件(肺がん1、中皮腫5)は、富士重工宇都宮製作所が該当するとみられる。

そのほか処理経過簿(表11)上、「輸送用機械器具製造業」で認定事案の多かったのは、神戸西署21件-肺がん3件(労災-うち2件「鉄道車両製造業」との記載、中皮腫18件(労災10-うち9件「鉄道車両製造業」との記載、新法8)、山口・下松署11件-肺がん2件(労災-すべて「鉄道車両製造業」との記載、新法4)、東京・亀戸署-中皮腫5件(労災2-すべて「鉄道車両製造業」との記載、新法4)。

表11から、2004年度以前に労災認定があったところとして、神戸西署管内では、川崎重工(川崎車輌カンパニー)-中皮腫8件、下松署管内では、日立製作所笠戸工場-中皮腫1件がある。両社は毎日新聞には回答しなかったとみられるが、これらが処理経過簿での該当事業場とみられる。亀戸署管内には、かつて汽車製造株式会社があり、ここで認定事案があったことがわかっているので、5件はここではないかとみられる。汽車製造は、1972年に川崎重工に吸収合併された。

このような鉄道車両製造業での多数の石綿被害は、主に車両内部石綿吹き付け作業、蒸気機関車の製造、補修作業に関連するものと考えられる。私たちは、JR車輌の吹き付け石綿除去作業が原因で石綿肺を発症した明星工業下請労働者の支援を行っているが、鉄道車輌製造現場でこれほどの被害を発生させていた事実を、企業が隠してきたことの弊害は大きいと言わなければならない。

毎日新聞への回答(記事1―47頁)と表11を比較すると、それぞれ該当の労基署・業種が概ね推

定できるが、事業場名を回答していない「東レ」は、 労災14件、新法7件と認定件数が多い。同社事業 場の所在地から、大津署の繊維工業などが該当 するとみられるが、本来なら事業場別に被害数を 公表するべきだ。

マツダは、毎日新聞に2年間で「労災保険において、その他1件認定」と回答している(記事1—47頁)。マツダでは、2004年度以前では中皮腫3件の認定があり、処理経過簿では、広島中央署「輸送用機械器具製造業」で中皮腫9件(労災5、新法4)となっていて、労災5件は労災経過簿上すべて「自動車製造業」と記されていた(同時に、「自動車製造業」で肺がん1件,中皮腫1件の業務外事案があった)。マツダが正しい情報を回答していない、下請会社での認定になっているなどが推測されるが、過去の認定件数からみて、その他1件というのは不自然といえよう。

造船各社のように、毎日新聞の取材に対して回答を拒否した企業がある一方で、回答した企業も多かった点は重要である。回答企業の中にはニチアスなど以前からホームページ上で被害情報を開示してきた企業もあるが、毎日新聞の取材まで情報を公開していなかった企業もあった。

政府・厚労省が労災認定事業場情報の公表を 拒否し続けることは、隠ぺい企業に口実やお墨付 きを与えるだけでしかないこと、他方、隠ぺいをよし としない企業もあることを、毎日新聞の取材は明ら かにしたといえる。

女性の業務上事案

表12-1に、女性の134件の業務上事案の業種別 集計を、表12-2に全事案を業種の種類の番号順 に労基署順にして示す。労災、新法は、適用制度 の別である。

業種的には、「49 その他の窯業又は土石製品製造業」(石綿紡織、保温材などの石綿製品製造業はここに入る)が4割をしめており、地域的な偏りから、ニチアス(羽島工場:岐阜署、袋井工場:磐田署、王寺工場:葛城署)、竜田工業(ニチアス子会社)(奈良書)、泉南地域の石綿工場群(岸和

田署)、旧日本エタニットパイプ(鳥栖工場:佐賀署) などで多発したことが推定される。

長野署で「58 輸送用機械器具製造業」肺がん5件、中皮腫1件の認定がある。毎日新聞への回答(記事1)で日本機材が計10件の事業主証明をしたと回答しており、これが該当するとみられる。

「9101 清掃業」中皮腫3名(川崎南署、横須賀署、富山署)、「4107 パン又は菓子製造業」中皮腫1名(大阪中央署)、「44 印刷又は製本業」中皮腫1名(神戸東署)のばく露情報なども重要とみられる。

処理経過簿の改善を

業務外の場合の処理経過簿記載要領は、労災と新法で異なっている。

前掲した事務連絡にあるように、労災経過簿では、業務外の場合は

- ① 業務外の理由が、1=労働者非該当、2=認定 基準非該当、3=時効・その他と分類される。
- ② 業種が記載される。 新法経過簿では、業務外の場合は
- ① 業務外の理由が、1=労働者非該当、2=ばく 露作業歴なし、3=ばく露作業歴の不足、4=医学 的所見なし、5=医学的資料なし、6=対象疾病 外、7=その他と分類される。
- ② 業種番号を記載しない。

業務外事案については、「ばく歴調査が尽くされないで不支給とされているのではないか」「ばく露が明らかであるのに、医学資料の不足や欠如だけで不支給とされているのではないか」という懸念がつきまとっていて、実際にそうした事案も発生しており、審査請求で原処分取り消しとなる事例も出てきている。

処理経過簿をもとに認定作業の妥当性や認定 基準の合理性を検証する場合、業務外事案の情報も重要となってくるが、処理経過簿のこうした記載内容では議論をするのがむずかしい。

たとえば、中皮腫不支給事案の中に石綿ばく露が一般的に推定される建設関連や造船関連でのものがあるとしても、中皮腫という診断が間違って

いたために不支給にしたかどうかが分類して記載されていないと、議論するのは難しいだろう。新法経過簿では、業務外理由をより詳しく記載することになっているが、業務外の場合は業種を記載しないことになっている点もいただけない。

処理経過簿がどのように活用されてきたのかは わからない。都道府県別の集計のための元資料 とだけにしかなっていないとすると、まことにもったい ないことである。活用方法を含めて、改善していく ことが必要だろう。

ただ、今回の新法経過簿の業務外事案について整理すると、次のようなことがわかった。

- 業務外事案の内訳は、肺がん293件、中皮腫 63件、その他107件(表1)。
- ② 肺がん293件と中皮腫63件について業務外理由を整理すると表13のようになる。
- ③ 肺がんでは、88件(30%)が「医学的資料なし」だけを、135件(46.1%)が「医学的所見なし」だけを理由として業務外とされている。肺がんでは、認定基準上、医学的所見(石綿肺所見、胸

表12-1 女性の業務上事案のまとめ

		件数	%
21	金属鉱業、非金属鉱業又は石炭鉱業	1	0.7
30~38	建設関連	21	15.7
41	食料品製造業 (65たばこ等製造業を除く。)	1	0.7
42	繊維工業又は繊維製品製造業	5	3.7
44	木材又は木製品製造業	3	2.2
46	印刷又は製本業	1	0.7
47	化学工業	4	3.0
48	ガラス又はセメント製造業	1	0.7
49	その他の窯業又は土石製品製造業	49	36.6
56	機械器具製造業	4	3.0
58	輸送用機械器具製造業	13	9.7
59	船舶製造又は修理業	11	8.2
61	その他の製造業	6	4.5
66	コンクリート製造業	3	2.2
72	貨物取扱事業(港湾関係除く)	1	0.7
74	港湾荷役事業	1	0.7
81	電気、ガス、水道又は熱供給の事業	1	0.7
91	清掃、火葬又はと畜の事業	3	2.2
94	その他の各種事業	4	3.0
98	卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業	1	0.7
計		134	100

表12-2 女性の業務上134事案の内訳(業種番号別、労基署別)

種別	局名	署名	疾患名		事業の種類		事業の種類の細目
新法	長崎	長崎	中皮腫	21	金属鉱業、非金属鉱業(23石灰石鉱		
					業又はドロマイト鉱業を除く) 又は石		
					炭鉱業		
労災	岩手	花巻	中皮腫	30	※建設事業など名称で建設関連が		
				_	明なもの		
労災	富山	富山	中皮腫	30	※建設事業など名称で建設関連が		
W. 111	a de de	مان بات رات مان	그 나 나 ##	00	明なもの		
労災	広島	広島中央	中皮腫	30	※建設事業など名称で建設関連が 明なもの		
労災	北海道	釧路	中皮腫	25	建築事業(38既設建築物設備工事業		
27.90	北州坦	利加口	下 及座	33	を除く)		
労災	宮城	仙台	中皮腫	35	建築事業(38既設建築物設備工事業		
,,,,	L //		. ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	"	を除く)		
労災	茨城	龍ヶ崎	中皮腫	35	建築事業(38既設建築物設備工事業		
					を除く)		
労災	東京	上野	中皮腫	35	建築事業(38既設建築物設備工事業	3506	その他の建築事業
					を除く)		
労災	東京	大田	肺がん	35	建築事業(38既設建築物設備工事業	3501	鉄骨造り又は鉄骨鉄筋若しくは鉄筋コンクリート造りの家
W. 111	ا ا ا کے ملمان	14 YC -1-	ᅶᆄᄧ	05	を除く)		屋の建設事業及びそれに付帯して行われる事業
労災	神奈川	横浜南	中皮腫	35	建築事業(38既設建築物設備工事業 を除く)		
労災	神奈川	横浜南	中皮腫	25	建築事業(38既設建築物設備工事業		
刀火	作示川	供供用	中风浬	33	定案事業(JODJA以及建築物成開工事業 を除く)		
労災	岐阜	多治見	中皮腫	35	建築事業(38既設建築物設備工事業	3501	鉄骨造り又は鉄骨鉄筋若しくは鉄筋コンクリート造りの家
,,,,,) II) G	1 /2/11		を除く)	0001	屋の建設事業及びそれに付帯して行われる事業
労災	静岡	浜松	中皮腫	35	建築事業(38既設建築物設備工事業		
					を除く)		
労災	京都	京都上	中皮腫	35	建築事業(38既設建築物設備工事業		
					を除く)		
労災	兵庫	姫路	中皮腫	35	建築事業(38既設建築物設備工事業		
WC 24-	c.e.	元合	山中耳	05	を除く) 7#数束要 / 00U = 11.7# 数 km = 11.4# 工		
新法	兵庫	西宮	中皮腫	30	建築事業(38既設建築物設備工事業 を除く)		
新法	鳥取	米子	中皮腫	35	建築事業(38既設建築物設備工事業		
19/1124	717-12	N 1	一人座	00	を除く)		
労災	広島	広島北	中皮腫	35	建築事業(38既設建築物設備工事業		
					を除く)		
新法	長崎	長崎	中皮腫	35	建築事業(38既設建築物設備工事業		
					を除く)		
労災		呉	中皮腫		その他の建設事業		
_	福岡	福岡中央			既設建築物設備工事業		
労災	長崎	佐世保	中皮腫		既設建築物設備工事業	4105	、 つ、フルサフ 4H 4 44
労災	大阪	大阪中央	甲皮腫	41	食料品製造業(65たばこ等製造業を	4107	ハン乂は果丁製道業
労災	子 KE	大阪中央	山皮睡	19	除く。) 繊維工業又は繊維製品製造業	1208	その他の繊維工業又は繊維製品製造業
労災					繊維工業又は繊維製品製造業	1400	C * / IE・/ / MM性 上木入はMM性 袋田 袋 担未
		御坊	肺がん		繊維工業又は繊維製品製造業		
		橋本	肺がん		繊維工業又は繊維製品製造業		
	宮崎	延岡	中皮腫	_	繊維工業又は繊維製品製造業	4202	化学繊維製造業
新法		足立	中皮腫		木材又は木製品製造業		
	静岡	島田	中皮腫	_	木材又は木製品製造業		
	大阪	泉大津	中皮腫	-	木材又は木製品製造業	4403	造作材、合板その他建築用組立て材料製造業
新法		神戸東	中皮腫	46	印刷又は製本業		
	神奈川	厚木	中皮腫	-	化学工業		
労災	静岡	富士	中皮腫	47	化学工業		
		神戸西	肺がん		化学工業		

種別	局名	署名	疾患名	_	事業の種類		事業の種類の細目
		観音寺		47	化学工業		ず木*//生級*//杣口
新法		小野田	中皮腫	-	ガラス又はセメント製造業		
		茂原	肺がん	49	ガノへ入はモハント袋垣未		
-		鶴見	中皮腫	_	その他の窯業又は土石製品製造業		
		岐阜	肺がん	-	その他の窯業又は土石製品製造業	4007	その他の各種窯業又は土石製品製造業
		岐阜	中皮腫	-	その他の窯業又は土石製品製造業		その他の各種窯業又は土石製品製造業
	静岡	磐田	中皮腫	-	その他の窯業又は土石製品製造業	4907	ての他の各性素未入は上有袋面袋担果
労災		大阪南	中皮腫	-	その他の窯業又は土石製品製造業		
新法		大阪南	中皮腫	-	その他の窯業又は土石製品製造業		
	大阪	東大阪	肺がん	-	その他の窯業又は土石製品製造業	4007	その他の各種窯業又は土石製品製造業
	大阪	東大阪	肺がん	-	その他の窯業又は土石製品製造業		その他の各種窯業又は土石製品製造業
新法		東大阪	肺がん	-	その他の窯業又は土石製品製造業	4507	てり他の行性羔木人は上石衣印衣追木
新法		東大阪	石綿肺	-	その他の窯業又は土石製品製造業		
労災		岸和田	肺がん	-	その他の窯業又は土石製品製造業	4007	その他の各種窯業又は土石製品製造業
		岸和田	肺がん	-	その他の窯業又は土石製品製造業		その他の各種窯業又は土石製品製造業
		岸和田	肺がん	-	その他の窯業又は土石製品製造業	4507	てり他の行性羔木人は上石表面表担木
労災		岸和田	肺がん	-	その他の窯業又は土石製品製造業	4007	その他の各種窯業又は土石製品製造業
		岸和田	肺がん	-	その他の窯業又は土石製品製造業	1001	(*/16*/17性素木入は上4 衣田衣足木
労災		岸和田	肺がん	-	その他の窯業又は土石製品製造業	4007	その他の各種窯業又は土石製品製造業
新法		岸和田	肺がん	-	その他の窯業又は土石製品製造業	1001	(*/16*/17性素木入は上47次間次足木
		岸和田	中皮腫	-	その他の窯業又は土石製品製造業	4907	その他の各種窯業又は土石製品製造業
労災		岸和田	中皮腫	-	その他の窯業又は土石製品製造業		その他の各種窯業又は土石製品製造業
		岸和田	中皮腫	_	その他の窯業又は土石製品製造業	4507	てり他の行性羔木人は上石表面表担木
新法		堺	中皮腫	-	その他の窯業又は土石製品製造業		
新法		羽曳野	中皮腫	-	その他の窯業又は土石製品製造業		
	兵庫	尼崎	中皮腫		その他の窯業又は土石製品製造業		
		奈良	中皮腫		その他の窯業又は土石製品製造業	4007	その他の各種窯業又は土石製品製造業
		奈良	中皮腫	_	その他の窯業又は土石製品製造業		その他の各種窯業又は土石製品製造業
	奈良	奈良	中皮腫	-	その他の窯業又は土石製品製造業	_	その他の各種窯業又は土石製品製造業
		奈良	中皮腫	-	その他の窯業又は土石製品製造業	_	その他の各種窯業又は土石製品製造業
新法		奈良	中皮腫	-	その他の窯業又は土石製品製造業	4507	てり他の行性羔未入は上石表面表担未
	奈良	奈良	中皮腫	-	その他の窯業又は土石製品製造業		
	奈良	葛城	肺がん	-	その他の窯業又は土石製品製造業	4007	その他の各種窯業又は土石製品製造業
	奈良	葛城	肺がん	-	その他の窯業又は土石製品製造業		その他の各種窯業又は土石製品製造業
	奈良	葛城	肺がん	-	その他の窯業又は土石製品製造業		その他の各種窯業又は土石製品製造業
	奈良	葛城	肺がん	-	その他の窯業又は土石製品製造業		その他の各種窯業又は土石製品製造業
	奈良	葛城	肺がん	-	その他の窯業又は土石製品製造業		その他の各種窯業又は土石製品製造業
	奈良	葛城	肺がん	-	その他の窯業又は土石製品製造業		その他の各種窯業又は土石製品製造業
新法		葛城	肺がん	-	その他の窯業又は土石製品製造業	1001	(*/16*/17性素木入は上4 衣田衣足木
	奈良	葛城	肺がん	-	その他の窯業又は土石製品製造業		
労災		葛城	中皮腫	-	その他の窯業又は土石製品製造業	4907	その他の各種窯業又は土石製品製造業
労災		葛城	中皮腫		その他の窯業又は土石製品製造業		その他の各種窯業又は土石製品製造業
	奈良	葛城	中皮腫	-	その他の窯業又は土石製品製造業		その他の各種窯業又は土石製品製造業
労災		葛城			その他の窯業又は土石製品製造業		その他の各種窯業又は土石製品製造業
労災	本以	葛城			その他の窯業又は土石製品製造業		その他の各種窯業又は土石製品製造業
新法		葛城	中皮腫	-	その他の窯業又は土石製品製造業	4307	C*/10*/ 行性赤木人は上4 袋吅袋坦禾
新法		倉 敷	中反腫 肺がん	-	その他の窯業又は土石製品製造業		
		店 佐賀	肺がん		その他の窯業又は土石製品製造業		
		佐賀	中皮腫		その他の窯業又は土石製品製造業	4907	その他の各種窯業又は土石製品製造業
新法		佐賀	中皮腫		その他の窯業又は土石製品製造業	4507	C*/15*/行性赤木人は上4 袋田袋坦禾
		長崎	肺がん		その他の窯業又は土石製品製造業		
	東京	三田	中皮腫		機械器具製造業	5611	 各種機械又は同部分品製造修理業
新法		富山	石綿肺		機械器具製造業	5011	TEWM人は門即月即农足形任未
		尼崎	中皮腫	-	機械器具製造業		
新法		<u> </u>	中皮腫	-	機械器具製造業		
労災		八 千葉	中皮腫	-	輸送用機械器具製造業	5901	自動車製造業
カ火	1米	1 米	[下)又厘	00	+ 開心川() () () () () () () () () () () () () (2001	口知干水坦木

種別	局名	署名	疾患名		事業の種類		事業の種類の細目
新法	東京	足立	肺がん	58	輸送用機械器具製造業		
		足立	石綿肺		輸送用機械器具製造業		
労災	長野	長野	肺がん		輸送用機械器具製造業		
労災	長野	長野	肺がん	58	輸送用機械器具製造業		
新法	長野	長野	肺がん	58	輸送用機械器具製造業		
新法	長野	長野	肺がん	58	輸送用機械器具製造業		
	長野	長野	肺がん		輸送用機械器具製造業		
労災	長野	長野	中皮腫	58	輸送用機械器具製造業		
新法	愛知	豊田	中皮腫	58	輸送用機械器具製造業		
労災	大阪	淀川	中皮腫	58	輸送用機械器具製造業	5801	自動車製造業
労災	兵庫	尼崎	中皮腫	58	輸送用機械器具製造業		
労災	広島	三原	中皮腫	58	輸送用機械器具製造業	5802	鉄道車両製造業
労災	神奈川	鶴見	中皮腫	59	船舶製造又は修理業		
労災	兵庫	相生	肺がん	59	船舶製造又は修理業		
	岡山	玉野	肺がん	59	船舶製造又は修理業		
	広島	広島中央	中皮腫	59	船舶製造又は修理業		
新法	広島	呉	中皮腫	59	船舶製造又は修理業		
		尾道	中皮腫		船舶製造又は修理業		
	長崎	長崎	中皮腫		船舶製造又は修理業		
	長崎	長崎	中皮腫		船舶製造又は修理業		
	長崎	佐世保	肺がん		船舶製造又は修理業		
労災	長崎	佐世保	中皮腫	59	船舶製造又は修理業		
労災	長崎	佐世保	中皮腫	59	船舶製造又は修理業		
労災	神奈川	鶴見	肺がん	61	その他の製造業		
労災	神奈川	横浜北	中皮腫	61	その他の製造業		
新法	神奈川	厚木	中皮腫	61	その他の製造業		
新法	神奈川	厚木	中皮腫	61	その他の製造業		
労災	静岡	磐田	肺がん	61	その他の製造業	6116	その他の各種製造業
新法	広島	広島中央	中皮腫	61	その他の製造業		
労災	山口	宇部	肺がん	66	コンクリート製造業	6601	コンクリート製造業
労災	山口	宇部	中皮腫	66	コンクリート製造業	6601	コンクリート製造業
労災	佐賀	佐賀	その他	66	コンクリート製造業	6601	コンクリート製造業
労災	大阪	堺	肺がん	72	貨物取扱事業(73港湾貨物取扱事業 及び74港湾荷役事業を除く。)	7201	停車場、倉庫、工場、道路等における貨物取扱いの事業
新法	兵庫	神戸東	中皮腫	74	港湾荷役事業		
		岡山	中皮腫		電気、ガス、水道又は熱供給の事業		
	神奈川	川崎南	中皮腫	91	清掃、火葬又はと畜の事業	9101	清掃業
		横須賀	中皮腫	91	清掃、火葬又はと畜の事業		清掃業
	富山	富山			清掃、火葬又はと畜の事業		清掃業
	大阪	大阪中央		94	その他の各種事業	9416	前各項に該当しない「その他各種事業」
		淀川	中皮腫		その他の各種事業		前各項に該当しない「その他各種事業」
	山口	徳山	中皮腫	94	その他の各種事業		洗濯、洗張又は染物の事業
	福岡	北九州東			その他の各種事業		
新法	兵庫	西宮	中皮腫	98	卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業		
J. 1 1-1	- */ 1						1

膜プラーク、石綿小体、石綿繊維)が必須とされており、死亡後5年(カルテの義務的保存年数)以上を経過した事案では明かな石綿ばく露があっても、「カルテもレントゲン写真もないためにやむを得ず不支給」という不条理なケースが続発すると指摘されていたことが、現実になっているのではないかとみられる。

④ 中皮腫では、52件(82.5%)が「ばく露作業歴なし」を理由として不支給となっている。業種の記入があったのがわずかに7件あった。「ビルメンテナンス」男性(仙台署)、「繊維工業又は繊維製品製造業」女性(亀戸署)、「電機機械器具製造業」男性(三鷹署)、「卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業」男性(三鷹署)、「建築事業」

男性(観音寺署)、「貨物取扱事業 | 男性(高知 署)、「鋳物業 | 男性(高知署)と、全国的に見る といずれも中皮腫認定事例のある業種であって も、個別に「ばく露作業歴なし」とされていること になる。労災経過簿においては、「ばく露作業歴 なし | などは 「認定基準非該当 | とコード化され るのでこうした検討はできないが、新法事案と合 わせて、これまでの認定事例を参考に、業務外と された事案のばく露歴を再精査するべきではな いだろうか。関西センターでも、原処分でばく露 歴なしとされ不支給とされた中皮腫事案が、審 **香請求でばく露歴が確認され原処分取消しとさ** れた例を経験している。このケースは、空調機器 メーカーのメンテナンス作業員が出先の建築物 内の作業現場でばく露があった可能性を原処 分庁が見逃していたものだった。

春までの公表を大臣が明言

毎日新聞の報道を受けて翌12月4日、閣議のぶら下がり会見で舛添厚労大臣は、記者の質問に次のように答えた(ただし、記者の質問は明らかに不正確。「名前を公表した」わけではない)(http://www.mhlw.go.jp/kaiken/daijin/2007/12/k1204.html)。

- (記者) アスベストの被害があった事業所の名前を民間の市民団体が情報公開請求を使って公表しましたけれども、厚生労働省としてあらためて公表するという考えは。
- (大臣) これはもの凄い数だそうです。いろんな 事業所がありますから、今一所懸命集計をさせ て、できるだけ早く出したいということで、その指 示で今作業をさせております。

さらに、同日午前中の参議院厚生労働委員会 で、足立信也議員が大臣に決断を迫った

○足立信也君 …中略…頑張ってやられたわけです。それに毎日新聞の取材、これ加えて新たに分かったことで非常に重要なことがあるんですよ。それを三点申し上げます。

表13 新法業務外事案の業務外理由

【肺がん】			
コード		件数	%
1	労働者非該当	5	1.7
2	ばく露作業歴なし	13	4.4
3	ばく露作業歴不足	3	1.0
4	医学的所見なし	135	46.1
5	医学的資料なし	88	30.0
7	その他	3	1.0
1,4		2	0.7
2,4		5	1.7
2,4,5		1	0.3
2,5		2	0.7
3,4		4	1.4
3,5		6	2.0
3,7		1	0.3
4,5		15	5.1
記入なし		10	3.4
計		293	100
【中皮腫】			
コード		件数	%
1	労働者非該当	4	6.3
2	ばく露作業歴なし	52	82.5
3	ばく露作業歴不足	1	1.6
7	その他	3	4.8
記入なし		3	4.8
計		63	100

一つは、過去には知られていなかった業種があるということです。例えば、製紙、印刷、家具製造、航空機製造。金融機関もあります。二番目に、国際的な文献的には知られていますが日本では労災認定されてこなかった業種、これがあります。文献的にはもう知られていることです。例えば、製鉄、化学、鉄道車両製造、自動車製造。三番目が、今まで認識されていた、危険性が高いと知られていた石綿を直接製造する、あるいは造船業、建築業で非常に認定者が多いということです。これ、認定者が非常に多いということ



12月4日、参議院厚生労働委員会で質問する 足立信也参議院議員(左)と 答弁する舛添厚生労働大臣(右、NHK首都圏ニュース)

は、暴露量が多いということです。つまり、周辺の 住民もかなり暴露している可能性があるというこ とです。だから、公表する必要がある。この三点 が非常に大きい要素だと、私はこの分析の結果 でそう見ました。

そこで、今まで公表されてこなかった。では、 厚生労働省としては、実際に発生している、認定 が非常に多い地域の自治体あるいは保健所あ るいはその当該地域の医師、これ、診断のため には非常に有意義な情報だと思いますよ、早期 発見のためにも、その人たちに情報は伝えてい るんですか。

〇政府参考人(青木豊君) 平成17年度に公表し た石綿の暴露作業についての労災認定事業場 の情報につきましては、公表以来、継続して厚生 労働省のホームページに掲載しておりまして、自 治体や医師に限定することなく、広く国民への周 知を図っているところでございます。

なお、それぞれ医療機関や医師に対しても、 先ほど申し上げましたようなリーフレットや専門図 書、あるいは研修なども実施いたしまして、石綿 関連疾患の診断を的確に行われるようにするこ ととしているところでございます。

〇足立信也君 今お答えになったのは一般論で あって、この地域のこの事業場は非常に多いと いう情報がやはり大事なんですよ。そのことが、 例えば自治体がやる地域住民の健康診断にも 直結するでしょうし、その地域にいる医師のやっ ぱり啓蒙にもなるでしょう。私たちは学生のときか ら中皮腫を見たらアスベストを考えろというふう



に教わってきました。でも、そう思っていない人た ちも、医師も結構いるんですよね。個別にやはり その事業場、この地域には発生が多いんですよ ということを伝える、具体の例を伝える、このこと が一般論ではなくて大事だと私は思っています し、それは間違いないことだと思いますよ。

そこで、最後に大臣にお聞きするわけですけ れども、2002年の418人の問題、そして大臣は 今、相当あのとき何やっていたんだろうかなと疑 間を持たれていると思います。とすれば、現時点 で石綿による労災認定された方々がこれだけ増 えている、事業所を公表していない、このことは 多分、後代になると、2007年何やっていたんだと いう話に私はなると思いますよ。

そして、大事なポイントは、昨年できた新法で、 2001年以前に死亡した方が新法による時効救 済が申請できるのはあと1年4か月後までなんで すね。平成21年の3月までなんですよ。そこまで しか期間がないんですね。だとしたら、これを公 表して、自分がひょっとしてそこに関係しているん じゃないか、あるいは以前亡くなった方がそれが 原因だったのではないかというのは少なくとも一 年掛かると思いますよ。ということは、もうタイムリ ミットになっているということですよ。

そして、2007年時点で日本が何やっていたと 後世の人に言われないように、また、私は度々こ の問題については言っているんですが、今後世 界で一番中皮腫あるいは石綿が原因の肺がん が発生してくるのは中国ですよ、間違いなく、使 は事業所名を公表せず、 が判明。しかし、厚労省 所で労災があったこと 全国520以上の事業 まで知られていなかった 開示請求によって、これ 患者支援団体による情報 白綿被害を巡っては、 F計中だ」と説明した。 くさんあるので、今、集 綿労災などの認定は)た

また、この日の参院厚

一災時効の救済申請期限が

うち、01年3月以前に死

石綿健康被害救済法の

亡した人を対象にした労

月後の05年7月末と8月

|より広い 患者救済の妨 た

舛添厚労相は会見の中 公表を前提に「(石

げになる」と批判してい

者会見で「できるだけ早く公表するよう指示した」と述べ、早期に公表する

生労働省が非公表にしている問題で、

中皮腫や肺がんなどアスベスト(石綿)関連がんが発生した事業所名を厚

| 舛添要一厚労相は4日、閣議後の記

厚労相

方針を示した。また、この日の参院厚生労働委員会でも、この問題が取り

舛添厚労相は来春までに公表する意向を示した。

【大島秀利】

るが、膨大な数があるこ 添厚労相は「早急に調べ

ら2年間の石綿関連が

公表に伴い、05年度か

んの労災認定数は過去?

公表するよう求めた。舛 を持つように事業所名を とを挙げ、被害者が関心

> 数を公表した。 415事業所名と被害者

9年3月に迫っているこ 連がんで労災認定された

上げられ、

一ながら質問した。 の毎日新聞朝刊を紹介し 信也議員(民主)が非公 表問題などを報じた3日

い」と答えた。

生労働委員会では、

뫂

ボタショック」発覚しカ で中皮腫が多発した「ク の労働者と周辺住民の間 厚労省は、旧石綿工場

来年春までに実施した とを踏まえて、なんとか , に基づく 請求時効の救 78人が被害を認定さ 済分を含めると、計34 年の8倍に急増。救済法

2007年12月4日付毎日新聞夕刊

用量が圧倒的に多いですから。これに対して日 本がどういう対策を取ってきてどういう姿勢を示 してきたかというのは非常に私は大事だと思い ます、国際協力の意味でも。

その観点から、ここは大臣、やはり公表すべき ですよ。それが国民のためになりますよ。そのこ とを踏まえて大臣の決断をお願いしたいと思い ます。

○国務大臣(舛添要一君) 早急に調べて、できる だけ早くこれは公表したいと、そういう方向で指 示を出したいと思います。

そしてまた、中国、これは環境問題、いろんな 問題、今、石綿の問題もそうですが、ありますの

石綿労災

で、お隣の友好国としてでき るだけの支援をする、その ための前提としても私たち の経験を生かしたいと思い ます。

〇足立信也君 ありがとうござ います。

できるだけ早くとおっしゃ いました。先ほど具体的なタ イムスケジュールで私が申し 上げたのは平成21年、2009 年の3月までしか2001年以 前に亡くなられた方は申請で きない、このリミットがあるわ けです。とするならば、少なく とも1年以上はそのことに対 して皆さんが関心を持ち、申 請できる期間が必要です。

ということで、どれぐらいま でに、できるだけ早くというの は分かりますが、どれぐらい の見当でされていますか。

〇国務大臣(舛添要一君) 今の新法の請求期限もきち んと踏まえて考えないといけ ないですが、膨大な数の事 業所の数があるというような ことも踏まえまして、何とか来

年の春ぐらいまでには実現したい。これ何月何日 と、ちょっと今作業中でもあり明言できませんが、 そういう思いで頑張りたいと思います。

〇足立信也君 少なくとも申請の時効期限、申請 期限が切れる再来年の3月、それまでには1年以 上の申請期間があると、このことを確保していた だきたい、そのことをお願いします。

9月の全国安全センターの厚牛労働省交渉で厚 労省は、事業場名公表について、それまでの「検 討中」という回答をさらに後退させて、「公表しない ことにした」とまで言い切ったため非常に紛糾し、 出席した阿部知子衆院議員や川田龍平参院議

所長 名取雄司

員から、「犯罪的だ、徹底的に追及する」と迫られる事態となっていた。

これを受ける形で川田龍平議員が提出した質 間主意書(11月15日付)の「政府は、アスベストに関 する労働災害認定した事業場名について、2005 年度以降についても公表するべきではないか | と の質問に対して、政府は内閣総理大臣名の答弁 書で、「石綿ばく露作業に係る労災認定事業場の 情報の公表は、公表対象事業場でこれまで業務 に従事したことがある方に対し、石綿ばく露作業に 従事した可能性があることの注意喚起につながる ものであり、また、石綿ばく露作業に係る労災認定 事業場の周辺住民となるか否かの確認や関係省 庁及び地方公共団体等における石綿被害対策の 取組に役立つものであると考えていることから、石 綿健康被害救済法に基づく特別遺族給付金に係 る請求の促進という観点も踏まえ、平成17年度以 降に行われた石綿ばく露作業に係る労災認定事 業場の情報の公表に向けて検討を進めてまいりた い」と、前向きの見解を出すようにはなっていたが 具体的目処はまったくなかった。

参議院選挙における自民党の大敗という政治 情勢、国会議員からの追及という事態のなか厚労 省が公表を意識しだした、まさにその時期に毎日 新聞の特報記事が報道され、国会で一気に大臣 答弁を引き出すことができたと言えるだろう。

より意味のある公表にむけて

中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会、全国 安全センター、中皮腫・じん肺・アスベストセンターは 12月5日に、舛添厚労大臣に対して、以下の申し入 れを行った。

2007年12月5日

厚生労働大臣 舛添要一様

中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会会長代行 古川和子 全国労働安全衛生センター連絡会議 議長 天明佳臣 中皮腫・じん肺・アスベストセンター

要望書

平成17・18(2005~06)年度の中皮腫・肺がん・ 石綿関連疾患の労災認定事業場の情報公開を 求めます。

2005 (平成17) 年7月厚生労働省労働基準局労 災補償部労災補償課の事業所名公開により、周 辺住民で中皮腫や胸膜肥厚斑の原因がわからな かった方についてその理由が判明したり、同じ事 業所で過去に勤務していた中皮腫の方が原因に 気づいたりしました。特に肺がんの方は喫煙等が 原因とされてきた訳ですが、事業所に中皮腫の方 が発症していることを知り、自分の肺がんの原因に 気づき多くの方が、この2年間で数千人の方が労 災補償を受けられました。この際に国が開示に踏 み切った理由は3点あり、1) 周辺住民の方への適 切な情報提供、2) 過去に勤務していた方への情 報提供、3) 自治体にとり適切な健康対策を立てる ための情報提供でした。

厚生労働省のこの間の情報非開示を受けて、中皮腫・じん肺・アスベストセンターの運営委員が中心となり、2007年4月から47都道府県労働局に、平成17・18年度の「中皮腫・肺がんの労災認定事案」の情報公開を求めました。資料の多くは墨塗りで開示されているため、一部しか知りえませんが、重要な情報が得られてきました。しかし、本当に知りたい作業や曝露形態の情報は全く開示されていません。またこの情報は、国の機関である労働基準監督署のみ知る事実で、当該地域の保健関係者や自治体関係者も知らない情報である事も、極めて問題だと思います。

したがって、貴職におかれましては、

- 1) 平成17・18 (2005~06) 年度の中皮腫・肺がん・石綿関連疾患の労災認定事業場の情報公開を早急に実施されるよう、また、開示時期を明らかにされること
- 2) 公表事例が少ない産業及び職種では石綿 曝露形態と使用石綿製品の情報を所轄監督 署・労働局から収集し開示すること。
- 3) 開示疾患別件数の対象疾患に石綿肺・合併

症を含めること。

- 4) 建設業においては労災認定事業場と所属事業場が異なることが多いが、所属事業場について明らかにすることは、ともに働いていた労働者等に対しては公表の意義があるので、従来どおり公表すること。同時に、元請事業場名となる場合は、直接所属事業場名についても公表すること。
- 5) 製造業など常態的にその事業場で就労を 行っている場合が多い構内下請労働者、派遣 労働者の場合は、元請事業場名や派遣先事業 場名も合わせて公表すること。
- 6) 死亡年度別の、男女別・都道府県別の認定 件数を公表すること。
- 7) 石綿ばく露状況について、職種とばく露状況 をよりわかりやすくすること。

を要望いたします。

かくして2005年度以降の労災認定事業場が公 表されることが明確になったとはいえ、内容的に「春 まで」かかるものとは到底考えられない。厚労省が またしても非公表、限定公表へと方針転換をするこ とも考えられないことではない。政府・厚労省に対し て、以下の諸点をポイントとしながら、迅速な公表と より意味のある情報開示を強く求めていきたい。

第1に、事業場名ともに、所在地住所を公表することである。また、開示対象疾患に石綿によるじん肺・合併症を含めることも、石綿被害の全体像を明らかにするために重要である。

第2に、処理経過簿における死亡事案の死亡年 月の公表である。これによって、中皮腫のその年の 死亡数と比較することで、中皮腫死亡者の救済率 がより正確に推定することができる。認定件数は増 えたが、過去分を含めて、きちんと救済できているの か?。石綿新法における労災以外の認定事案と合 わせて分析することが、クボタショック以降の救済対 策の政策評価にとって、不可欠である。

第3に、処理経過簿における業務外事案の分析である。前述したように、新法の肺がんでは、業務上件数が業務外件数を下回っており、業務外理由の約3分の1が「医学資料なし」のみであることが判明している。石綿製品製造業に勤務していて同僚に多数の被害者が出ていたとしても、資料がないだけで不支給といった、極端な事例も発生しているとみられ、早急な認定基準の改善が求められている。その意味でも、業務外事案の詳細な検討が必要である。

労災認定事業場の公表を強く主張してきたアスベストセンター・名取雄司所長の話

- ——2005年クボタショック後に労災認定事業場名が公表されました。どのように思われましたか?
- 【名取】 2005年7月に、中皮腫・じん肺・アスベストセンターとして緊急に要望した事でしたので、過去の従業員のためになり、工場周辺の住民のためになり、地域の保健医療行政のためになる開示を決断した、厚生労働省労災補償課に感謝しました。
- ――厚労省発行の「石綿ばく露歴把握のための手引」(2006年10月)の作成に協力されています。そのとき 過去の労災認定事例に基づく情報はどのように活用されたのでしょうか。
- 【名取】過去の労災認定事例の詳細例は、過去の報道公開事例に限定する事になりました。ですから過去で前例がない事例は報道して頂くしかないことになりました。もちろん労災認定事業場名の公表例は、資料として巻末に掲載させて頂きました。
- ――「処理経過簿 |の存在と「一部開示情報 |の重要性に気づかれたのはいつ頃からですか?
- 【名取】 関西安全センターの8月末頃のニュースで、「一部開示情報」の中の業種の開示を知った時です。 これは極めて重要な請求であることに気づき、片岡さんに電話をかけた時でしょう。
- ――この問題を取り上げるために集中して取り組まれ、大臣答弁を引き出すことができました。ただ、わたしたちもこれまで決め手が無く結局、2年度分まるまる隠蔽されてきました。そのへんのことを含めて感想と今

第4に、具体的な石綿ばく露状況に関する情報 開示である。どのような場面、職種でばく露したの か、多くの事案の情報を公表していくことが大切だ。 労基署のずさんな調査で「ばく露が確認できない」 と安易に業務外とされている中皮腫事案が相当数 あるとみられ、情報開示が急務である。

第5に、わかりやすく利用しやすい情報の提供である。なにしろ数が膨大になっており、患者・家族、医療・公衆衛生関係者、NGO、そして労基署職員の便宜を最大限に図ることが重要だ。労災認定事業場の公表と合わせてばく露情報の詳細を本省レベルでまとめ、厚労省が発行している「石綿ばくろ歴把握のための手引き」の大幅増補などを行うことやデータベース化して一般に供するべきである。

今後、こうした点を踏まえ大臣答弁に従った早期 公表を実現させるべく積極的に取り組んでいきたい。

疫学調査実施、 企業・産業保健従事者の 被害通知のための法整備を

政府・厚労省など認定や対策に実施権限をもつ 当局が、石綿被害を発生させたり、発生させる可 能性がある事業場、場所(吹き付け石綿のある建物、除去工事実施建築物)の情報を公開することは、石綿対策の基本にならなければならないはずである。しかし、労災認定事業場未公表問題をめぐる経緯に端的に示されるように、クボタショック後の当局の取り組みの基本姿勢は徐々に悪くなってきている。未公表問題については開示への方針転換が図られることになったとはいえ、政府・厚労省とともに、被害を発生させた当事者である企業、事業者の姿勢・責任も、あらためて問題にされなければならない。

「情報公開」「被害の実態・全容解明」に向けた 取り組みを、企業と政府に行わせていくことは、私た ちの重要な課題である。

石綿被害の実態調査について、事業場周辺被害については、環境省の「石綿の健康影響に関する検討会」が全く不十分ながらフォローしているが、事業場の疫学調査については、厚労省、当該企業ともまったくやる気がない。

やる気を出した日本産業衛生学会がクボタ旧神崎工場の疫学調査実施を厚労省に申し入れたが、厚労省はこれを断ったというのであるから呆れ果てる。多数の石綿被害を出し、周りにも大迷惑を

後の取り組みについての抱負は?

【名取】本来石綿を扱った使用企業は1950年代から従業員に伝えないといけない石綿リスクの情報を伝えなかった、その負債。個々の企業が50年近く十分関係者に伝えなかった負の財産があったという事です。1975年には、労働省は特化則関連調査で個別企業情報を知っていたので、当然そこで十分周知していれば、補償・救済された人がかなり多かったと思います。今後でいうと、3月までに公開される情報の内容を把握して、石綿新法の改正に是非つなげたいと思います。



名取雄司・アスベストセンター所長(12月3日記者会見 NHK首都圏ニュース)

特に今まで報告のない、もしくは少ない石綿製品と石綿作業の詳細は、厚労省として監督署及び労働局から情報を収集して頂きたいと強く願います。発病や残念ながら死亡された「年月」の情報については、補償・救済を年度別に把握して政策決定するために是非とも必要でしょう。今後も前年の認定情報を開示するのが当然の、21世紀型の日本に早くなってほしいと思っています。

かけた石綿関連企業で、退職者や周辺住民の健康診断は行っても、専門家に疫学調査をさせるところはどこにもない。「企業の社会的責任」ということを言い、見栄えのするCSR報告書を発行しても、石綿被害についての社会的責任の認識レベルは低次元に止まっているのである。

労災認定事業場の未公表問題の根っこのところには、ひとことでいえば、「臭いものにはふた」意識がある。この際、こうした意識を根底からなくしてしまう努力が必要である。

石綿被害の実態がようやく明らかになりつつあり、 また、将来の被害発生が確実視される今、①石綿 被害を多発している企業や事業場を対象とした疫 学調査の実施、②企業・産業保健従事者が職域石 綿被害情報を自治体・保健行政担当部局へ通知 する制度の確立、③石綿被害の歴史を教訓として ①②を義務化する法改正、を実現するべきである。

政府・厚労省の徹底批判を

クボタショックから2年間、労災認定事業場を公 表してこなかった影響は大きい。

大切な情報を厚労省が隠し、企業は情報開示をせず、ほとんどのマスコミはネタをもらえないので報道せず、被害者にまたしても社会的孤立の暗闇を歩かそうというのだろうか。国会での大臣答弁があってからも厚労省の意識は低く、動きは鈍い。徹底的に批判しなければならない。

企業・事業者の情報開示の進展についてはマスコミの努力に追うところが大きいが、労災認定事業場情報未公表問題をめぐる12月3日の毎日新聞の特報以降、石綿被害情報に関する報道がいくつか続いている

【2007年12月4日毎日新聞朝刊】

石綿労災・米軍基地79人申請 旧施設庁雇用 厚労省は公表拒否

「05~06年度にアスベスト(石綿)による労災や時効救済が認定された事業所情報の中に、沖縄県

や神奈川県の米軍基地で働く労働者を事業主として雇用した防衛省(旧防衛施設庁)の施設とデータが含まれていることが分かった。防衛省は同期間、労災申請時に必要な事業主証明を計79人分発行したことを認めた。しかし、厚生労働省は事業所名などを非公表とし、認定者数などのデータ公表も拒否している。民間だけでなく、雇用責任がある政府機関の被害実態を明らかにしない厚労省の姿勢に、批判が出ている。

米軍基地では耐火材の石綿が艦船などに使われ、修理した労働者らが石綿がんにかかっている。 患者支援団体「中皮腫・じん肺・アスベストセンター」 (東京都江東区)が入手した開示情報の分析では▽横須賀労働基準監督署(神奈川県)では「船舶製造・修理業」で31人▽基地作業に関係しうる「その他の各種事業」で16人が、それぞれ中皮腫や肺がんなどで認定された。沖縄、那覇労基署でも計11人が認定。これらが防衛省と関係する可能性があると想定した。

防衛省は取材に、石綿関連で05~06年、事業主証明を横須賀で38人、岩国(山口県)で1人、沖縄労働局内で40人に発行した、と回答した。一方、神奈川労働局は「防衛省の横須賀での事業主証明の大半は、船舶修理業に該当する。認定数などは一般事業所名と同様に言えない」と説明。沖縄労働局も回答していない。

【大島秀利、曽根田和久】」

すでに大臣答弁があり方針転換がなされ、かつ、政府部内の申請、認定状況のため情報も正確に把握できているにもかかわらず、厚労省は情報公開を拒んでいる。

毎日新聞の分析が的を射ているとすれば、横須賀と沖縄の基地関係で50名程度の認定者を出していることになり、あらためて驚くべき数字と言わなければならない。

積極的に認定情報を公表することが、潜在被害者の掘り起こしにつながる可能性はきわめて高い。なにしろ、こうした2年間の申請者、認定者そのものが、クボタショック以降の情報公開の賜物なのである。政府・厚労省は、できるところからはじめていくとい

う当たり前のことが未だにできないのである。

国鉄清算事業本部の資料

政府関係でも、旧国鉄での被害補償を担 当している独立行政法人鉄道建設・運輸施 設整備支援機構国鉄清算事業本部は、事 業場ごとの認定者数をすでに公表している (表14)。政府交渉の場で国交省に要求し て実現したものだが、政府関係での被害状 況は政府全体でまとめ、率先して公表してい くべきものである。これができていないことが まず問題なのである。

社会保険庁の資料

船員の石綿被害については、船員保険を 所管する社会保険庁が情報を把握してい る。しかし、社会保険庁はいまだに石綿被 害についての総括的な情報を把握しておら ず、私たちの開示請求に対して該当資料が ないとして「とりあえずある資料をお渡ししま す」ということになった。送られてきた資料は、 ①2006年8月30日付「船員健康管理手帳の 申請・交付件数都道府県別一覧」「職務上 給付申請,決定,不支給件数都道府県別一

覧」「職務上遺族年金申請·決定·不支給件数都 道府県別一覧 |、②2007年+6月28日付「アスベスト 関連遺族裁定請求書受付決定状況」(都道府県 別)だった。①②をまとめたのが表15で、次のことが わかった。

(1) 2006年8月30日時点で、船員健康管理手帳の 交付件数が310件であり、療養中の患者につい ては20件、死亡については17件の労災認定が 行われていた。ただし、「20件」と「17件」にだぶ りがあるのかどうかは不明。船員健康管理手帳 制度とは、クボタショックの少し前から船員の被 害が顕在化してきたことを受け、クボタショック後 の対策として、2005年12月15日から労働安全衛 生法による健康管理手帳に準じる制度を開始し

船室の隔壁などに石綿 どで石綿が舞ったこと が使われ、補修作業な一出したのが05年。報道 室のボイラーや配管、 康管理手帳が交付された人も400人を超え、被害の拡大が懸念さ 年余りで8・5倍になった。また、石綿関連の病変があり、船員健 求で分かった。05年夏に公表された船員の石綿死認定は4人で、2 船舶ではかつて機関 元船員が、少なくとも34人いることが、患者支援団体の情報開示請 アスベスト(石綿)を吸引し中皮腫などで死亡し労災認定された 労災に気付かない人のため船会社や疾病名の

公 一く、政府が対策を打ち に出たのが比較的遅 などで知った船員経験 205 年年 間か 、明るみ でら |アスベストセンター| --る。 したのが要因とみられ (東京都江東区) が、 「中皮腫・じん肺・ の人数や病名は把握し 中の人も含めた認定者 3人――などだった。 16人、神戸、長崎が各 に労災認定で遺族給付 と、07年6月28日まで た。同センターによる 険庁に情報開示請求し | 前は今は言えない」と | っている。 相談はアス 東京社会保険事務局が 者を含め34人。 内訳は たのは05年公表の対象 (遺族補償) 決定が出 ただ、社保庁は「治療 綿を大量に吸引しリス 「られない船員らも、 人に達した。病変が見 一前から導入した船員健 一の定期健診のため2年 んでいる。 07年11月までに418 して、詳細な説明を拒 康管理手帳の交付者は 連病変が見つかった人 胸膜肥厚斑など石綿関 方、国土交通省が、

ト疾患・患者と家族の一「中皮腫・アスベス

1.202). ベスト被害フリーダイ

ヤル (0120・63

れる。支援団体は、

による健康被害が出て

者やその家族らが急増

船員保険を扱う社会保

ていない。

船会社の名

クを抱えている恐れも

保庁は詳細な情報を早 的な被害者は多く、

く公表するべきだ。

だけで5人おり、

が気付き始めた。

んも私が最近把握した ら表面化したが、 の認定は中皮腫患者か の話 船員の石綿労災会」の古川和子副会長

肺が

生していることが分か 事業所で石綿労災が発 塗り記録を入手。 3478人分の一部里 で新たに520以上の 働基準監督署が認定し 求で、05~06年度に労 国47労働局への開示請 た石綿労災と時効救済 同センターは既に 分析

2008年1月7日付毎日新聞

たもので、所管は国土交通省、現在の担当は運 行労務課。手帳の申請は各地方運輸局等の窓 口で行っている。なお、運行労務課によれば、健 康管理手帳の2007年12月14日時点の交付件数

表14 元国鉄職員に対するアスベストを起因とする 業務災害補償等認定実績

(1) 業務災害補償等認定状況

(平成19年11月9日現在)

認定者数	124	(42)
不認定者数	58	(27)
審査中	46	(24)
計	228	(93)

※()内の数字は救済新法に係る内訳数

安全センター情報2008年1.2月号 65

(2) 所属職場及び疾病別認定実績(平成19年11月9日現在)

			認定者数				
所属職場	都道府県	石綿肺	肺がん	中皮腫	びまん性胸膜 肥厚	認定。 ()内は認定時	
札幌客貨車区	北海道			1	1	2	(1)
釧路機関区	北海道			1	ĺ	1	(0)
池田機関区	北海道			1	ĺ	1	(1)
釧路工場	北海道			1		1	(1)
函館船員区	北海道		2	3		5	(3)
苗穂工場	北海道	2	5	3	6	16	(7)
盛岡工場	岩手県		_	1		1	(1)
土崎工場	秋田県		3	1	2	6	(3)
原ノ町機関区	宮城県	1			_	1	(0)
福島機関区	福島県			1		1	(1)
小山電車区	栃木県		1			1	(0)
大宮工場	埼玉県		-	2		2	(1)
品川電車区	東京都			1		1	(1)
品川電力区	東京都			1	1	1	(0)
品川客車区	東京都	1			1	1	(0)
大井工場	東京都	1		2		2	(2)
武蔵野電気区	東京都			1		1	(1)
八王子機関区	東京都			1		1	(1)
大船工場	神奈川県	1		5		6	(5)
横浜機関区	神奈川県	1	1	<u> </u>		+	
新鶴見機関区			1	1		1	(1)
F71177 - F117 7 F	神奈川県		1	1		1 2	(1)
新津工場	新潟県		1	1	1		
長野工場	長野県	1	3	4	1	8	(8)
篠ノ井機関区		1		1		1	(0)
木曽福島機関区	長野県			1		1	(1)
長野運転所	長野県	2		1		1	(1)
浜松工場	静岡県	2		3	2	7	(4)
向日町運転所	京都府			1		1	(0)
吹田工場	大阪府			2		2	(2)
吹田機関区	大阪府		1			1	(0)
吹田第一機関区	大阪府		1			1	(1)
鷹取工場	兵庫県		1	4		5	(3)
鷹取機関区	兵庫県		1	1		2	(2)
姫路第二機関区	兵庫県		1			1	(1)
和歌山機関区	和歌山県	1				1	(0)
後藤工場	鳥取県		2	1	1	4	(2)
岡山機関区	岡山県		1	1		2	(2)
糸崎機関区	広島県			1		1	(1)
広島工場	広島県			3		3	(2)
岩国機関区	山口県		1			1	(1)
中国地方自動車局	山口県		1			1	(0)
幡生工場	山口県			1		1	(0)
多度津工場	香川県			2		2	(1)
佐川自動車営業所	高知県			1		1	(1)
小倉工場	福岡県		1	3		4	(2)
長崎客貨車区	長崎県		1			1	(1)
山鹿自動車営業所	熊本県			1		1	(0)
南延岡機関区	宮崎県		1			1	(1)
鹿児島機関区	鹿児島県			1		1	(0)
その他			1	11	1	13	(10)
計		9	30	70	15	124	(80)

(3) 健康診断受診及び健康管理手帳交付実績

ア. 健康診断受診 (平成19年11月9日現在)

承認者数		889
受診者数		630
有所見者	数	124

イ. 健康管理手帳(平成19年11月9日現在)

交付希望者数	211
手帳交付者数	162

[※]交付者数は、平成19年10月末現在で厚生労働省からの通知 による。

ウ. 所属職場別健康管理手帳交付者

(平成19年11月9日現在)

所属職場	交付者数
苗穂工場	11
釧路車両所	3
苗穂機関区	1
長万部機関区	1
青函船員区	1
函館運転所	1
旭川車両センター	3
稚内機関区	1
釧路機関区	2
旭川客貨車区	1
五稜郭車両所	1
弘前運転区	2
仙台工場	1
古川駅	1
長町レールセンター	2
郡山工場	4
郡山運転所	1
新潟車両センター	1
直江津機関区	1
象潟自動車営業所	1
大宮車両所	1
大宮工場	6
尾久機関区	1
武蔵野機関区	1

大王子機関区 東京機関区 東京機関区 大井工場 長野工場 接上工場 名古屋第一機関区 名古屋第一機関区 名古屋工場 名古屋工場 名古屋大場 名声を表 名声を表 名声を表 名声を表 名声を表 名声を表 名声を表 名声を表 名声を表 名声を表 京市の所 名声を表 名声を表 名声を表 京市の所 名声を表 名声を表 京市の所 名声を表 京市の所 名声を表 京市の所 名声を表 京市の所 名声を表 京市の高 京市の市 名声を表 京市の高	新橋自動車営業所	1
東京機関区 大井工場 6 長野工場 5 浜松工場 12 名古屋第一機関区 1 名古屋第一機関区 1 名古屋機械区 1 名古屋機械区 1 松任工場 高槻電車区 1 王寺駅 1 大阪第一運転所 腐取工場 4 大阪運転区 1 米子機関区 1 岡山機関区 1 岡山機関区 1 高松駅 5 松山自動車営業所 1 高松駅 1 後藤工場 7 広島車両所 7 広島工場 5 広島機関区 2 三次運転区 1 岩国機関区 2 岩国機関区 2 岩国機関区 2 岩国機関区 2 岩国機関区 2 岩国機関区 2 岩国機関区 2 岩国機関区 2 岩国・動車営業所 1 幡生工場 2 博多総合車両部 1 熊本機関区 1 宮崎機関区 1		
大井工場 5 長野工場 5 浜松工場 12 名古屋第一機関区 1 名古屋代検区 1 松任工場 8 向日町運転所 1 高槻電車区 1 王寺駅 1 大阪第一運転所 1 鷹取工場 4 大阪運転区 1 砂度津工場 5 松山自動車営業所 1 養藤工場 7 広島平両所 7 広島機関区 2 三次運転区 1 岩国機関区 2 岩国機関区 2 村多総合車両部 2 小倉工場 1 熊本機関区 1 宮崎機関区 1 宮崎機関区 1 西鹿児島工場 1 その他 10		
長野工場 12 名古屋第一機関区 1 名古屋工場 1 名古屋機械区 1 松任工場 8 向日町運転所 1 高槻電車区 1 王寺駅 1 大阪第一運転所 1 鷹取工場 4 大阪運転区 1 米子機関区 1 固山機関区 1 多度津工場 5 松山自動車営業所 1 養藤工場 7 広島工場 5 広島機関区 2 三次運転区 1 岩国機関区 2 岩国機関区 2 岩国自動車営業所 1 幡生工場 2 博多総合車両部 2 小倉工場 1 熊本機関区 1 宮崎機関区 1 西鹿児島工場 1 その他 10		_
浜松工場 12 名古屋第一機関区 1 名古屋工場 1 名古屋機械区 1 松任工場 8 向日町運転所 1 高槻電車区 1 王寺駅 1 大阪第一運転所 1 鷹取工場 4 大阪運転区 1 多度津工場 5 松山自動車営業所 1 高松駅 7 広島車両所 7 広島機関区 2 三次運転区 1 岩国機関区 2 岩国機関区 2 岩国機関区 2 場外倉工場 2 東小倉駅 1 熊本機関区 1 宮崎機関区 1 宮崎機関区 1 西鹿児島工場 1 その他 10		
名古屋第一機関区 1 名古屋工場 1 名古屋機械区 1 松任工場 8 向日町運転所 1 高槻電車区 1 王寺駅 1 大阪第一運転所 1 鷹取工場 4 大阪運転区 1 砂度津工場 5 松山自動車営業所 1 高松駅 7 広島車両所 7 広島機関区 2 三次運転区 1 岩国機関区 2 岩国自動車営業所 1 幡生工場 2 博多総合車両部 2 小倉工場 1 東小倉駅 1 熊本機関区 1 宮崎機関区 1 西鹿児島工場 1 その他 10		
名古屋工場 1 名古屋機械区 1 松任工場 8 向日町運転所 1 高槻電車区 1 王寺駅 1 大阪第一運転所 1 鷹取工場 4 大阪運転区 1 ※子機関区 1 岡山機関区 1 多度津工場 5 松山自動車営業所 1 養藤工場 7 広島準関区 2 三次運転区 1 岩国機関区 2 岩国自動車営業所 1 幡生工場 2 博多総合車両部 2 小倉工場 1 東小倉駅 1 熊本機関区 1 宮崎機関区 1 宮崎機関区 1 西鹿児島工場 1 その他 10		
名古屋機械区 1 松任工場 8 向日町運転所 1 高槻電車区 1 王寺駅 1 大阪第一運転所 1 鷹取工場 4 大阪運転区 1 米子機関区 1 岡山機関区 1 多度津工場 5 松山自動車営業所 1 養藤工場 7 広島機関区 2 三次運転区 1 岩国機関区 2 岩国機関区 2 村倉工場 1 東小倉駅 1 熊本機関区 1 宮崎機関区 1 西鹿児島工場 1 での他 10		_
松任工場 8 向日町運転所 1 高槻電車区 1 王寺駅 1 大阪第一運転所 1 鷹取工場 4 大阪運転区 1 米子機関区 1 岡山機関区 1 多度津工場 5 松山自動車営業所 1 高松駅 7 広島車両所 7 広島機関区 2 三次運転区 1 岩国機関区 2 岩国機関区 2 場上場 2 中多総合車両部 2 小倉工場 15 東小倉駅 1 熊本機関区 1 宮崎機関区 1 西鹿児島工場 1 その他 10		_
向日町運転所 1 高槻電車区 1 王寺駅 1 大阪第一運転所 1 鷹取工場 4 大阪運転区 1 米子機関区 1 岡山機関区 1 多度津工場 5 松山自動車営業所 1 高松駅 7 広島車両所 7 広島機関区 2 三次運転区 1 岩国機関区 2 岩国機関区 2 岩国自動車営業所 1 幡生工場 2 博多総合車両部 2 小倉工場 1 熊本機関区 1 宮崎機関区 1 西鹿児島工場 1 その他 10		
高槻電車区 1 王寺駅 1 大阪第一運転所 1 鷹取工場 4 大阪運転区 1 米子機関区 1 岡山機関区 1 多度津工場 5 松山自動車営業所 1 高松駅 7 広島車両所 7 広島機関区 2 三次運転区 1 岩国機関区 2 岩国機関区 2 岩国自動車営業所 1 幡生工場 2 博多総合車両部 2 小倉工場 1 熊本機関区 1 宮崎機関区 1 西鹿児島工場 1 その他 10		_
王寺駅 1 大阪第一運転所 1 鷹取工場 4 大阪運転区 1 米子機関区 1 岡山機関区 1 多度津工場 5 松山自動車営業所 1 高松駅 7 広島車両所 7 広島機関区 2 三次運転区 1 岩国機関区 2 岩国機関区 2 岩国自動車営業所 1 幡生工場 2 博多総合車両部 2 小倉工場 15 東小倉駅 1 熊本機関区 1 宮崎機関区 1 西鹿児島工場 1 その他 10		
大阪第一運転所 1 鷹取工場 4 大阪運転区 1 米子機関区 1 岡山機関区 1 多度津工場 5 松山自動車営業所 1 高松駅 7 広島車両所 7 広島大場 5 広島機関区 2 三次運転区 1 岩国機関区 2 岩国機関区 2 岩国自動車営業所 1 幡生工場 2 博多総合車両部 2 小倉工場 1 熊本機関区 1 宮崎機関区 1 西鹿児島工場 1 その他 10		1
鷹取工場 4 大阪運転区 1 米子機関区 1 岡山機関区 1 多度津工場 5 松山自動車営業所 1 高松駅 1 後藤工場 7 広島車両所 7 広島機関区 2 三次運転区 1 岩国機関区 2 岩国自動車営業所 1 幡生工場 2 博多総合車両部 2 小倉工場 1 東小倉駅 1 熊本機関区 1 宮崎機関区 1 西鹿児島工場 1 その他 10		1
大阪運転区 1 米子機関区 1 岡山機関区 1 多度津工場 5 松山自動車営業所 1 高松駅 7 広島車両所 7 広島機関区 2 三次運転区 1 岩国機関区 2 岩国機関区 2 岩国自動車営業所 1 幡生工場 2 博多総合車両部 2 小倉工場 15 東小倉駅 1 熊本機関区 1 宮崎機関区 1 西鹿児島工場 1 その他 10		1
米子機関区 1 岡山機関区 1 多度津工場 5 松山自動車営業所 1 高松駅 7 戊島車両所 7 広島機関区 2 三次運転区 1 岩国機関区 2 岩国博動車営業所 1 幡生工場 2 博多総合車両部 2 小倉工場 15 東小倉駅 1 熊本機関区 1 宮崎機関区 1 西鹿児島工場 1 その他 10	鷹取工場	4
岡山機関区 1 多度津工場 5 松山自動車営業所 1 高松駅 1 後藤工場 7 広島車両所 7 広島機関区 2 三次運転区 1 岩国機関区 2 岩国自動車営業所 1 幡生工場 2 博多総合車両部 2 小倉工場 15 東小倉駅 1 熊本機関区 1 宮崎機関区 1 西鹿児島工場 1 その他 10	大阪運転区	1
多度津工場 5 松山自動車営業所 1 高松駅 7 後藤工場 7 広島車両所 7 広島機関区 2 三次運転区 1 岩国機関区 2 岩国自動車営業所 1 幡生工場 2 博多総合車両部 2 小倉工場 15 東小倉駅 1 熊本機関区 1 宮崎機関区 1 西鹿児島工場 1 その他 10	米子機関区	1
松山自動車営業所 1 高松駅 1 後藤工場 7 広島車両所 7 広島機関区 2 三次運転区 1 岩国機関区 2 岩国自動車営業所 1 幡生工場 2 博多総合車両部 2 小倉工場 15 東小倉駅 1 熊本機関区 1 宮崎機関区 1 西鹿児島工場 1 その他 10	岡山機関区	1
高松駅 1 後藤工場 7 広島車両所 7 広島工場 5 広島機関区 2 三次運転区 1 岩国機関区 2 岩国自動車営業所 1 幡生工場 2 博多総合車両部 2 小倉工場 15 東小倉駅 1 熊本機関区 1 宮崎機関区 1 西鹿児島工場 1 その他 10	多度津工場	5
後藤工場 7 広島車両所 7 広島工場 5 広島機関区 2 三次運転区 1 岩国機関区 2 岩国自動車営業所 1 幡生工場 2 博多総合車両部 2 小倉工場 15 東小倉駅 1 熊本機関区 1 宮崎機関区 1 宮崎機関区 1 西鹿児島工場 1 その他 10	松山自動車営業所	1
広島車両所 7 広島工場 5 広島機関区 2 三次運転区 1 岩国機関区 2 岩国自動車営業所 1 幡生工場 2 博多総合車両部 2 小倉工場 15 東小倉駅 1 熊本機関区 1 宮崎機関区 1 西鹿児島工場 1 その他 10	高松駅	1
広島工場 5 広島機関区 2 三次運転区 1 岩国機関区 2 岩国自動車営業所 1 幡生工場 2 博多総合車両部 2 小倉工場 15 東小倉駅 1 熊本機関区 1 宮崎機関区 1 西鹿児島工場 1 その他 10	後藤工場	7
広島機関区 2 三次運転区 1 岩国機関区 2 岩国自動車営業所 1 幡生工場 2 博多総合車両部 2 小倉工場 15 東小倉駅 1 熊本機関区 1 宮崎機関区 1 西鹿児島工場 1 その他 10	広島車両所	7
三次運転区 1 岩国機関区 2 岩国自動車営業所 1 幡生工場 2 博多総合車両部 2 小倉工場 15 東小倉駅 1 熊本機関区 1 宮崎機関区 1 西鹿児島工場 1 その他 10	広島工場	5
岩国機関区 2 岩国自動車営業所 1 幡生工場 2 博多総合車両部 2 小倉工場 15 東小倉駅 1 熊本機関区 1 宮崎機関区 1 西鹿児島工場 1 その他 10	広島機関区	2
岩国自動車営業所 1 幡生工場 2 博多総合車両部 2 小倉工場 15 東小倉駅 1 熊本機関区 1 宮崎機関区 1 西鹿児島工場 1 その他 10	三次運転区	1
幡生工場2博多総合車両部2小倉工場15東小倉駅1熊本機関区1宮崎機関区1西鹿児島工場1その他10	岩国機関区	2
博多総合車両部 2 小倉工場 15 東小倉駅 1 熊本機関区 1 宮崎機関区 1 西鹿児島工場 1 その他 10	岩国自動車営業所	1
小倉工場 15 東小倉駅 1 熊本機関区 1 宮崎機関区 1 西鹿児島工場 1 その他 10	幡生工場	2
東小倉駅 1 熊本機関区 1 宮崎機関区 1 西鹿児島工場 1 その他 10	博多総合車両部	2
熊本機関区 1 宮崎機関区 1 西鹿児島工場 1 その他 10	小倉工場	15
熊本機関区 1 宮崎機関区 1 西鹿児島工場 1 その他 10	東小倉駅	1
西鹿児鳥工場1その他10		1
西鹿児鳥工場1その他10	宮崎機関区	1
その他 10		1
		10

※交付者数は、平成19年10月末現在で厚生労働省からの通知 による。

表15 船員保険情報提供資料まとめ(社会保険庁)

				2006	年8月30	旧現在				2007年6月28日現在					2007年12月14日現在
都道府 県	^{郡道府} 船員健康管理手帳			战務上糸 傷手・療		職務	5上遺カ	 疾年金	アスベスト関連遺族給付 裁定請求書受付決定状況					船員健康管理手帳	
711	申請	交付	不該当	申請			申請	決定	不支給	受付		不支給		審査中	交付
北海道	2	1	1	1	0	1				1				1	2
青 森	1		1											İ	
岩 手														1	
宮 城	7	6	1				1	0	0	1	1				7
秋 田	1	1													1
山 形															1
福島							1	1	0	1	1				
茨 城	3	3													3
栃 木															1
群 馬	1	1													1
埼 玉	1	1			igsquare									ļ	1
千 葉	11	11			igsquare									ļ	12
東京	7	7		27	17	7	12	10	0	19	16	1		2	9
神奈川	33	25	2				1	0	1	2	1	1			42
山梨	1	1													1
長 野														ļ	1
新潟	3	3												<u> </u>	6
富山	10	10													10
石川	6	4	1											-	7
福井	2	1	1											-	1
岐 阜	0	0												-	-
静岡	2	2	<u> </u>	 						1		<u> </u>	 	1	5
爱 知 三 重	1	1								1				1	2
滋賀	1	1												-	1
京都	2	2												-	3
大阪	14	12	1	3	3	0	2	2	0	2	2			-	15
兵 庫	63	50	7	3	3	0	2	0	0	4	3	l 	1	 	71
奈良	3	3	'					0	0	4			1	-	3
和歌山	4	2												 	4
鳥取	5	5													6
島根	12	11	1												12
岡山	57	56	_							1	1			<u> </u>	67
広 島	19	14	4				1	1	0	4	2		2	1	20
山口	14	14					2	2	0	2	2		<u> </u>	1	20
徳島	2	2						ΙĪ							3
香川	16	14	1	2	0	2				1	1				21
愛媛	11	10													12
高 知		4								1			1	İ	4
福岡	11	11					1	1	0	1	1			ĺ	13
佐 賀	3	2													3
長 崎	10	9	1	1	0	1	1	0	0	4	3		1		12
熊本	3	3													4
大 分	3	3													3
宮崎	1	1													1
鹿児島	4	3													7
沖 縄															
合 計	354	310	21	34	20	11	24	17	1	45	34	2	5	4	418

注1:審査中には返礼中のものを含む。 注2:長崎の却下欄の1件は「取下」である。

は418件(申請450件)とのことである。

(2) 2007年6月28日時点までに、アスベスト関連疾患についての遺族給付に関する申請が45件あり、うち34件が業務上として認定された。療養中の方の認定件数のデータは明らかにされなかった。

いまだに被害件数が結局何名なのか、疾患別 にはどうなっているのかも整理されていない模様 で。ある意味、これぞ社会保険庁というべき呆れた 状況が続いている。

ただし、2005年の労災認定事業場開示の際には、4件の認定(日本郵船:中皮腫2件、第一中央汽船で中皮腫1件-東京社会保険事務局管轄、日本水産:中皮腫1件-福岡社会保険事務局管轄)が公表されており、2007年6月28日までにこれを含めて34件の遺族認定があったということは判明したことになる。療養中の事案を含めるとさらに件数は増えるとみられ、クボタショックは船員の石綿被害顕在化にも大きな影響を与えたのである。

この件についても報道され、取材に対して『社保庁は「治療中の人も含めた認定者数や病名は把握していない。船会社の名前は今はいえない。」として、詳細な説明を拒んでいる』という。少しぐらいやる気を見せたらどうなんでしょうか、社保庁!

クボタ疫学調査拒む厚労省

日本産業衛生学会が、旧神崎工場の石綿被害の疫学調査を厚労省に要望して、厚労省が断っている事実がある。厚労省は、労災認定事業場未公表問題の裏側で、とんでもないことをやらかしていた。産衛学会は、理事長名で次の要望書を、厚労省に昨年7月に提出した。

平成19年7月6日 厚生労働大臣 柳澤伯夫殿

> 社団法人目本産業衛生学会 理事長 清水英佑

石綿取り扱い労働者の疫学調査 実施に関する要望書

謹啓

貴職におかれましては、国民・労働者の健康と福祉を守り、向上させる職務に邁進されていることに 心から敬意を表します。

さて、わが国の国民の生命と健康を脅かし、深刻な社会問題化した石綿問題に関して、労働者の健康問題を研究する専門学会としてお願いがございます。

兵庫県尼崎市クボタ旧神崎工場の労働者に石 綿関連疾患が多発していることを伝えた新聞報道 をきっかけに、石綿による健康影響に対する不安 は、石綿を取り扱ってきた多くの労働者だけでなく、 石綿が使用されている公共および一般施設などを 利用する住民にまで広がり、今なお重大な社会的 課題となっています。私ども日本産業衛生学会では 石綿と健康障害に関しての数多くの研究成果を基 に、疾病の発生予防や改善対策に微力ながら貢献 してまいりました。しかしながら、報道されたクボタ旧 神崎工場の労働者における石綿関連疾患の癸生 状況をみるに、石綿関連疾患の多さに驚かされま す。たとえば、同工場での就労経験者は千名程度 と仄聞していますが、このうち石綿曝露と特異的な 関係にある中皮腫の死亡者は60名前後に達してい ることが報道されています。中皮腫死亡の最近の 全国平均が年間約14万人当たり一人であることを 考慮すれば、過去20年間の結果としても、いかに同 工場で極めて多数の中皮腫死亡が生じているか が容易に推測できます。しかも新たな中皮腫の発 生が続いていると言われています。また、石綿肺、 石綿関連肺癌の発生も報道されています。

これらの患者発生は、同工場で使用されていた 石綿の種類や作業環境、労働条件と密接にかか わっていると思われ、その実態を科学的に検証する ことは、同工場労働者の健康管理のあり方だけで はなく、多数の中皮腫発生を見ている近隣住民の 健康管理のあり方を検討する上で、貴重な憎報をも たらすはずです。加えて、わが国の石綿関連疾病 の予防策や現存する、ないしは使用済みの石綿の 廃棄処理などの安全な取り扱いについても、重要な 示唆を与えるものと考えます。また、国民の漠然とし た不安を解消する上にも、役立つと考えます。

残念ながら、現時点においても、同工場での中 皮腫を含めた石綿関連疾患の疫学調査は試みら れておりません。全国の石綿製品製造工場での 疫学調査が必要でありますが、今回石綿関連疾 患が多発したクボタ旧神崎工場に対して、その実 態を明らかにするため労働安全衛生法第108条 の2に規定されている「疫学的調査等の実施」を 発動されることを要望するものです。

なお本学会は、専門学会としてその調査を担うことが可能であり、またその準備も既にできております。 謹白。

要望書にある「労働安全衛生法第108条の2」 は次のものである。

【労働安全衛生法】

(疫学的調査等)

第108条の2 厚生労働大臣は、労働者がさらされる化学物質等又は労働者の従事する作業と労働者の疾病との相関関係をは握するため必要があると認めるときは、疫学的調査その他の調査(以下この条において「疫学的調査等」という。)を行うことができる。

関係者によると、要望を受けた厚生労働省は、「108条の調査は、因果関係がわからないときに行うものであり、クボタ旧神崎工場については因果関係がわかっているので該当しない」と答えたということである。

口実を設けて法律で認められた権限すら行使しようとしない厚労省、具体的には安全衛生部は、クボタ事件の全容解明を阻もうとしているとしか考えられない。世界的にも類例をみない石綿公害を引き起こし、工場内に100名を優に超える被害者を発生させた工場にかかる徹底した疫学調査を実施することの意義は誰の目に明らかだろう。

これまで報道されていないが、労災補償部による労災認定事業場未公表問題に匹敵する、重大 事件と言わなければならない。

旧日本エタニットパイプ

クボタよりも古くから青石綿を使用した石綿水道 管を製造していた日本エタニットパイプ (現リゾート ソリューション)では、クボタ旧神崎工場と同様の被 害を発生させてきた。

12月3日付け毎日新聞の記事中の企業回答には リゾートソリューションのものがなかったが、12月7日 に次の記事が掲載され、大規模な被害状況があ らためて明らかにされた。

【2007年12月7日毎日新聞夕刊】

石綿労災・救済認定108人 全国3番目の規模 水道管製造 旧エタニット

「高松市など全国3カ所でアスベスト(石綿)を用いた水道管を製造していた旧日本エタニットパイプの元従業員のうち、中皮腫などの石綿健康被害で労災認定などを受けた人が少なくとも108人に上ることが7日、分かった。民間企業としては被害を公表しているニチアスの307人(子会社含む)、クボタの147人に次ぐ規模。従業員名簿などが残っていないため認定者数の確定は難しく、実際には被害が広がっている可能性もある。

旧社の経営を引き継いだ「リゾートソリューション」 (東京都)が、元従業員と遺族が起こした損害賠償訴訟に対応するため調査。元従業員で原告となった人ら28人を除く80人が、労災認定と石綿救済新法による救済認定を受けていたことが新たに判明した。病名の内訳は、中皮腫23人▽肺がん25人▽じん肺32人。労働年数は4~約35年で、多くの人が既に死亡。全員、同社による950万~2890万円の上乗せ補償を受けている。

旧会社は大宮・鷲宮工場(さいたま市など)で19 33~85年、高松工場で34~71年、鳥栖工場(佐賀県鳥栖市)で54~85年に、石綿を用いた水道管を製造していた。毒性が強い青石綿も使用しており、ピーク時の50~60年代には700人以上の従業員がいた。

同社は労災認定などを受けた元従業員らに上乗せ補償しているが、一部について交渉が決裂。 昨年10月、60~80歳代の元従業員や遺族計57 人が、元従業員1人当たり3850万円の損害賠償を 求め高松地裁に提訴した。

同社は「健康被害に遭った人には誠意を持って 対応し補償したい」としている。

【大久保昂】」

高松地裁に元従業員・遺族(関係労働者29人)が提訴しているが、これとは別に少なくとも80人が労災認定・新法救済認定を受け、かつ会社から労災上積み補償を受けていたというのである。裁判原告関係の29人のうち1人は労災認定を受けていないじん肺患者であるので、労災認定を受けているのは、少なくとも108人ということになる。報道等から、疾病別の内訳は和解80人については、中皮腫23人、肺がん25人、じん肺及び合併症32人であり、原告関係28人については中皮腫6人、じん肺及び合併症22人とみられる。

旧日本エタニットをめぐっては、小菅さんという労働者で労災認定を受けた方の子供が、家族ばく露による中皮腫を発症、死亡したことをめぐる損害賠償裁判(最高裁で遺族が敗訴。裁判では「中皮腫」であることがみとめられなかったが、「中皮腫」としか考えられないと専門家に厳しく批判された。石綿新法施行後、小菅さんの遺族は中皮腫として救済認定を受けた)を含む複数の裁判が提訴されてきたこともあり、経営を引き継いだリゾートソリューションには、一定の資料が残存していると推測される。また、アスベスト問題に取り組んでいる元労働者、労働組合も活動を続けている。

したがって、専門家による疫学調査が実施可能であり、すでにそうした調査が進められているとも伝えられている。被害発生企業での疫学調査実施の情報はここくらいという、まことにお寒い状況である。

クボタ、ニチアス…

クボタショック後、一挙に被害が顕在化したことを受けて、被害が多発した石綿関連企業は専門家による疫学調査を実施し、被害の実態と全容の解明を行い調査結果を社会に明らかにして、石綿

被害の救済と被害防止対策に貢献する責任がある、という主張には十分根拠がある。多くの被害者、遺族はこのことを願っている。

現状において各企業は、法律で義務づけられていないことを奇貨として、これを実施しようとはしない。重要な企業はクボタ、そして、ニチアスなど石綿製品製造各社、造船各社、鉄道車両製造各社、旧国鉄など大企業であるが、一定の補償と救済、健康診断実施などに限定した取り組みしかしていない。ニチアスに至っては、退職者の労働組合に対して団交拒否で応じるという、卑劣な被害者分断政策に汲々としている。

そんな中で行われたのが産衛学会の要望だったが、厚労省は見事に隠ぺい体質を発揮し、加害 企業の意志を代弁したのである。

法改正と産衛学会要望の実現を!

「新聞報道まで何も知らなかった」というのは、尼崎市の行政責任者の言葉である。

二度とこういうことが起こってはいけないので、職域の石綿被害の情報を自治体、保健所などにも連絡するようにするべきであるのに、未だに制度化されていない。自治体には環境省の石綿新法の認定情報も伝えられていない。最も情報を把握している厚労省は、被害情報を隠ぺいし、法律に基づく疫学調査を実施することを拒否してきた。

こうした状況を変えるには、法律、制度を変えなければらちがあかないことがはっきりした。

被害は企業や産業医などの産業保健従事者から自治体に連絡「しなければならない」、政府は石綿被害の発生した企業の疫学調査を実施「しなければならない」という法改正に取り組もうではないかというわけである。皆さんのご意見とご協力をお願いしたい。

そして、まずは、厚労省が断った産衛学会の要望を是非とも実現しようではありませんか。

(なお、本稿の内容は、立命館大学政策科学会発行『政策科学』」に掲載予定である.)

爆発! 拡大するアスベスト被害 クボタショックから2年、そして、これから…

格差と隙間のない補償と救済、 アスベストのない社会の実現をめざし、 被害者と支援者の思いがつながった集会報告集。



ISBN978-4-939042-33-1 | ISBN978-4-939042-33-1 | 編著 | ISBN978-4-939042-33-1 | ISBN978-4-939042-33-1 | ISBN978-4-939042-33-1 | ISBN978-4-939042-33-1 | ISBN978-4-939042-33-1 | ISBN978-4-939042-33-1 | ISBN978-4-939042-33-1 | ISBN978-4-939042-33-1 | ISBN978-4-939042-33-1 | ISBN978-4-939042-33-1 | ISBN978-4-939042-33-1 | ISBN978-4-939042-33-1 | ISBN978-4-939042-33-1 | ISBN978-4-939042-33-1 | ISBN978-4-939042-33-1 | ISBN978-4-939042-33-1 | ISBN978-4-939042-33-1 | ISBN978-4-939042-33-1 | ISBN978-4-939042-33-1 | ISBN978-4-939042-33-1 | ISBN978-4-939042-33-1 | ISBN978-4-939042-33-1 | ISBN978-4-939042-33-1 | ISBN978-4-939042-33-1 | ISBN978-4-939042-33-1 | ISBN978-4-939042-33-1 | ISBN978-4-939042-33-1 | ISBN978-4-939042-33-1 | ISBN978-4-939042-33-1 | ISBN978-4-939042-33-1 | ISBN978-4-939042-33-1 | ISBN978-4-939042-33-1 | ISBN978-4-939042-33-1 | ISBN978-4-939042-33-1 | ISBN978-4-939042-33-1 | ISBN978-4-939042-33-1 | ISBN978-4-939042-33-1 | ISBN978-4-939042-33-1 | ISBN978-4-939042-33-1 | ISBN978-4-939042-33-1 | ISBN978-4-939042-33-1 | ISBN978-4-939042-33-1 | ISBN978-4-939042-33-1 | ISBN978-4-939042-33-1 | ISBN978-4-939042-33-1 | ISBN978-4-939042-33-1 | ISBN978-4-939042-33-1 | ISBN978-4-939042-33-1 | ISBN978-4-939042-33-1 | ISBN978-4-939042-33-1 | ISBN978-4-939042-33-1 | ISBN978-4-939042-33-1 | ISBN978-4-939042-33-1 | ISBN978-4-939042-33-1 | ISBN978-4-939042-33-1 | ISBN978-4-939042-33-1 | ISBN978-4-939042-33-1 | ISBN978-4-939042-33-1 | ISBN978-4-939042-33-1 | ISBN978-4-939042-33-1 | ISBN978-4-939042-33-1 | ISBN978-4-939042-33-1 | ISBN978-4-939042-33-1 | ISBN978-4-939042-33-1 | ISBN978-4-939042-33-1 | ISBN978-4-939042-33-1 | ISBN978-4-939042-33-1 | ISBN978-4-939042-33-1 | ISBN978-4-939042-33-1 | ISBN978-4-939042-33-1 | ISBN978-4-939042-33-1 | ISBN978-4-939042-33-1 | ISBN978-4-939042-33-1 | ISBN978-4-939042-30-1 | ISBN978-4-939042-30-1 | ISBN978-4-939042-30-1 | ISBN978-4-93904-4-93904-4-93904-4-93904-4-93904-4-93904-4-9004-4-9004-4-9004-4-9004-4-9004-4-9004-4-9004-4-9004-4-9004-4-9004-4-9004-4-9004-4-9004-4-9004-4-9004-4-9004

主な内容

アスベスト公害の原点 クボタショック アスベスト被害 各地の状況 兵庫県尼崎市/横浜市鶴見区/大阪府泉南地域/大阪府河内長野市奈良県斑鳩町・王寺町/岐阜県羽島市

アスベスト被害をめぐる医療・法律・補償の現状

写真と報告でつづるアスベスト被害尼崎集会 クボタショックから2年 アスペスト被害尼崎集会

発行 株式会社 アットワークス

大阪市中央区谷町-1-7-3 天満橋千代田ビル8階 TEL:06-6920-8626 FAX:06-6944-9807 http://www.atworx.co.jp/works/pub/33.html



【特別価格 1,260円(本体 1,200円 + 税、送料込。但し、代金振込手数料別)】での購入申込書

①中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会 ②中皮腫・じん肺・アスベストセンター、

③全国安全センター及び各地域センター の各会員向け

(ファックスの場合上記のいずれかに○をつけていただき、以下の<お届け先>各項目にご記入の上、ご注文下さい。電話、電子メールでのご注文の場合は、上記会員である旨をお知らせ下さい。)

<お届け先>	70 C 40 C 1		<u></u>	· IDAA	7 U C (3)/4 D	/C C 0 ·0 /	
氏名又は団体名	:						
住 所:〒	_						
電話:	_	_	FAX	(:	_	_	
注文冊数:	⊞			※本書送付の	際に請求書、	振込用紙を同	送いたします。

FAX:06-6944-9807